

様式第11号（第6条関係）

領収書等貼付用紙

自由民主党・市民クラブ

会派の名称・議員氏名 山口 典子

使 途 項 目	事務・事務所費						
整 理 番 号	1						
領収書等貼付欄（複数枚の貼付は、不可）							
NTTファイナンス株式会社 払込受領証 <table border="1"> <tr> <td>お客様名 山口 典子 様</td></tr> <tr> <td>お客様番号 [REDACTED]</td></tr> <tr> <td>請求年月 2024年 2月分</td></tr> <tr> <td>ご請求金額 ¥5,923-</td></tr> </table> 上記の金額を受領いたしました。 ※金額を訂正したものの及び、取 日付印のないものは無効です。 NTTファイナンス株式 <table border="1"> <tr> <td>収入印紙貼付欄 [REDACTED]</td> <td>領収日付印 24.4.18 [REDACTED]</td> </tr> </table> (お客様控)		お客様名 山口 典子 様	お客様番号 [REDACTED]	請求年月 2024年 2月分	ご請求金額 ¥5,923-	収入印紙貼付欄 [REDACTED]	領収日付印 24.4.18 [REDACTED]
お客様名 山口 典子 様							
お客様番号 [REDACTED]							
請求年月 2024年 2月分							
ご請求金額 ¥5,923-							
収入印紙貼付欄 [REDACTED]	領収日付印 24.4.18 [REDACTED]						
按 分 率（按分による支出の場合に使用）							
80 % 4,738 円 （按分率の根拠）							
事務所使用状況報告書のとおり							
（その他）							
事務所 2024年2月分インターネット使用料及び電話代							
住所 堺市堺区熊野町東3-2-27 堺ドリームビル201号室 宛名：山口典子							

様式第11号（第6条関係）

領収書等貼付用紙

自由民主党・市民クラブ

会派の名称・議員氏名 山口 典子

使 途 項 目	広報・広聴費
整 理 番 号	2
領収書等貼付欄（複数枚の貼付は、不可）	

領収証

011641

2024年4月25日

山口典子

様

消費税額等 10 %

金額

¥ 33,000-

現金

小切手

但し

2024年3月ブログ更新代として

手形

上記の金額正に領収しました

収 入
印 紙

アトム株式会社

〒542-0012

大阪市中央区谷町7-1-44 TANCE谷町ビル3F

TEL 06-6764-5987 FAX 06-6764-5988

登録番号 T7120001100838

扱 者 印

按 分 率（按分による支出の場合に使用）

80 % 26,400 円 （按分率の根拠）

更新内容について、一部政務活動以外の記事も含むため

（その他）

ブログ更新作業代 2024年3月分

請求書

PAGE 1

売上日 2024年03月25日

伝票No. 00005544

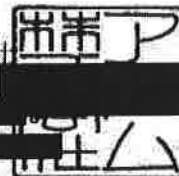
〒542-0012 大阪市中央区谷町7-1-44

TANCE谷町ビル3階 アトム株式会社

TEL 06-6764-5987 FAX 06-6764-5988

振込先：三井住友/富田林支店/当座

ゆうちょ銀行 口座記号番号：



担当：

登録番号 T7120001100838

山口典子 様

商品コード / 商品名	色 入数	サイズ ケース	数量	単位	単価	金額	備考
2024年 3月分ブログ更新			1		30,000	30,000	課10.0%
※振込手数料は、お客様負担でお願い致します。							
【課税10.0% 税抜額】						30,000	
【課税10.0% 消費税額】						3,000	

30,000 3,000 33,000

使 途 項 目	事務・事務所費
整 理 番 号	3
領収書等貼付欄（複数枚の貼付は、不可）	

領 収 証

山本 典子 様

¥77,000-

但し、堺ドリームビル201号室 5月分賃料・共益費
として上記の金額正に領収致しました。

内訳

税率	税抜金額	消費税額
10 %	¥70,000	¥7,000
8 %		

2024年4月30日

株式会社ヒューマンドリーム

大阪府中央区安土町2丁目3番13号

TEL:06-6210-3169(代)

登録番号:T1120001131698



按 分 率（按分による支出の場合に使用）

80 % 61,600 円 （按分率の根拠）

事務所（使用）状況報告書に記載のとおり

（その他）

事務所家賃 2024年5月分（共益費含む）

事務所所在地 堺市堺区熊野町東 3-2-27 堺ドリームビル 201 号室

料金お支払いのお願い
REQUEST FOR PAYMENT

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、先に当社よりご請求いたしましたお客様の下記ご請求金額（NTT西日本ご利用分）につきまして、2024年3月26日現在、お支払いの確認がとれておりません。
お支払いがお済みでない場合は、下記お支払場所へ至急お支払いいただきますようお願い致します。

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	00-5893-4595
ご請求年月 MONTH OF ISSUE	2024年 2月 ご請求分
ご請求金額 TOTAL AMOUNT	5,923円

お支払場所

- ・コンビニエンスストア、ドコモショップ
- ※コンビニエンスストアでのお支払いの場合、裏面の払込票が必要です。
- ※ドコモショップでのお支払いの場合、請求書もしくは裏面の払込票が必要です。
- ※コンビニエンスストアにてお支払いいただく場合、一部お取扱できない店舗がございます。
- ※ドコモショップの営業時間等につきましては、事前に各店舗へお問い合わせ願います。

※請求書に記載のお支払期限を過ぎてお支払いいただいた場合、上記の料金（「他社利用分（ISP利用料等）」の料金回収代行分を除く）に最大年14.5%の割合で計算した延滞利息を別途請求させていただきます。

お支払い方法のご案内

■払込票によるお支払いについて

裏面の破線線を切り取って、コンビニエンスストア、ドコモショップまでお持ちください。

※銀行、郵便局等の金融機関ではお取扱いできません。

※万一、重複払いとなった場合は、翌月以降のご請求分に充当させていただく場合があります。

■クレジットカードによるお支払いについて

ドコモショップ、Webビリングの料金お支払いサイトでのお支払いにクレジットカードをご利用いただけます。

■Pay-easy（ペイジー）によるお支払いについて

Webビリングの料金お支払いサイトや、お近くのPay-easy（ペイジー）対応ATM、インターネットバンキングを利用して、お支払いいただけます。

お支払いには、下記の「収納機関番号」「お客様番号」「確認番号」の入力が必要です。

※現金による10万円を超えるお支払いはできません。

※ご利用条件など詳しくは、該当の金融機関へお問い合わせください。

収納機関 番号	56102	お客様 番号		確認 番号	06105
------------	-------	-----------	--	----------	-------

※口座振替手続きをお申し込みされている場合は、手続きが完了するまでの間（1〜2か月）は、弊社の請求書により、お支払いいただきますので、ご了承ください。

本書と行き違いにお支払い済みの場合には、何卒ご容赦願います。

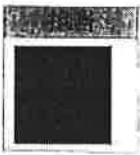
社用コード BMM011391001 04762 04762 00 S 24033700S

〒590-0946
大阪府堺市堺区熊野町東3-2-27
堺ドリームビル 00201

発行日 2024年04月17日

山口 典子 様

(株)タイセイシュアサービス
〒534-0021
大阪府大阪市都島区都島本通1丁目4-20
タイセイビル8階
TEL : 06-6921-8111



御請求書

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は弊社管理物件をご利用頂き誠にありがとうございます。
今回の御請求内容は下記の通りとなっております。
過不足のないようにご入金下さいますようお願い申し上げます。

敬具

堺ドリームビル	00201
山本 典子 様	

前払請求金額	当月請求金額	御入金金額	当月請求合計金額
0 円	77,000 円	0 円	77,000 円

【ご請求内訳】

費目	摘要	本体金額	消費税	請求額
家賃	月次(2024年5月分)	65,000 円	6,500 円	71,500 円
共益費	月次(2024年5月分)	5,000 円	500 円	5,500 円
		70,000 円	7,000 円	77,000 円

【検針結果】

検針内容	前回検針日	今回検針日	前回検針値	今回検針値	今回使用量	今回料金
水道	2024年02月12日	2024年04月13日	9	9	0	0 円

りそな	船場
普通	
カヒューマントリーム	
(株)ヒューマンドリーム	

様式第11号（第6条関係）

領収書等貼付用紙

自由民主党・市民クラブ

会派の名称・議員氏名 山口 典子

使 途 項 目	事務・事務所費
整 理 番 号	4
領収書等貼付欄（複数枚の貼付は、不可）	
電話料金等払込受領証 西日本ご利用分 ご請求先氏名 山口 典子 様 お客様番号 [REDACTED] 2024年 4月ご請求分 金額(円) ¥6,362- 受取人 NTTファイナンス株式会社 [REDACTED] お問合せ先（無料） 0800-3335550 領 収 日 附 印 2024.4.30 [REDACTED] 記入・印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様	
按 分 率（按分による支出の場合に使用）	
80 % 5,089 円 （按分率の根拠）	
事務所使用状況報告書のとおり	
（その他）	
事務所 2024 年 4 月分インターネット使用料及び電話代	
住所 堺市堺区熊野町東 3-2-27 堺ドリームビル 201 号室 宛名：山口典子	

請求書 (西日本ご利用分)

590-0946
堺市堺区熊野町東3丁2-27

郵便区内特別

堺ドリームビル 201号
山口 典子 様



024042101044715794

12477

Webでのお問い合わせ先



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2024年 4月17日発行
発行会社 差出: NTTファイナンス (株)
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【速付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLG森の宮ビル6F
社用コード M2002111004 12477 12423 00 J
01 010000 1 0 24040301J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(

1/

3ページ)

お客様請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
00-5893-4595 [Redacted]	2024年 4月ご請求分	6,362円	2024年 4月30日(火)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額 5,471円

NTTファイナンス分ご請求額 891円

(合計) 6,362円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。

※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス(光もともとと割、Web光もともとと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。

割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。

なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト[<http://flets-w.com/wari/>]でご確認ください。

* NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

ご請求内訳

(お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆00-5893-4595			
◇NTT西日本ご利用分			
5,471	3,700	フレッツ 光ネクスト M 単利用料	3月 1日～ 3月31日 合 算
	-620	光はじめ割	2025年10月～2025年12月以 合 算
	500	ひかり電話 (基本料)	3月 1日～ 3月31日 電話番号 合 算
	100	ひかり電話対応機器使用料	は072-225-1562
	500	ボイスワープ使用料	3月 1日～ 3月31日 合 算
	16	ひかり電話 (通話料)	3月 1日～ 3月31日 合 算
	576	ひかり電話 (携帯電話等への通話料)	3月 1日～ 3月31日 合 算
	2	ユニバーサルサービス料他	3月 1日～ 3月31日 1番号分 合 算
	150	発行手数料	のご請求となります。
	50	収納手数料	本請求書等の発行にかかる各種費用に 合 算
	497	消費税等相当額 (合計)	なります。
◇NTT西日本分 (小計)	5,471	(小計)	本請求をコンビニエンスストア・各種金 合 算
◇NTTファイナンスご利用分			融機関でお支払いいただく場合の手数料
891	891	OCN光withフレッツ利用料等	です。
		NTTコミュニケーションズご利用分。	合算表示の料金合計×10%
◇合計	6,362	合計	非対象等

ユニバーサルサービス料他には、2023年4月利用料分から2024年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

様式第11号（第6条関係）

領収書等貼付用紙

自由民主党・市民クラブ

会派の名称・議員氏名 山口 典子

使 途 項 目	事務・事務所費
整 理 番 号	5
領収書等貼付欄（複数枚の貼付は、不可）	
電話料金等払込受領証 西日本ご利用分 ご請求先氏名 山口 典子 様 お客様番号 [REDACTED] 2024年 5月ご請求分 金額(円) ¥6,127- 受取人 NTTファイナンス株 [REDACTED] お問合せ先（無料） 0800-3335550 領 収 日 附 印 24.5.27 [REDACTED] 取 入 印 記 貼 付 欄 (金融機関・CVS用)→お客様	
按 分 率（按分による支出の場合に使用）	
80 % 4,901 円 （按分率の根拠）	
事務所使用状況報告書のとおり	
（その他）	
事務所 2024年5月分インターネット使用料及び電話代	
住所 堺市堺区熊野町東 3-2-27 堺ドリームビル 201 号室 宛名：山口典子	

請求書 (西日本ご利用分)

590-0946
堺市堺区熊野町東3丁2-27

郵便区内特別

堺ドリームビル 201号
山口 典子 様

024052101041366416

08108

Webでのお問い合わせ先

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70発行年月日 2024年 5月18日発行
発行会社 差出: NTTファイナンス (株)
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【速付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F
社用コード M20021111003 08108 08064 00 J
6f 000000 1 0 24050301J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(

1/

3ページ)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
00-5893-4595	2024年 5月ご請求分	6,127円	2024年 5月31日(金)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額

5,217円

NTTファイナンス分ご請求額

910円

(合計)

6,127円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。

※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス(光もともとと割、Web光もともとと割、じーんと割、じーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。

割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。

なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト[http://flets-w.com/wari/]でご確認ください。

* NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

ご請求内訳 (お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆00-5893-4595			
◇NTT西日本ご利用分	5,217		
	3,700	フレッツ 光ネクスト M 単利用料 4月 1日～ 4月30日	合 算
	-620	光はじめ割 2024年10月～2025年12月以	合 算
	500	ひかり電話 (基本料) 4月 1日～ 4月30日 電話番号	合 算
	100	ひかり電話対応機器使用料 4月 1日～ 4月30日	合 算
	500	ボイスワープ使用料 4月 1日～ 4月30日	合 算
	24	ひかり電話 (通話料) 4月 1日～ 4月30日	合 算
	336	ひかり電話 (携帯電話等への通話料) 4月 1日～ 4月30日	合 算
	3	ユニバーサルサービス料他 4月 1日～ 4月30日 1番号分	合 算
	150	発行手数料	合 算
	50	収納手数料	合 算
	474	消費税等相当額 (合計)	合 算
◇NTT西日本分 (小計)	5,217	(小計)	
◇NTTファイナンスご利用分	910		
	891	OCN光withフレッツ利用料等 * 契約番号 [REDACTED]	非対象等
	19	NTTコミュニケーションズご利用分。 延滞利息 2月請求分の延滞利息です。	非対象等
◇合計			

ユニバーサルサービス料他には、2024年4月利用料分から2025年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円 (税込) が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単位) が公表されています。

様式第11号（第6条関係）

領収書等貼付用紙

自由民主党・市民クラブ

会派の名称・議員氏名 山口 典子

使 途 項 目	広報・広聴費
整 理 番 号	6
領収書等貼付欄（複数枚の貼付は、不可）	

領収証

012209

2024年5月28日

山口典子

様

消費税額等 10 %

金額 ￥33,000-

現金

但し 2024年4月 ブログ更新代として

小切手

手形

上記の金額正に領収しました

収 入
印 紙

アトム株式会社
〒542-0012
大阪市中央区谷町7-1-44 TANCE谷町ビル3F
TEL 06-6764-5987 FAX 06-6764-5988
登録番号 T7120001100838



按 分 率（按分による支出の場合に使用）

80 % 26,400 円 （按分率の根拠）

更新内容について、一部政務活動以外の記事も含むため

（その他）

ブログ更新作業代 2024 年 4 月分

山口典子 様

売上日 2024年04月25日

PAGE 1
伝票No. 00005728

〒542-0012 大阪市中央区谷町7-1-44
TANCE谷町ビル3階 アトム株式会社
TEL 06-6764-5987 FAX 06-6764-5988
振込先：三井住友/富田林支店/当座
ゆうちょ銀行 口座記号番号：

担当：
登録番号 T7120001100838

品名	サイズ	数量	単価	金額	税額	合計
2024年 4月分ブログ更新		1	30,000	30,000	課税10.0%	
※振込手数料は、お客様負担をお願い致します。						
【課税10.0% 税抜額】				30,000		
【課税10.0% 消費税額】				3,000		
合計			30,000	税額	3,000	33,000

様式第11号(第6条関係)

領収書等貼付用紙

自由民主党・市民クラブ

会派の名称・議員氏名 山口 典子

使 途 項 目	事務・事務所費
整 理 番 号	7
領収書等貼付欄(複数枚の貼付は、不可)	

領 収 証

山本 典子 様

¥77,000-

但し、堺ドリームビル201号室 6月分賃料・共益費
として上記の金額正に領収致しました。

内訳

税率	税抜金額	消費税額
10 %	¥70,000	¥7,000
8 %		

2024年5月28日

株式会社ヒューマンドリー

大阪府中央区安土町2丁目3番13号

TEL:06-6210-3169(代)

登録番号:T1120001131698



80 % 61,600 円 (按分率の根拠)

事務所(使用) 状況報告書に記載のとおり

(その他)

事務所家賃 2024 年 6 月分 (共益費含む)

事務所所在地 堺市堺区熊野町東 3-2-27 堺ドリームビル 201 号室

発行日 2024年05月15日

大阪府堺市堺区熊野町東3-2-27
堺ドリームビル 00201

(株)タイセイシュアーサービス

7534-0021

大阪府大阪市都島区都島本通1丁目4-20

山口 典子 様

タイセイビル8階

TEL : 06-6921-8111

担当

御請求書

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
 平素は弊社管理物件をご利用頂き誠にありがとうございます。
 今回の御請求内容は下記の通りとなっております。
 過不足のないようにご入金下さいませよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

物件名	堺ドリームビル	部屋番号	00201
御請求対象者様	山本 典子 様		

繰越請求金額	当月請求金額	御入金金額	当月請求合計金額
0 円	77,000 円	0 円	77,000 円

費 目	摘 要	本体金額	消費税	請求額
家賃	月次(2024年6月分)	65,000 円	6,500 円	71,500 円
共益費	月次(2024年6月分)	5,000 円	500 円	5,500 円
合計		70,000 円	7,000 円	77,000 円

銀行名	りそな	支店名	船場
口座種別	普通	口座番号	
フリガナ	カ)ヒューマンドリーム		
名義人	(株)ヒューマンドリーム		

様式第11号（第6条関係）

領収書等貼付用紙

自由民主党・市民クラブ

会派の名称・議員氏名 山口 典子

使 途 項 目	広報・広聴費
整 理 番 号	8
領収書等貼付欄（複数枚の貼付は、不可）	

領収証

012210

山口 典子

様

2024年6月25日

消費税額等

10 %

金 額

¥ 33,000 -

現 金

小切手

但し

2024年5月ブログ更新代として

手形

上記の金額正に領収しました

収 入
印 紙



アトム株式会社

〒542-0012

大阪市中央区谷町7-1-44 TANCE谷町ビル3F

TEL 06-6764-5987 FAX 06-6764-5988

登録番号 T7120001100838

扱 者 印

按 分 率（按分による支出の場合に使用）

80 % 26,400 円 （按分率の根拠）

更新内容について、一部政務活動以外の記事も含むため

（その他）

ブログ更新作業代 2024年5月分

売上日 2024年05月25日

伝票No. 00005861

山口典子 様

〒542-0012 大阪府中央区谷町7-1-44
TANCE谷町ビル3階 アトム株式会社
TEL 06-6764-5987 FAX 06-6764-5988
振込先：三井住友/富田林支店/当座
ゆうちょ銀行 口座記号番号：

担当：

登録番号 T7120001100838

品名	色	サイズ	入数	ケース	単価	金額	税額	合計
2024年 5月分ブログ更新			1		30,000	30,000	課税10.0%	
※振込手数料は、お客様負担をお願い致します。								
【課税10.0% 税抜額】							30,000	
【課税10.0% 消費税額】							3,000	
					30,000	3,000		33,000

様式第11号（第6条関係）

領収書等貼付用紙

自由民主党・市民クラブ

会派の名称・議員氏名 山口 典子

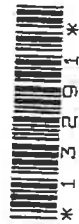
使 途 項 目	事務・事務所費
整 理 番 号	9
領収書等貼付欄（複数枚の貼付は、不可）	
電話料金等払込受領証 西日本ご利用分 ご請求先氏名 山口 典子 様 お客様番号 [REDACTED] 2024年 6月ご請求分 金額(円) ¥6,011- 受取人 NTTファイナンス株式会社 お問合せ先（無料） 0800-3335550 領 収 証 印 27 収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様	
按 分 率（按分による支出の場合に使用）	
80 % 4,808 円 （按分率の根拠）	
事務所使用状況報告書のとおり	
（その他）	
事務所 2024年6月分インターネット使用料及び電話代	
住所 堺市堺区熊野町東3-2-27 堺ドリームビル 201号室 宛名：山口典子	

請求書 (西日本ご利用分)

590-0946
堺市堺区熊野町東3丁2-27

堺ドリームビル 201号
山口 典子 様

郵便区内特別



13345

Webでのお問い合わせ先



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2024年 6月17日発行
発行会社 差出: NTTファイナンス (株)
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【選付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F
社用コード M20021111004 13345 13291.00 J
61 110000 1 0 24060301J



02406210104444912

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(

お客様請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
00-5893-4595 [Redacted]	2024年 6月ご請求分	6,011円	2024年 7月 1日 (月)

【NTTファイナンスからのお知らせ】 --- お 知 ら せ ---
適格請求書発行事業者名: NTTファイナンス株式会社 (登録番号: T8010401005011)

10%対象請求額 (税込) 5,120円 うち消費税等 465円
非対象等請求額 891円 ご請求額合計 6,011円

※各社のご利用料金・利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。

※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス (光もともとと割、Web光もともとと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割) は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。

割引適用期間中 (自動延伸後を含む) に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。

なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

* NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

ご請求内訳

(お客様番号)

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆00-5893-4595			
◇NTT西日本ご利用分			
5,120	3,700	フレッツ 光ネクスト M 単利用料 5月 1日～ 5月31日	合 算
	-620	光はじめ割 2025年10月～2025年12月以	合 算
		外の解約は解約金がかかります	
	500	ひかり電話 (基本料) 5月 1日～ 5月31日 電話番号	合 算
		は072-225-1562	
	100	ひかり電話対応機器使用料 5月 1日～ 5月31日	合 算
	500	ボイスワープ使用料 5月 1日～ 5月31日	合 算
	272	ひかり電話 (携帯電話等への通話料) 6月 1日～ 5月31日	合 算
	3	ユニバーサルサービス料他 5月 1日～ 5月31日 1番号分	合 算
		のご請求となります。	
	150	発行手数料 本請求書の発行にかかわる各種費用に	合 算
		なります。	
	50	収納手数料 本請求をコンビニエンスストア・各種金	合 算
		融機関でお支払いいただく場合の手数料	
		です。	
	465	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇NTT西日本分 (小計)	5,120	(小計)	
◇NTTファイナンスご利用分			
891	891	OCN光withフレッツ利用料等 * 契約番号:	非対象等
		NTTコム (回収代行) ご利用分。	
◇合計	6,011	合計	

ユニバーサルサービス料他には、2024年4月利用料分から2025年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。
https://www.rca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

様式第11号（第6条関係）

領収書等貼付用紙

自由民主党・市民クラブ
会派の名称・議員氏名 山口 典子

使 途 項 目	事務・事務所費
整 理 番 号	10
領収書等貼付欄（複数枚の貼付は、不可）	

領 収 証

山本 典子 様

¥77,000-

但し、堺ドリームビル201号室 7月分賃料・共益費
として上記の金額正に領収致しました。

内訳

税率	税抜金額	消費税額
10 %	¥70,000	¥7,000
8 %		

2024年6月28日

株式会社ヒューマンドリーム

大阪市中央区安土町2丁目3番13号

TEL:06-6210-3169(代)

登録番号:T1120001131698



按 分 率（按分による支出の場合に使用）

80 % 61,600 円 （按分率の根拠）

事務所（使用）状況報告書に記載のとおり

（その他）

事務所家賃 2024 年 7 月 分（共益費含む）

事務所所在地 堺市堺区熊野町東 3-2-27 堺ドリームビル 201 号室

〒590-0946
大阪府堺市堺区熊野町東3-2-27
堺ドリームビル 00201

山口 典子 様

発行日 2024年06月17日

(株)タイセイシュアサービス
〒534-0021
大阪府大阪市都島区都島本通1丁目4-20
タイセイビル8階
TEL : 06-6921-8111

担当

御請求書

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は弊社管理物件をご利用頂き誠にありがとうございます。
今回の御請求内容は下記の通りとなっております。
過不足のないようにご入金下さいますようお願い申し上げます。

敬具

物件名	堺ドリームビル	部屋番号	00201
御請求対象者様	山本 典子 様		

繰越請求金額	当月請求金額	御入金金額	当月請求合計金額
0 円	77,000 円	0 円	77,000 円

【ご請求内訳】

費 目	摘 要	本体金額	消費税	請求額
家賃	月次(2024年7月分)	65,000 円	6,500 円	71,500 円
共益費	月次(2024年7月分)	5,000 円	500 円	5,500 円
合計		70,000 円	7,000 円	77,000 円

【検針結果】

検針内容	前回検針日	今回検針日	前回検針値	今回検針値	今回使用量	今回料金
水道	2024年04月13日	2024年06月12日	9	9	0	0 円

銀行名	りそな	支店名	船場
口座種別	普通	口座番号	
フリガナ	カヒューマンドリーム		
名義人	(株)ヒューマンドリーム		

様式第11号 (第6条関係)

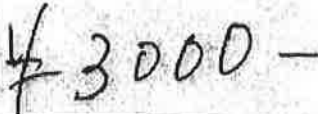
領収書等貼付用紙

自由民主党・市民クラブ

会派の名称・議員氏名 山口 典子

使 途 項 目	広報・広聴費
整 理 番 号	12
領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)	

熊野地域会館 使用申込書兼領収書

使用日時	年 月 日 曜 26. 7 21 日	午前 (8:00~12:00)	午後 (13:00~17:00)	夜間 (18:00~22:00)
団体名称	山口典子事務所			
責任者	山口 典子	TEL		
住 所	堺市堺区熊野町東-3-2-27-201			
使用目的	山口のり＝市政報告会	使用人数	50 名	
上記の通り熊野地域会館を使用したいので、使用規定並びに 注意事項厳守の上、会館使用料を添えて申し込みます。			使用 受付印	
申込者: 山口のり＝事務所 様				
上記金額、会館使用料として領収しました。				
熊野地域会館運営委員会				取扱者 

葬儀が入りました場合は、使用料の返金のみにて取り消しさせていただきます。ご了承下さい

(その他)
市政報告会会場借上料 (熊野地域会館)
3,000 円.

様式第11号 (第6条関係)

領収書等貼付用紙

自由民主党・市民クラブ

会派の名称・議員氏名 山口 典子

使 途 項 目	広報・広聴費
整 理 番 号	13
領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)	

領収証 堺市議会議員²山口のりこ様 No. _____

登録番号 _____

金 額

				¥	5	0	0	0	

但

2024年 7月21日 上記正に領収いたしました

収入印紙

【内 訳】

現 金		税 率	%
小 切 手		金額(税込)	
手 形		消費税額等	
		税 率	%
		金額(税込)	
		消費税額等	

〒500-0088 堺市堺区塚町3丁2-12

安井地域会館

按 分 率 (按分による支出の場合に使用)

(その他)

市政報告会会場借上料 安井地域会館

5,000 円

様式第11号 (第6条関係)

領収書等貼付用紙

自由民主党・市民クラブ

会派の名称・議員氏名 山口 典子

使 途 項 目	広報・広聴費
整 理 番 号	14
領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)	
セブン-イレブン 堺東駅前店 大阪府堺市北区東雲東町1丁目9-2 1 電話：072-250-2167 店#2 事業者登録番号T1810975811840 2024年07月21日(日) 13:00 責062 領 収 書 7PL 紙カップ270ml 10P @168x 2 336 7PL 紙 カップ270ml 20P 258 イトエンガーイチャリョクチャ1L @166x 5 *830 値引額 @20x 5 -100 ハ・イオスレ・袋特大1枚 5 (商品代金 ¥1,429) (値引合計 -100) 税率 8%対象 -100 小 計 (税抜 8%) ¥730 消費税等 (8%) ¥58 小 計 (税抜10%) ¥599 消費税等 (10%) ¥59 合 計 ¥1,446 (税率 8%対象 ¥788) (税率10%対象 ¥658) (内消費税等 8% ¥58) (内消費税等10% ¥59) お 預 り ¥2,000 お 釣 ¥554 お買上明細は上記のとおりです。 [*]マークは軽減税率対象です。 伝票番号 240-721-252-8939	
按 分 率 (按分による支出の場合に使用)	
(その他) 市政報告会用 飲料水、紙コップ代	

様式第 1 1 号 (第 6 条関係)

領 収 書 等 貼 付 用 紙

自由民主党・市民クラブ
会派の名称・議員氏名 山口 典子

使 途 項 目	広報・広聴費
整 理 番 号	15
領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)	

領 収 証

№ 000585

R6 年 7 月 27 日

山口 典子 様

金額

72,000

但し けやき会館 使用料
上記の金額正に領収いたしました

収 入
印 紙

内 訳

税 抜 金 額

消費税額等 (%)

榎校区けやき

管 理 委 員

堺市堺区向陵西町



按 分 率 (按分による支出の場合に使用)

(その他)

市政報告会会場借上料 けやき会館

2,000 円

様式第11号（第6条関係）

領収書等貼付用紙

自由民主党・市民クラブ

会派の名称・議員氏名 山口 典子

使 途 項 目	広報・広聴費																																																																														
整 理 番 号	17																																																																														
領収書等貼付欄（複数枚の貼付は、不可）																																																																															
セブン-イレブン 堺東雲東町店 大阪府堺市北区東雲東町1丁9-2 1 電話：072-250-2167 レジ#2 事業者登録番号T1810975811840 2024年07月24日(水) 12:37 貴152 領 収 書 <table style="width: 100%;"> <tr> <td>7PL 紙カップ*270ml 10P</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td> @168x 2</td><td>336</td><td></td></tr> <tr> <td>7PL 紙 カップ*270ml 20P</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td> @258x 2</td><td>516</td><td></td></tr> <tr> <td>イトウエンオーイチャリョクチャ1L</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td> @166x 6</td><td>*996</td><td></td></tr> <tr> <td>値引額</td><td>@20x 6</td><td>-120</td></tr> <tr> <td>ハイオスルシ袋特大1枚</td><td></td><td>5</td></tr> <tr> <td>(商品代金)</td><td></td><td>¥1,853</td></tr> <tr> <td>(値引合計)</td><td></td><td>-120</td></tr> <tr> <td>税率 8%対象</td><td></td><td>-120</td></tr> <tr> <td colspan="3"> </td></tr> <tr> <td>小 計 (税抜 8%)</td><td></td><td>¥876</td></tr> <tr> <td>消費税等 (8%)</td><td></td><td>¥70</td></tr> <tr> <td>小 計 (税抜10%)</td><td></td><td>¥857</td></tr> <tr> <td>消費税等 (10%)</td><td></td><td>¥85</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td></td><td>¥1,888</td></tr> <tr> <td>(税率 8%対象)</td><td></td><td>¥946</td></tr> <tr> <td>(税率10%対象)</td><td></td><td>¥942</td></tr> <tr> <td>(内消費税等 8%)</td><td></td><td>¥70</td></tr> <tr> <td>(内消費税等10%)</td><td></td><td>¥85</td></tr> <tr> <td>お 預 り</td><td></td><td>¥2,000</td></tr> <tr> <td>お 釣</td><td></td><td>¥112</td></tr> <tr> <td colspan="3">お買上明細は上記のとおりです。</td></tr> <tr> <td colspan="3">[*]マークは軽減税率対象です。</td></tr> <tr> <td>伝票番号</td><td></td><td>240-724-236-7003</td></tr> </table> 		7PL 紙カップ*270ml 10P			@168x 2	336		7PL 紙 カップ*270ml 20P			@258x 2	516		イトウエンオーイチャリョクチャ1L			@166x 6	*996		値引額	@20x 6	-120	ハイオスルシ袋特大1枚		5	(商品代金)		¥1,853	(値引合計)		-120	税率 8%対象		-120				小 計 (税抜 8%)		¥876	消費税等 (8%)		¥70	小 計 (税抜10%)		¥857	消費税等 (10%)		¥85	合 計		¥1,888	(税率 8%対象)		¥946	(税率10%対象)		¥942	(内消費税等 8%)		¥70	(内消費税等10%)		¥85	お 預 り		¥2,000	お 釣		¥112	お買上明細は上記のとおりです。			[*]マークは軽減税率対象です。			伝票番号		240-724-236-7003
7PL 紙カップ*270ml 10P																																																																															
@168x 2	336																																																																														
7PL 紙 カップ*270ml 20P																																																																															
@258x 2	516																																																																														
イトウエンオーイチャリョクチャ1L																																																																															
@166x 6	*996																																																																														
値引額	@20x 6	-120																																																																													
ハイオスルシ袋特大1枚		5																																																																													
(商品代金)		¥1,853																																																																													
(値引合計)		-120																																																																													
税率 8%対象		-120																																																																													
小 計 (税抜 8%)		¥876																																																																													
消費税等 (8%)		¥70																																																																													
小 計 (税抜10%)		¥857																																																																													
消費税等 (10%)		¥85																																																																													
合 計		¥1,888																																																																													
(税率 8%対象)		¥946																																																																													
(税率10%対象)		¥942																																																																													
(内消費税等 8%)		¥70																																																																													
(内消費税等10%)		¥85																																																																													
お 預 り		¥2,000																																																																													
お 釣		¥112																																																																													
お買上明細は上記のとおりです。																																																																															
[*]マークは軽減税率対象です。																																																																															
伝票番号		240-724-236-7003																																																																													
(その他) 市政報告会用 飲料水、紙コップ代																																																																															

様式第11号 (第6条関係)

領収書等貼付用紙

自由民主党・市民クラブ
会派の名称・議員氏名 山口 典子

使 途 項 目	広報・広聴費
整 理 番 号	18
領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)	

領収証

012212

2024年 7月25日

山口 典子

様

消費税額等 10 %

金 額 ￥ 33,000-

現 金

小切手

但し 2024年6月ブログ更新代として

手形

上記の金額正に領収しました

収 入
印 紙

アトム株式会社

〒542-0012
大阪市中央区谷町7-1-44 TANCE谷町ビル3F
TEL 06-6764-5987 FAX 06-6764-5988

登録番号 T7120001100838



扱 者 印



按 分 率 (按分による支出の場合に使用)

80 % 26,400 円 (按分率の根拠)

更新内容について、一部政務活動以外の記事も含むため

(その他)

ブログ更新作業代 2024年6月分

様式第11号（第6条関係）

領収書等貼付用紙

自由民主党・市民クラブ

会派の名称・議員氏名 山口 典子

使 途 項 目	事務・事務所費
整 理 番 号	19

領 収 証

山本 典子 様

¥77,000-

但し、堺ドリームビル201号室8月分賃料・共益費
として上記の金額正に領収致しました。

内訳

税率	税抜金額	消費税額
10 %	¥70,000	¥7,000
8 %		

2024年7月31日

株式会社ヒューマンドリー

大阪市中央区安土町2丁目3番18号

TEL:06-6210-3169(代)

登録番号:T1120001131698



按 分 率（按分による支出の場合に使用）

80 % 61,600 円 （按分率の根拠）

事務所（使用）状況報告書に記載のとおり

（その他）

事務所家賃 2024年8月分（共益費含む）

事務所所在地 堺市堺区熊野町東 3-2-27 堺ドリームビル 201 号室

様式第11号 (第6条関係)

領収書等貼付用紙

自由民主党・市民クラブ

会派の名称・議員氏名 山口 典子

使 途 項 目	広報・広聴費
整 理 番 号	20
領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)	

領収証

012229

2024年8月29日

山口 典子

様

消費税額等 10 %

金 額

¥ 33,000 -

現 金

小切手

但し

2024年7月 ブログ更新代として

手形

上記の金額正に領収しました



アトム株式会社

〒542-0012

大阪市中央区谷町7-1-44 TANCE谷町ビル3F

TEL 06-6764-5987 FAX 06-6764-5988

登録番号 T7120001100838



按 分 率 (按分による支出の場合に使用)

80 % 26,400 円 (按分率の根拠)

更新内容について、一部政務活動以外の記事も含むため

(その他)

ブログ更新作業代 2024年7月分

山口典子 様

PAGE 1

売上日 2024年07月25日 伝票No. 00006192

〒542-0012 大阪府中央区谷町7-1-44

TANCE谷町ビル3階 アトム株式会社

TEL 06-6764-5987 FAX 06-6764-5988

振込先：三井住友/富田林支店/当座

ゆうちょ銀行 口座記号番号：

担当：

登録番号 T7120001100838

				入 数					
2024年 7月分ブログ更新				1	30,000	30,000	課税10.0%		
※振込手数料は、お客様負担をお願い致します。									
【課税10.0% 税抜額】						30,000			
【課税10.0% 消費税額】						3,000			
					30,000	3,000	33,000		

様式第11号（第6条関係）

領収書等貼付用紙

自由民主党・市民クラブ

会派の名称・議員氏名 山口 典子

使 途 項 目	事務・事務所費
整 理 番 号	21
領収書等貼付欄（複数枚の貼付は、不可）	
電話料金等払込受領証 西日本ご利用分 ご請求先氏名 山口 典子 様 お客様番号 [REDACTED] 2024年 8月ご請求分 金額(円) ¥5,976- 受取人 NTTファイナンス株式 [REDACTED] お問合せ先（無料） 0800-3335550 領 収 日 附 印 4. 31 記入印 貼 付 欄 (金融機関・CVS用)→お客様	
按 分 率（按分による支出の場合に使用）	
80 % 4780 円 （按分率の根拠）	
事務所使用状況報告書のとおり	
（その他）	
事務所 2024年8月分インターネット使用料及び電話代	
住所 堺市堺区熊野町東 3-2-27 堺ドリームビル 201 号室 宛名：山口典子	

請求書 (西日本ご利用分)

590-0946
堺市堺区熊野町東3丁2-27

郵便区内特別

堺ドリームビル 201号
山口 典子 様

024082101044782884

12134

Webでのお問い合わせ先

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70発行年月日 2024年 8月17日発行
発行会社 差出：NTTファイナンス(株)
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【還付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F
社用コード M20021111004 12134 12087 00 J
81 000010 1 0 24080301J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分にご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(

1/

3ページ)

お客様請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
00-5893-4595	2024年 8月ご請求分	5,976円	2024年 9月 2日(月)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

適格請求書発行事業者名：NTTファイナンス株式会社(登録番号：T8010401005011)

10%対象請求額(税込) 5,085円 うち消費税等 462円
非対象等請求額 891円 ご請求額合計 5,976円

※各社のご利用料金・利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。

※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ***

フレッツ光の割引サービス(光もともとと割、Web光もともとと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。

割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。

なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト【<http://flets-w.com/wari/>】でご確認ください。

*NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY(YEN)	内訳金額(円) AMOUNT(YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税別 TA
◆00-5893-4595 ◇NTT西日本ご利用分 5,085	3,700 -620 500 100 500 240 3 150 50 462 5,085	フレッツ 光ネクスト M 単利用料 光はじめ割 7月 1日～ 7月31日 2025年10月～2025年12月以 外の解約は解約金がかかります ひかり電話 (基本料) 7月 1日～ 7月31日 電話番号 は072-225-1562 ひかり電話対応機器使用料 7月 1日～ 7月31日 ボイスワープ使用料 7月 1日～ 7月31日 ひかり電話 (携帯電話等への通話料) 7月 1日～ 7月31日 ユニバーサルサービス料他 7月 1日～ 7月31日 1番号分 のご請求となります。 本請求書等の発行にかかわる各種費用に なります。 本請求をコンビニエンスストア・各種金 融機関でお支払いいただく場合の手数料 です。 合算表示の料金合計×10%	合 合 合 合 合 合 合 合 合 合 合
◇NTT西日本分 (小計) 5,085	5,085	(小計)	
◇NTTファイナンスご利用分 891	891	OCN光withフレッツ利用料等 NTTコム (回収代行) ご利用分。	* 契約番号: [REDACTED] 非対
◇合計 5,976	5,976	合計	

様式第11号(第6条関係)

領収書等貼付用紙

自由民主党・市民クラブ

会派の名称・議員氏名 山口 典子

使 途 項 目	事務・事務所費
整 理 番 号	22

領 収 証

山本 典子 様

¥79,988-

但し、堺ドリームビル201号室 9月分賃料・共益費・
2024.6.13~2024.8.10検針水道代として上記の
金額正に領収致しました。



内訳

税率	税抜金額	消費税額
10 %	¥72,717	¥7,271
8 %		

2024年8月31日

株式会社ヒューマンドリーム

大阪府中央区安土町2丁目3番13号

TEL:06-6210-3169(代)

登録番号:T1120001131698

按 分 率 (按分による支出の場合に使用)

80 % 63,990 円 (按分率の根拠)

事務所 (使用) 状況報告書に記載のとおり

(その他)

事務所家賃 2024 年 9 月分 (共益費含む)

事務所所在地 堺市堺区熊野町東 3-2-27 堺ドリームビル 201 号室

様式第11号（第6条関係）

領収書等貼付用紙

自由民主党・市民クラブ

会派の名称・議員氏名 山口 典子

使 途 項 目	事務・事務所費
整 理 番 号	23
領収書等貼付欄（複数枚の貼付は、不可）	
按 分 率（按分による支出の場合に使用）	
80 % 4,808 円 （按分率の根拠）	
事務所使用状況報告書のとおり	
（その他）	
事務所 2024年7月分インターネット使用料及び電話代	
住所 堺市堺区熊野町東3-2-27 堺ドリームビル201号室 宛名：山口典子	

利用停止のお知らせ NOTICE FOR SUSPENSION

先にNTTファイナンスよりご請求いたしましたお客様の表面ご請求金額につきまして、このままお支払いの確認がとれない場合には、NTT西日本の契約約款の規定に基づき、下記ご利用停止日にやむを得ずNTT西日本提供サービスのご利用を停止することがありますので、予めご了承ください。(お支払いの確認がとれるまでの間は、電話・ひかり電話・インターネットサービス等がご利用できなくなります。)

ご利用停止日 SUSPENSION DAY	2024年 9月 4日
--------------------------	-------------

※料金回収代行分(注)は、利用停止の対象にはなりません。

(注)「料金回収代行分」には「他社利用分(ISP利用料等)」を含みます。

※利用停止期間中の基本使用料等はお支払いいただきます。

※表面にあるお支払場所以外でお支払いいただいた場合は、お問い合わせ先までご連絡をお願い致します。ご連絡いただかざるとご契約中のサービスがご利用できなくなることがありますのでご注意ください。

※表面のご請求金額のお支払いがない場合は、他のご請求月の料金をお支払いされても、ご契約中のサービスのご利用を停止することがあります。また、現在ご利用中の他の回線がある場合には、同様にご利用できなくなることがありますのでご注意ください。

※他にもお支払期限を経過している未払い料金がある場合は、弊社にてご利用を停止することがあります。

2024年 8月22日
西日本電信電話株式会社

590-0946
大阪府堺市堺区熊野町東3丁
2-27

堺ドリームビル 201号
山口 典子 様



924084603003507550



《お問い合わせ先》NTTファイナンス株式会社

〒536-0025 大阪市城東区森之宮1-6-111

NLC森の宮ビル 6F 料金センター

(Information Center)

TEL: 0800-3335550 フリーダイヤル

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

BusinessHours: 9a.m-5p.m. Mon-Fri

社用コード BMM011391001 07060 07060 00 S 24083300S



Webでの料金確認



料金お支払いのお願い REQUEST FOR PAYMENT

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、先に当社よりご請求いたしましたお客様の下記ご請求金額（NTT西日本ご利用分）につきまして、2024年 8月22日現在、お支払いの確認がとれておりません。

お支払いがお済みでない場合は、下記お支払場所へ至急お支払いいただきますようお願い致します。

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	00-5893-4595
ご請求年月 MONTH OF ISSUE	2024年 7月 ご請求分
ご請求金額 TOTAL AMOUNT	6,011円

お支払場所

・コンビニエンスストア、ドコモショップ

※コンビニエンスストアでのお支払いの場合、裏面の払込票が必要です。

※ドコモショップでのお支払いの場合、請求書もしくは裏面の払込票が必要です。

※コンビニエンスストアにてお支払いいただく場合、一部お取り扱いできない店舗がございます。

※ドコモショップの営業時間等につきましては、事前に各店舗へお問い合わせ願います。

※請求書に記載のお支払期限を過ぎてお支払いいただいた場合、上記の料金（「他社利用分（ISP利用料等）」の料金回収代行分を除く）に最大年14.5%の割合で計算した延滞利息を別途請求させていただきます。

お支払い方法のご案内

■払込票によるお支払いについて

裏面の破線を切り取って、コンビニエンスストア、ドコモショップまでお持ちください。

※銀行、郵便局等の金融機関ではお取扱いできません。

※万一、重複払いとなった場合は、翌月以降のご請求分に充当させていただく場合があります。

■クレジットカードによるお支払いについて

ドコモショップ、Webビリングの料金お支払いサイトでのお支払いにクレジットカードを利用いただけます。

■Pay-easy（ペイジー）によるお支払いについて

Webビリングの料金お支払いサイトや、お近くのPay-easy（ペイジー）対応ATMインターネットバンキングを利用して、お支払いいただけます。

お支払いには、下記の「収納機関番号」「お客様番号」「確認番号」の入力が必要です。

※現金による10万円を超えるお支払いはできません。

※ご利用条件など詳しくは、該当の金融機関へお問い合わせください。

収納機関 番号	56102	お客様 番号		確認 番号	55746
------------	-------	-----------	--	----------	-------

※口座振替手続きをお申し込みされている場合は、手続きが完了するまでの間（1～2か月）に弊社の請求書により、お支払いいただきますので、ご了承ください。

本書と行き違いにお支払い済みの場合には、何卒ご容赦願います。
社用コード BMM011391001 07060 07060 00 S 24083300S

ご請求内訳書 (西日本ご利用分)



590-0946
堺市堺区熊野町東3丁2-27

堺ドリームビル 201号
山口 典子 様

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南 1-2-70

発行年月日 2024年12月20日発行
発行会社 差出: NTTファイナンス (株)
東京都区港南1-2-70
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【受付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F
8513A01140001-000250



024122108058298259

(1 / 2ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)
	2024年 7月ご請求分	6,011円

お 知 ら せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】-----
適格請求書発行事業者名: NTTファイナンス株式会社 (登録番号: T8010401005011)
10%対象請求額 (税込) 5,120円 うち消費税等 465円
非対象等請求額 891円 ご請求額合計 6,011円
※各社のご利用料金・ご利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

お客様電話番号等 BILLING NUMBER		請求年月 MONTH OF ISSUE	2024年 7月ご請求分
----------------------------	--	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号

内訳項目 金額 (円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	【本内訳は、各サービス提供事業者が 発行したものです。】	税区分 TAX
◆				
◇NTT西日本ご利用分 5,120	3,700 -620 500 100 500 272 3	フレッツ 光ネクスト M 準利用料 光はじめ割 ひかり電話 (基本料) ひかり電話対応機器使用料 ボイスワープ使用料 ひかり電話 (携帯電話等への通話料) ユニバーサルサービス料他	6月 1日～ 6月30日 2025年10月～2025年12月以 外の解約は解約金がかかります 6月 1日～ 6月30日 電話番号 は072-225-1562 6月 1日～ 6月30日 6月 1日～ 6月30日 6月 1日～ 6月30日 6月 1日～ 6月30日 1番号分 のご請求となります。 本請求書等の発行にかかる各種費用に なります。 本請求をコンビニエンスストア・各種金 融機関でお支払いいただく場合の手数料 です。 合算表示の料金合計×10%	合 算 合 算 合 算 合 算 合 算 合 算 合 算
◇NTT西日本分 (小計) 5,120	5,120	(小計)		
◇NTTファイナンスご利用分 891	891	OCN光withフレッツ利用料等 NTTコム (回収代行) ご利用分。	* 契約番号	非対象等
◇合計 6,011	6,011	合計 <NTTファイナンスからのお知らせ> 〇上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させて いただきます。		

ユニバーサルサービス料他には、2024年4月利用料分から2025年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

様式第11号(第6条関係)

領収書等貼付用紙

自由民主党・市民クラブ
会派の名称・議員氏名 山口 典子

使 途 項 目	広報・広聴費
整 理 番 号	24
領収書等貼付欄(複数枚の貼付は、不可)	

領 収 書

令和 6 年 9 月 2 日

山口 典子 様

¥ 14,300 -

但し市政報告&健康づくり安井
上記金額正に領収致しました

現 金	
小切手	

金額 (税抜・税込)	14,300
税率 10%	消費 税額 1,300

有限
会社

ミナカタ

〒590-0957 堺市堺区中之島
TEL (072) 223-7278
FAX (072) 223-7278

登録番号 T6120102006596

按 分 率 (按分による支出の場合に使用)
80% 11,440 円 (按分の根拠) 市政報告書に準ずる
(その他)

御見積書

令和6年6月27日

山口典子 様

下記の通り御見積もり申し上げます

有限会社 三友印刷

于590-0957 堺市堺区中津町2-1-3号

TEL (072) 22355689

FAX (072) 223-7278番

¥ 14,300—

[illegible]

備考

お客様コードNo. XXXXXXXXXX

請 求 書

6 年 8 月 31 日 締切分 (30)

No. 1-1

山 口 典 子 様

有限
会社

ミナカタ印刷

〒590-0957 堺市堺区

TEL (072) 2

FAX (072) 2

三菱UFJ銀行 堺支店 普通

紀陽銀行 堺支店 普通

有限会社ミナカタ印刷

登録番号 T6120102006596

※明細欄は税別金額です。

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。

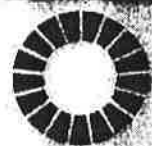
前回御請求額	御 入 金 額	繰 越 金 額	御 買 上 額	今回御請求額
0	0	0	0	¥14,300

伝票日付	伝票品名	数量	単位	単 価	金 額
6/7/10	： 市政報告&健幸づくり 安井地域会館	100	枚		13,000
	消費税等10%				1,300
	【合 計】				14,300



山口のりとと話そう!

堺市議会 自民党・市民クラブ



市政報告&健幸づくり

つくろう すてきな堺!

2024年 7月21日(日)

午前10時~11時30分

ところ: 安井地域会館



介護予防講座
ミニ!

♥軽く体操できる服装で
ご参加ください!

健幸で楽しい
カラダとココロの
つくりかた!



[プロフィール]

辻野 和実(つじの かずみ)

大阪府堺市在住

1965年生まれ

1984年 大阪府立三国丘高等学校卒業

1988年 奈良女子大学文学部教育学科体育学専攻卒業

2017年 奈良女子大学人間文化研究科人間行動科学専攻スポーツ
科学コース博士前期課程修了(修士)

2017年~ 株式会社ホリスティックヘルス研究会代表取締役

2022年~ 一般社団法人幸せな身体づくり協会代表理事

受賞: 2023.3.8 第1回 活躍する女性リーダー表彰
(ブルーローズ表彰)

メディア: ミヤネ屋、キャスト、(関西地方)出演他

つじの かずみ先生

のりこの政策勉強会!



- ◆堺市性暴力対策施策
- ◆こどもまんなか社会の実現!
- ◆働き方改革とわたしたちのこれからについて
- ◆堺の発展のための生成AIを知る!
- ◆政策資料 堺の中小企業のDX・GX推進に向けて
- ◆女性の健康・医療
- ◆生活者としての外国人を受け入れるために!
- ◆堺のこどもたちの居場所をどう作るか?
- ◆クールシティ堺の実現に向けて
- ◆わたしたちの個人情報とサイバー空間の安全について

山口典子事務所

〒590-0946 堺市堺区熊野町東3-2-27 堺ドリームビル201号室
TEL&FAX/072-225-1562 E-mail:noriko02@josei.jp

NORIKO's WEB SITE

堺 山口典子

検索

<http://www.noriko-y-v.jp>

Facebook

友達申請をお願いします。



山口典子

検索

様式第11号 (第6条関係)

領収書等貼付用紙

自由民主党・市民クラブ

会派の名称・議員氏名 山口 典子

使 途 項 目	広報・広聴費
整 理 番 号	25
領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)	

領 収 書

令和 6 年 9 月 3 日

山口典子 様

¥14,300-

但し市政報告と健康づくり 熊野

上記金額正に領収致しました

有限
会社

ミナカタ

〒590-0957 堺市堺区中之島

TEL (072) 223

FAX (072) 223

登録番号 T6120102006596

現 金	
小切手	

金額	14,300
税率 (税抜・税別)	10%
消費	
税額	1,300

按 分 率 (按分による支出の場合に使用)

80% 11,440 円 (按分の根拠)

市政報告書に準ずる

(その他)

御見積書

令和6年6月27日

山口典子 様

下記の通り御見積もり申し上げます

三十九年印刷 株式会社

〒590-0957 堺市堺区中之町西2丁目3番3号

TEL (072) 223-6888 永士

FAX (072) 223-7278 番

¥ 14,300—

品名	数量	単価	金額
市政報告&健幸づくり 熊野地域会館	100枚		13000
合計			13000
消費税			1300
総合計金額			14300

備考

納品書

No.

6年7月10日

山口典子様

有限会社 ミナカタ印刷

〒590-0957 堺市堺区中之町西2丁2番3号

TEL (072) 223-6886 番

FAX (072) 223-7278 番

担当:

下記の通り納品致しましたのでご査収ください。

品名	数量	単位	備考
市政報告&健幸づくり 熊野地域会館	100	枚	

摘要:

お客様コードNo. XXXXXXXXXX

請 求 書

6 年 8 月 31 日 締切分 (30)

No. 1-1

山 口 典 子 様

有限会社 ミナカタ印刷

T590-0957 堺市堺区中之島
TEL (072) 22-6681
FAX (072) 22-6682

三井UFJ銀行 堺支店 普通
記 帳 簿 行 堺支店 普通
有限会社ミナカタ印刷

登録番号 T6120102006596

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。

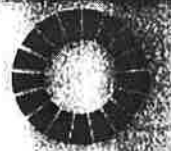
※明細欄は税別金額です。

前回御請求額	御 入 金 額	繰 越 金 額	御 買 上 額	今回御請求額
0	0	0	0	¥14,300

伝票日付	伝票№	品 名	数 量	単 位	単 価	金 額
6/7/10		市政報告&健幸づくり 熊野地域会館	100	枚		13,000
		消費税等10%				1,300
		【合 計】				14,300



山口のりこ と話そう!



市政報告&健幸づくり

つくろう すてきな堺!

2024年 7月21日(日)

午後1時30分~3時

ところ: 熊野地域会館



介護予防講座
ミニ!

♥軽く体操できる服装で
ご参加ください!

健幸で楽しい
カラダとココロの
つくりかた!



[プロフィール]

辻野 和美(つじの かずみ)

大阪府堺市在住

1965年生まれ

1984年 大阪府立三国丘高等学校卒業

1988年 奈良女子大学文学部教育学科体育学専攻卒業

2017年 奈良女子大学人間文化研究科人間行動科学専攻スポーツ
科学コース博士前期課程修了(修士)

2017年~ 株式会社ホリスティックヘルス研究会代表取締役

2022年~ 一般社団法人幸せな身体づくり協会代表理事

受賞: 2023.3.8 第1回 活躍する女性リーダー表彰
(ブルーローズ表彰)

メディア: ミヤネ屋、キャスト、(関西地方)出演他

つじの かずみ先生

のりこの政策勉強会!



- ◆堺市性暴力対策施策
- ◆こどもまんなか社会の実現!
- ◆働き方改革とわたしたちのこれからについて
- ◆堺の発展のための生成AIを知る!
- ◆政策資料 堺の中小企業のDX・GX推進に向けて
- ◆女性の健康・医療
- ◆生活者としての外国人を受け入れるために!
- ◆堺のこどもたちの居場所をどう作るか?
- ◆クールシティ堺の実現に向けて
- ◆わたしたちの個人情報とサイバー空間の安全について

山口典子事務所

〒590-0946 堺市堺区熊野町東3-2-27 堺ドリームビル201号室
TEL&FAX/072-225-1562 E-mail:noriko02@josei.gr.jp

NORIKO's WEB SITE

堺 山口典子

検索

http://www.noriko-y-v.jp

Facebook

友達申請をお願いします。



山口典子

検索

様式第11号 (第6条関係)

領収書等貼付用紙

自由民主党・市民クラブ

会派の名称・議員氏名 山口 典子

使 途 項 目	広報・広聴費
整 理 番 号	26
領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)	

領 収 書

令和 6 年 9 月 3 日

山口典子 様

¥ 14,300 -

但し市政報告 & 健康づくりけやき
上記金額正に領収致しました

現 金	
小切手	

金額	14,300
税率 (税抜)	10%
消費	
税額	1,300

有限 会社 ミナカタ

〒590-0957 堺市堺区中之島
TEL (072) 223-7270
FAX (072) 223-7270

登録番号 T6120102006596

按 分 率 (按分による支出の場合に使用)
80% 11,440 円 (按分の根拠)
市政報告書に準ずる
(その他)

御 見 積 書

令和6年6月27日

山口典子 様

下記の通り御見積もり申し上げます

¥ 14,300-

有限会社 ミナカワ印刷

〒590-0957 堺市堺区中之町2-10-7番地

TEL (072) 223-8866

FAX (072) 223-7278

品 名	数 量	単 価	金 額
市政報告 & 健幸づくり けやき会館	100枚		13000
合 計			13000
消 費 税			1300
総 合 計 金 額			14300

備 考

お客様コードNo. XXXXXXXXXX

請 求 書

6 年 8 月 31 日 締切分 (30)

No. 1-1

山 口 典 子 様

有限会社 ミナカタ印刷

〒590-0957 堺市堺区中

TEL (072) 22

FAX (072) 22

三菱UFJ銀行 堺支店 普通

紀陽銀行 堺支店 普通

有限会社ミナカタ印刷

登録番号 T6120102006596

※明細欄は税別金額です。

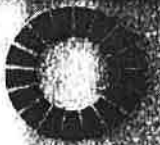
毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。

前回御請求額	御入金額	繰越金額	御買上額	今回御請求額
0	0	0	0	¥14,300

伝票日付	伝票品名	数量	単位	単価	金額
6/7/10	市政報告&健幸づくり けやき会館	100	枚		13,000
	消費税等10%				1,300
	【合計】				14,300



山口のりこ と話そう!



市政報告&健幸づくり

つくろう すてきな堺!

2024年 7月24日(水)

午後1時30分～

ところ: けやき会館



介護予防講座
ミニ!

♥軽く体操できる服装で
ご参加ください!

健幸で楽しい
カラダとココロの
つくりかた!

[プロフィール]

辻野 和義(つじの かずみ)

大阪府堺市在住

1965年生まれ

1984年 大阪府立三田丘高等学校卒業

1988年 奈良女子大学文学部教育学科体育学専攻卒業

2017年 奈良女子大学人間文化研究科人間行動科学専攻スポーツ
科学コース博士前期課程修了(修士)

2017年～ 株式会社ホリスティックヘルス研究会代表取締役

2022年～ 一般社団法人幸せな身体づくり協会代表理事

受賞: 2023.3.8 第1回 活躍する女性リーダー表彰
(ブルーローズ表彰)

メディア: ミヤネ屋、キャスト、(関西地方)出演他



つじの かずみ先生

のりこの政策勉強会!



- ◆堺市性暴力対策施策
- ◆こどもまんなか社会の実現!
- ◆働き方改革とわたしたちのこれからについて
- ◆堺の発展のための生成AIを知る!
- ◆政策資料 堺の中小企業のDX・GX推進に向けて
- ◆女性の健康・医療
- ◆生活者としての外国人を受け入れるために!
- ◆堺のこどもたちの居場所をどう作るか?
- ◆クールシティ堺の実現に向けて
- ◆わたしたちの個人情報とサイバー空間の安全について

山口典子事務所

T590-0946 堺市堺区横野町東3-2-27 堺ドリームビル201号室
TEL&FAX/072-225-1562 E-mail:noriko02@josei.jp

NORIKO'S WEB SITE

堺 山口典子

検索

<http://www.noriko-y-v.jp>

Facebook

友達申請をお願いします。



山口典子

検索

領収書等貼付用紙

自由民主党・市民クラブ

会派の名称・議員氏名 山口 典子

使 途 項 目	資料購入費
整 理 番 号	27
領収書等貼付欄（複数枚の貼付は、不可）	
無印良品 領 収 証 イオンモール堺北花田 TEL 072-252-2444 登録番号：T5013301012443 良いは、素から。 ・ ・ ・ ・ ・ 秋のゆらぎ肌にやさしく寄りそう 米ぬか発酵液 配合の スキンケア。 Instagram @muji_kitahanada 接客 779：1034862 天文学者は星を観ない ¥1,980 1点 1,980 夜、寝る前に読みたい宇宙の話 ¥1,540 1点 1,540 幸せについて ¥1,100 1点 1,100 大人でなく30歳です ¥1,430 1点 1,430 ポイント利用 -500 お買上点数 4点 合 計 ¥5,550 (消費税等 ¥504) (10%対象 ¥5,550 消費税 ¥504) お取引現計 ¥5,550 現 計 ¥10,050 お 金 づ り ¥4,500 MUJI Passport ID/MUJI Card ID XXXXX 積算マイル数 106494 ポイント残高 0 マイバッグ持参 有 *は軽減税率8%適用商品 7501 0753 046600/11 20:47 2024年09月03日 (その他) 書籍代 5,550 円 2024年9月3日	

様式第11号（第6条関係）

領収書等貼付用紙

自由民主党・市民クラブ

会派の名称・議員氏名 山口 典子

使 途 項 目	事務・事務所費
整 理 番 号	29
領収書等貼付欄（複数枚の貼付は、不可）	
お買上明細書 文具のキシダ TEL：072 221 5511 キシダ事務用品株式会社 堺市堺区中瓦町1-4-25 登録番号 T9120101001851 営業時間 平日 10時～18時30分 土曜 10時～17時30分 定休日：日曜・祝日 2024-09-25 15:42 192004 ノート・メモ帳類 ￥429 対象計 10.0% ￥429 内税 ￥39 現金 ￥429	
按 分 率（按分による支出の場合に使用）	
(その他) 文具代（ノート）2024年9月25日	

様式第11号(第6条関係)

領収書等貼付用紙

自由民主党・市民クラブ
会派の名称・議員氏名 山口 典子

使 途 項 目	広報・広聴費
整 理 番 号	30
領収書等貼付欄(複数枚の貼付は、不可)	

領収証

012224

山口 典子 様

2024年 9 月 27 日

消費税額等 10 %

金 額 ￥33,000-

現 金

小切手

但し 2024年8月 ブログ更新代として

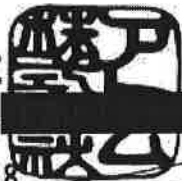
手形

上記の金額正に領収しました

収 入

印 紙

 **アトム株式会社**
〒542-0012
大阪市中央区谷町7-1-44 TANCE谷町ビル3F
TEL 06-6764-5987 FAX 06-6764-5988
登録番号 T7120001100838



扱 者 印



按 分 率 (按分による支出の場合に使用)

80 % 26,400 円 (按分率の根拠)

更新内容について、一部政務活動以外の記事も含むため

(その他)

ブログ更新作業代 2024年8月分

山口典子 様

PAGE 1

売上日 2024年08月25日

伝票No. 00006363

〒542-0012 大阪市中央区谷町7-1-44

TANCE谷町ビル3階 アトム株式会社

TEL 06-6764-5987 FAX 06-6764-5988

振込先：三井住友/富田林支店/当座

ゆうちょ銀行 口座記号番号：

担当：

登録番号 T7120001100838

	品名	数量	単価	金額	税別	税込
2024年 8月分ブログ更新		1		30,000	30,000	課税10.0%
※振込手数料は、お客様負担をお願い致します。						
【課税10.0% 税抜額】					30,000	
【課税10.0% 消費税額】					3,000	

30,000	3,000	33,000
--------	-------	--------

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名

山口 典子

使 途 項 目	事務・事務所費
整 理 番 号	31
領収書等貼付欄(複数枚の貼付は、不可)	

領 収 証

山本 典子 様

¥77,000-

但し、堺ドリームビル201号室 10月分賃料・共益費

として金額正に領収致しました。



内訳

税率	税抜金額	消費税額
10 %	¥70,000	¥7,000
8 %		

2024年10月7日

株式会社ヒューマンドリーム

大阪府中央区安土町2丁目3番13号

TEL:06-6210-3169(代)

登録番号:T1120001131698

按 分 率 (按分による支出の場合に使用)

80 % 61,600 円 (按分率の根拠)

事務所(使用)状況報告書に記載のとおり

(その他)

事務所家賃 10月分(共益費・水道代含む)

事務所所在地 堺市堺区熊野町東3-2-27 堺ドリームビル 201号室

様式第11号（第6条関係）

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名

山口 典子

使 途 項 目	広報・広聴費
整 理 番 号	32
領収書等貼付欄（複数枚の貼付は、不可）	

領収証

012225

2024年10月7日

山口 典子

様

消費税額等

10 %

金 額

¥ 33,000-

現 金

小切手

但し

2024年9月ブログ更新代として

手形

上記の金額正に領収しました

収 入
印 紙

アトム株式会社

〒542-0012

大阪市中央区谷町7-1-44 TANCE谷町ビル3F

TEL 06-6764-5987 FAX 06-6764-5988

登録番号 T7120001100838



抜 者 印



按 分 率（按分による支出の場合に使用）

80 % 26,400 円 （按分率の根拠）

更新内容について、一部政務活動以外の記事も含むため

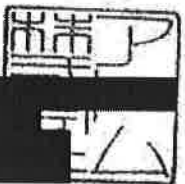
（その他）

ブログ更新作業代（9月分）

山口典子 様

PAGE 1
売上日 2024年09月25日 伝票No. 00006469

〒542-0012 大阪市中央区谷町7-1-44
TANCE谷町ビル3階 アトム株式会社
TEL 06-6764-5987 FAX 06-6764-5988
振込先：三井住友/富田林支店/当座
ゆうちょ銀行 口座記号番号：



担当：
登録番号 T7120001100838

2024年 9月分ブログ更新	1	30,000	30,000	課10.0%
※振込手数料は、お客様負担をお願い致します。				
【課税10.0% 税抜額】			30,000	
【課税10.0% 消費税額】			3,000	

30,000	3,000	33,000
--------	-------	--------

様式第11号（第6条関係）

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名

山口 典子

使 途 項 目	事務・事務所費
整 理 番 号	33
領収書等貼付欄（複数枚の貼付は、不可）	
電話料金等払込受領証 西日本ご利用分 ご請求先氏名 山口 典子 様 お客様番号 [REDACTED] 2024年 9月ご請求分 金額(円) ¥6,208- 受取人 NTTファイナンス株式 [REDACTED] お問合せ先（無料） 0800-3335550 領 収 目 附 印 [REDACTED] 収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様	
按 分 率（按分による支出の場合に使用）	
30 % 4,966 円 （按分率の根拠） 事務所(使用)状況報告書に記載のとおり	
(その他) 事務所 9月分インターネット使用料及び電話代 住所 堺市堺区熊野町東3-2-27 堺ドリームビル201号室 宛名山口典子	

請求書 (西日本ご利用分)

590-0946
堺市堺区熊野町東3丁2-27

堺ドリームビル 201号
山口 典子 様



024092101041386565

郵便区内特別



06032

Webでのお問い合わせ先



(有) NTTファイナンス

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2024年 9月17日発行
発行会社 差出: NTTファイナンス (株)
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【還付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F
社用コード M20021111003 06032 06008 00 J
61 000000 1 0 24090301J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(

1/ 3ページ)

お客様請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
00-5893-4595 [Redacted]	2024年 9月ご請求分	6,208円	2024年 9月30日(月)

お知らせ

[NTTファイナンスからのお知らせ]

適格請求書発行事業者名: NTTファイナンス株式会社 (登録番号: T8010401005011)

10%対象請求額 (税込)

5,305円 うち消費税等

482円

非対象等請求額

903円 ご請求額合計

6,208円

※各社のご利用料金・ご利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。

※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス (光もともとと割、Web光もともとと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割) は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。

割引適用期間中 (自動延伸後を含む) に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。

なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

* NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、指定振定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charge at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

お客様ご請求番号
BILLING NUMBER

00-5893-4595

請求年月
MONTH OF ISSUE

2024年 9月ご請求分

ご請求内訳

(お客様番号)

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY(YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆00-5893-4595 ◇NTT西日本ご利用分 5,305	3,700 -620 500 300 500 240 3	フレッツ 光ネクスト M 単利用料 光はじめ割 ひかり電話 (基本料) ひかり電話対応機器使用料 ボイスワープ使用料 ひかり電話 (携帯電話等への通話料) ユニバーサルサービス料他	8月 1日～ 8月31日 2025年10月～2025年12月以 外の解約は解約金がかかります 8月 1日～ 8月31日 電話番号 は072-225-1562 8月 1日～ 8月31日 8月 1日～ 8月31日 8月 1日～ 8月31日 8月 1日～ 8月31日 1番号分 のご請求となります。
	150	発行手数料	本請求書等の発行にかかわる各種費用に なります。
	50	収納手数料	本請求をコンビニエンスストア・各種金 融機関でお支払いいただく場合の手数料 です。
	482	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇NTT西日本分 (小計) 5,305	5,305	(小計)	
◇NTTファイナンスご利用分 903	891 12	OCN光withフレッツ利用料等 NTTコム (回収代行) ご利用分。 延滞利息	* 契約番号 7月請求分の延滞利息です。
◇合計 6,208	6,208	合計	

ユニバーサルサービス料他には、2024年4月利用料分から2025年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

M20021111003 06032 06008 00 J

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名

山口 典子

使 途 項 目	事務・事務所費		
整 理 番 号	34		
領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)			
払込受領書 請求明細 契約日 2019年10月19日 保証開始日 2019年10月19日 承認番号 1909250346 ご契約者名 山本 典子 様 賃貸物件 堺ドリームビル 201 賃貸物件所在地 堺市堺区熊野町東 3-2-27 継続保証委託料 ¥10,000 ※継続保証委託料は、ご契約日から1年経過する毎に発生いたします。賃貸物件ご契約時に不動産会社様経由で締結いただいた、賃貸借保証委託契約にて規定されております。 請求書番号: 0575784500 <table border="1"> <tr> <td> 払込人氏名 山本 典子 様 顧客番号 10,000 円 </td> <td> 受取人 全国通利株式会社 収納代行 三菱UFJファクター(株) </td> </tr> </table>		払込人氏名 山本 典子 様 顧客番号 10,000 円	受取人 全国通利株式会社 収納代行 三菱UFJファクター(株)
払込人氏名 山本 典子 様 顧客番号 10,000 円	受取人 全国通利株式会社 収納代行 三菱UFJファクター(株)		
按 分 率 (按分による支出の場合に使用) 80 % 8,000 円 (按分率の根拠) 事務所(使用)状況報告書に記載のとおり (その他) 事務所継続保証委託料 事務所所在地 堺市堺区熊野町東 3-2-27 堺ドリームビル 201 号室			

取扱日付印

収入印紙不要

(お密検控)

様式第11号（第6条関係）

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名

山口 典子

使 途 項 目	資料購入費
整 理 番 号	35
領収書等貼付欄（複数枚の貼付は、不可）	
紀伊國屋書店 領 収 証 堺北花田店 TEL 072-246-5566 2024年10月23日（水）19時25分 #7280 9784791776740 C0030 Y2200 オタク文化とフェミニズム ￥2,200 9784794974204 C0095 Y1800 フェミニスト、ゲームやってる ￥1,800 2点 小計 ￥4,000 合計 ￥4,400 (内消費税 ￥400) (10%対象 ￥4,400 消費税 ￥400) 現金 ￥4,500 お釣り ￥100	
按 分 率（按分による支出の場合に使用）	
%	4,400 円 （按分率の根拠）
（その他） ・オタク文化とフェミニズム ・フェミニスト、ゲームやってる 書籍購入	

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名

山口 典子

使 途 項 目	事務・事務所費
整 理 番 号	30
領収書等貼付欄(複数枚の貼付は、不可)	

領 収 証

山本 典子 様

¥77,000-

但し、堺ドリームビル201号室 11月分賃料・共益費

として金額正に領収致しました。



内訳

税率	税抜金額	消費税額
10 %	¥70,000	¥7,000
8 %		

2024年10月28日

株式会社ヒューマンドリーム

大阪市中央区安土町2丁目3番13号

TEL:06-6210-3169(代)

登録番号:T1120001131698

按 分 率 (按分による支出の場合に使用)
80 % 61,600 円 (按分率の根拠)
事務所(使用)状況報告書に記載のとおり
(その他)
事務所家賃 11月分(共益費・水道代含む)
事務所所在地 堺市堺区熊野町東3-2-27 堺ドリームビル201号室

発行日 2024年10月15日

〒590-0946
大阪府堺市堺区熊野町東3-2-27
堺ドリームビル 00201

(株)タイセイシュアサービス
〒534-0021
大阪府大阪市都島区都島本通1丁目4-20
タイセイビル8階
TEL : 06-6921-8111

山口 典子 様

担当

御請求書

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は弊社管理物件をご利用頂き誠にありがとうございます。
今回の御請求内容は下記の通りとなっております。
過不足のないようにご入金下さいますようお願い申し上げます。

敬具

物件名	堺ドリームビル	部屋番号	00201
御請求対象者様	山本 典子 様		
繰越請求金額	当月請求金額	御入金金額	当月請求合計金額
0 円	77,000 円	0 円	77,000 円

【ご請求内訳】

費 目	摘 要	本 体 金 額	消 費 税	請 求 額
家賃	月次(2024年11月分)	65,000 円	6,500 円	71,500 円
共益費	月次(2024年11月分)	5,000 円	500 円	5,500 円
	合計	70,000 円	7,000 円	77,000 円

【検針結果】

検針内容	前回検針日	今回検針日	前回検針値	今回検針値	今回使用量	今回料金
水道	2024年08月10日	2024年10月12日	10	10	0	0 円

--

銀行名	りそな	支店名	船場
口座種別	普通	口座番号	
フリガナ	カヒューマンドリーム		
名義人	(株)ヒューマンドリーム		

様式第11号 (第6条関係)

領収書等貼付用紙

使 途 項 目	会派の名称・議員氏名 山口 典子 広報・広聴費
整 理 番 号	37
領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)	

領収証

013335

山口 典子

様

2024年10月31日

金 額

¥ 33,000 -

消費税額等

10 %

現 金

小切手

手形

但し

2024年10月ブログ更新代

上記の金額正に領収しました



アトム株式会社

〒542-0012

大阪市中央区谷町7-1-44 TANCE谷町ビル3F

TEL 06-6764-5987 FAX 06-6764-5988

登録番号 T7120001100838



扱 者 印

按 分 率 (按分による支出の場合に使用)
80 % 26,400 円 (按分率の根拠)
更新内容について、一部政務活動以外の記事も含むため
(その他)
ブログ更新作業代(10月分)

請 求 書

PAGE 1

売上日 2024年10月25日

伝票No. 00006786

再

542-0012 大阪市中央区谷町7-1-44

TANC谷町ビル3階

アトム株式会社 本社

TEL 06-6764-5987 FAX 06-6764-5988

ゆうちょ銀行 口座記号番号：

山口典子 様

担当：

登録番号 T7120001100838

[illegible]

領収書等貼付用紙

使途項目	会派の名称・議員氏名 調査研究費
整理番号	36
領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)	

領 収 証

No. _____

山口典子

様

★ 114,000 -

但 723円 枚 1 14,000円

16年11月26日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等 (%)

ジャパンオート

591-8003

大阪府堺市北区船場町2丁2-20

TEL 072-255-3361 FAX 072-255-3362

按 分 率 (按分による支出の場合に使用)

50 % 49,680 円 (按分率の根拠)

政務活動(50%)の他に、政党活動(25%)、私的利用(25%)を含むため

(その他)

・車検代 宛名 山口典子

・140,000 円のうち 99,360 円を按分(別紙参照)

〒大阪府堺市

山本 典子 様

請 求 書

Page. 1 / 1
伝票No. 816
令和06年11月25日

JAPAN AUTO

・工場 〒591-8003 大阪府堺市北区
・展示場 〒580-0026 大阪府松原市
TEL:072-255-3361 FAX:072-255-3364

1-1355

下記の通り御請求申し上げます。

車名: マツダ フレアゴン
登録番号:
車台番号:
車両型式: 4AA-MM53S
原動機型式: R08A-WA05A
初度登録: 令和06/12
登録年月日: 令和05/08/25
車検満了日: 令和08/12/13
型式・類別: 19044 - 0009
走行距離: 33,226 km
入庫区分: 車検
入庫年月日: 令和06/11/25
完成年月日: 令和06/11/25
受付担当者:
整備担当者:

登録番号: T3810035984411

御請求金額

140,000 円

「★」は軽減税率対象 「☆」は非課税対象

作 業 ・ 部 品	数 量	単 価	金 額	技 術 料
■基本点検技術料金 洗浄料金(エンジンルーム&シャシ下廻の洗浄)				22,000
◇検査の結果必要な作業・部品				
エンジンオイル交換	3.0	1,150	3,450	
ブレーキフルード交換	1.0	1,800	1,800	3,800
オイルエレメント交換	1.0	1,280	1,280	
ワイパーゴム(左右)交換	2.0	1,300	2,600	
エアコンフィルター交換	1.0	3,000	3,000	
タイヤ4本交換165-55-15ダンロップ製品	4.0	14,000	56,000	
交換、バランス調整、廃タイヤ処分料4本	4.0	1,800	7,200	

自賠責 17,540
重量税 6,600
印紙代 2,200

非課税諸費用計 26,340

車検代行料 10,000
手数料代 3,000

課税諸費用計 43,000

部品/技術料 小計	75,330	25,800
部品/技術料 値引		-10,803
部品/技術料 合計	75,330	14,997

【非課税】整備/諸費用 合計	26,340
【課税】整備/諸費用 合計	103,327
10%対象 103,327	10%消費税 10,333

整備合計額 140,000

預り金合計

御請求金額 140,000

◆お振込の際は、下記口座までお願いいたします。

口座名義人:

三菱UFJ銀行 岸和田支店 店番780 普通

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名 山口 典子

使 途 項 目	事務・事務所費
整 理 番 号	39
領収書等貼付欄（複数枚の貼付は、不可）	
電話料金等払込受領証 西日本ご利用分 ご請求先氏名 山口 典子 様 お客様番号 2024年10月ご請求分 金額(円) ¥7,234- 受取人 NTTファイナンス株 お問合せ先（無料） 0800-3335550 領 取 日 附 印 4.11.27 取 入 印 紙 貼 付 欄 (金融機関・CVS用)→お客様	
按 分 率（按分による支出の場合に使用）	
80 % 5,787 円 （按分率の根拠）	
事務所(使用)状況報告書に記載のとおり	
(その他)	
事務所 10月分インターネット使用料及び電話代 住所 堺市堺区熊野町東3-2-27 堺ドリームビル201号室 宛名山口典子	

請求書 (西日本ご利用分)

590-0946
堺市堺区熊野町東3丁2-27

堺ドリームビル 201号
山口 典子 様



024102101044331334

郵便区内特別



11289

Webでのお問い合わせ先



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2024年10月17日発行
発行会社 差出：NTTファイナンス (株)
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【送付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F
社用コード M20021121004 11289 11242 00 J
61 110000 1 0 24100310J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(

1/

3ページ)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
00-5893-4595	2024年10月ご請求分	7,234円	2024年10月31日(木)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

適格請求書発行事業者名：NTTファイナンス株式会社 (登録番号：T8010401005011)

10%対象請求額 (税込)

6,343円 うち消費税等

576円

非対象等請求額

891円 ご請求額合計

7,234円

※各社のご利用料金・ご利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。

※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ***

フレッツ光の割引サービス (光ももっとも割、Web光ももっとも割、どんと割、どんと学割、光はじめ割) は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。

割引適用期間中 (自動延伸後を含む) に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。

なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

* NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

お客様ご請求番号
BILLING NUMBER

00-5893-4595

請求年月
MONTH OF ISSUE

2024年 10月ご請求分

2 / 3 ページ

ご請求内訳 (お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆00-5893-4595 ◇NTT西日本ご利用分 6,343	3,700 -620 500 300 500 1,184 3	フレッツ 光ネクスト M 単利用料 光はじめ割 9月 1日～ 9月30日 2025年10月～2025年12月以 外の解約は解約金がかかります ひかり電話 (基本料) 9月 1日～ 9月30日 電話番号 は072-225-1562 ひかり電話対応機器使用料 9月 1日～ 9月30日 ボイスワープ使用料 9月 1日～ 9月30日 ひかり電話 (携帯電話等への通話料) 9月 1日～ 9月30日 ユニバーサルサービス料他 9月 1日～ 9月30日 1番号分 の請求となります。	合 算 合 算 合 算 合 算 合 算 合 算 合 算
◇NTT西日本分 (小計) 6,343	576 6,343	発行手数料 本請求書等の発行にかかわる各種費用に なります。 収納手数料 本請求をコンビニエンスストア・各種金 融機関でお支払いいただく場合の手数料 です。 消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×10%	合 算 合 算
◇NTTファイナンスご利用分 891	891	OCN光withフレッツ利用料等 NTTコム (回収代行) ご利用分。 * 契約番号: [REDACTED]	非対象等
◇合計 7,234	7,234	合計	

ユニバーサルサービス料他には、2024年4月利用料分から2025年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円 (税込) が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tea.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

M20021121004 11289 11242 00 J

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名

山口 典子

使 途 項 目	事務・事務所費
整 理 番 号	40
領収書等貼付欄（複数枚の貼付は、不可）	
電話料金等払込受領証 西日本ご利用分 ご請求先氏名 山口 典子 様 お客様番号 [REDACTED] 2024年11月ご請求分 金額(円) ¥8,572- 受取人 NTTファイナンス株式会社 [REDACTED] お問合せ先（無料） 0800-3335550 領 収 日 附 印 [REDACTED] 取 入 印 紙 貼 付 欄 (金融機関・CVS用)→お客様	
按 分 率（按分による支出の場合に使用）	
80 % 6,857 円 （按分率の根拠）	
事務所(使用)状況報告書に記載のとおり	
(その他) 事務所 11月分インターネット使用料及び電話代 住所 堺市堺区熊野町東3-2-27 堺ドリームビル201号室 宛名山口典子	

請求書 (西日本ご利用分)

5、 -0946
堺市堺区熊野町東3丁2-27

堺ドリームビル 201号
山口 典子 様



024112101041383482

郵便区内特...



04730

Webでのお問い合わせ先



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2024年11月17日発行
発行会社 差出: NTTファイナンス (株)
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【返付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLG森の宮ビル6F
社用コード M20021121003 04730 04703 00 J
61 000000 1 0 24110310J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(

1/ 3ページ

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
00-5893-4595	2024年11月ご請求分	8,572円	2024年12月2日(月)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

適格請求書発行事業者名: NTTファイナンス株式会社 (登録番号: T8010401005011)

10%対象請求額 (税込)

7,681円 うち消費税等

698円

非対象等請求額

891円 ご請求額合計

8,572円

※各社のご利用料金・ご利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。

※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス (光もともと割、Web光もともと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割) は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。

割引適用期間中 (自動延伸後を含む) に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。

なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

* NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	00-5893-4595	請求年月 MONTH OF ISSUE	2024年11月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆00-5893-4595 ◇NTT西日本ご利用分 7,681	3,700 -620 500 300 500 2,400 3 150 50 698 7,681	フレッツ 光ネクスト M 準利用料 光はじめ割 ひかり電話 (基本料) ひかり電話対応機器使用料 ボイスワープ使用料 ひかり電話 (携帯電話等への通話料) ユニバーサルサービス料他 発行手数料 収納手数料 消費税等相当額 (合計) (小計)	10月 1日~10月31日 2025年10月~2025年12月以 外の解約は解約金がかかります 10月 1日~10月31日 電話番号 は072-225-1562 10月 1日~10月31日 10月 1日~10月31日 10月 1日~10月31日 10月 1日~10月31日 1番号分 のご請求となります。 本請求書等の発行にかかわる各種費用に なります。 本請求をコンビニエンスストア・各種金 融機関でお支払いいただく場合の手数料 です。 合算表示の料金合計×10%
◇NTT西日本分 (小計) 7,681	7,681		合 算
◇NTTファイナンスご利用分 891	891	OCN光withフレッツ利用料等 NTTコム (回収代行) ご利用分。	合 算
◇合計 8,572	8,572	合計	合 算
		* 契約番号 [REDACTED]	非対象等

ユニバーサルサービス料他には、2024年4月利用料分から2025年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円 (税込) が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。 https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/	***ユニバーサルサービス料について*** ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。
---	---

M20021121003 04730 04703 00

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名

山口 典子

使 途 項 目	事務・事務所費
整 理 番 号	41
領収書等貼付欄(複数枚の貼付は、不可)	

領 収 証

山本 典子 様

¥77,000-

但し、堺ドリームビル201号室 12月分賃料・共益費

として金額正に領収致しました。



内訳

税率	税抜金額	消費税額
10 %	¥70,000	¥7,000
8 %		

2024年11月27日

株式会社ヒューマンドリーム

大阪市中央区安土町2丁目3番13号

TEL:06-6210-3169代

登録番号:T1120001131698

按 分 率 (按分による支出の場合に使用)
80 % 61,600 円 (按分率の根拠)
事務所(使用)状況報告書に記載のとおり
(その他)
事務所家賃 12月分(共益費・水道代含む)
事務所所在地 堺市堺区熊野町東3-2-27 堺ドリームビル 201号室

様式第11号(第6条関係)

領収書等貼付用紙

使 途 項 目	会派の名称・議員氏名 山口 典子 広報・広聴費
整 理 番 号	22
領収書等貼付欄(複数枚の貼付は、不可)	

領収証

013336

2024年11月28日

山口 典子

様

消費税額等 10%

金 額 ￥ 33,000-

現 金

小切手

但し 2024年11月ブログ更新作業代として

手形

上記の金額正に領収しました

収 入
印 紙

アトム株式会社

〒542-0012

大阪市中央区谷町7-1-44 TANCE谷町ビル3F

TEL 06-6764-5987 FAX 06-6764-5988

登録番号 T7120001100838



按 分 率 (按分による支出の場合に使用)

80 % 26,400 円 (按分率の根拠)

更新内容について、一部政務活動以外の記事も含むため

(その他)

ブログ更新作業代(11月分)

請求書

PAGE 1

売上日 2024年11月25日

伝票No. 00006787

542-0012 大阪府中央区谷町7-1-44

TANC谷町ビル3階

アトム株式会社 本社

TEL 06-6764-5987 FAX 06-6764-5988

ゆうちょ銀行 口座記号番号

山口典子 様



担当 :

登録番号 T7120001100838

1	2024年 11月分ブログ更新	1	30,000	30,000	課税10.0%
2	※振込手数料は、お客様負担でお願い致します。				
3	【課税10.0% 税抜額】			30,000	
4	【課税10.0% 消費税額】			3,000	
5					
6					
7					
8					
9					
10					
		合計	30,000	3,000	33,000

入金済

25.1.30

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名

山口 典子

使 途 項 目	資料購入費
整 理 番 号	43
領収書等貼付欄（複数枚の貼付は、不可）	
紀伊國屋書店 領 収 証 堺北花田店 TEL 072-248-5568 2024年12月23日（月）20時10分 #8194 9784791714759 C9410 Y1600 現代思想 2024 ¥1,600 4910000536156 ¥1000 和雑誌 ¥1,000 2点 小計 ¥2,600 合計 ¥2,860 （内消費税 ¥260） （10%対象 ¥2,860 消費税 ¥260） 現金 ¥5,060 お釣り ¥2,200	
按 分 率（按分による支出の場合に使用）	
% 1,760 円（按分率の根拠）	
（その他） ・現代思想 書籍購入	

様式第 1 1 号 (第 6 条関係)

領 収 書 等 貼 付 用 紙

会派の名称・議員氏名

山口 典子

使 途 項 目	事務・事務所費
整 理 番 号	44
領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)	
電話料金等払込受領証 西日本ご利用分 ご請求先氏名 山口 典子 様 お客様番号 [REDACTED] 2024年12月ご請求分 金額(円) ¥6,209- 受取人 NTTファイナンス株式会社 [REDACTED] お問合せ先 (無料) 0800-3335550 領 収 日 附 印 [REDACTED] 収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様	
按 分 率 (按分による支出の場合に使用)	
8 0 % 4, 9 6 7 円 (按分率の根拠)	
事務所(使用)状況報告書に記載のとおり	
(その他)	
事務所 12 月分インターネット使用料及び電話代	
住所 堺市堺区熊野町東 3-2-27 堺ドリームビル 201 号室 宛名山口典子	

請求書 (西日本ご利用分)

590-0946
堺市堺区熊野町東3丁2-27

堺ドリームビル 201号
山口 典子 様



024122101044447470

郵便区内特別



10756

Webでのお問い合わせ先



NTTファイナンス

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2024年12月17日発行
発行会社 差出: NTTファイナンス (株)
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【還付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F
社用コード M20021121004 10756 10704 00 J
61 100010 1 0 24120310J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(

1/

3ページ)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
00-5893-4595 [REDACTED]	2024年12月ご請求分	6,209円	2025年1月6日(月)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

適格請求書発行事業者名: NTTファイナンス株式会社 (登録番号: T8010401005011)

10%対象請求額 (税込) 5,305円 うち消費税等 482円
非対象等請求額 904円 ご請求額合計 6,209円

※各社のご利用料金・ご利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。

※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス (光もともと割、Web光もともと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割) は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。

割引適用期間中 (自動延伸後を含む) に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。

なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

* NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

ご請求内訳

(お客様番号)

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆00-5893-4595			
◇NTT西日本ご利用分			
5,305	3,700	フレッツ 光ネクスト M 単利用料	11月 1日~11月30日 合 算
	-620	光はじめ割	2025年10月~2025年12月以 合 算
	500	ひかり電話 (基本料)	11月 1日~11月30日 電話番号 合 算
	300	ひかり電話対応機器使用料	11月 1日~11月30日 合 算
	500	ボイスワープ使用料	11月 1日~11月30日 合 算
	240	ひかり電話 (携帯電話等への通話料)	11月 1日~11月30日 合 算
	3	ユニバーサルサービス料他	11月 1日~11月30日 1番号分 合 算
	150	発行手数料	のご請求となります。
	50	収納手数料	本請求書等の発行にかかる各種費用に 合 算
	482	消費税等相当額 (合計)	なります。
◇NTT西日本分 (小計)	5,305	(小計)	本請求をコンビニエンスストア・各種金 合 算
◇NTTファイナンスご利用分			融機関でお支払いいただく場合の手数料
904	891	OCN光withフレッツ利用料等	です。
	13	NTTコム (回収代行) ご利用分。	合算表示の料金合計×10%
		延滞利息	
◇合計	6,209	合計	

ユニバーサルサービス料他には、2024年4月利用料分から2025年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円 (税込) が含まれています。

電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。

https://www.ica.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単位) が公表されています。

M20021121004 10756 10704 00 J

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名

山口 典子

使 途 項 目	事務・事務所費
整 理 番 号	75
領収書等貼付欄(複数枚の貼付は、不可)	

領 収 証

山本 典子 様

¥77,000-

但し、堺ドリームビル201号室 1月分賃料・共益費

として金額正に領収致しました。



内訳

税率	税抜金額	消費税額
10 %	¥70,000	¥7,000
8 %		

2024年12月27日

株式会社ヒューマンドリーム

大阪市中央区安土町2丁目3番13号

TEL:06-6210-3169(代)

登録番号:T1120001131698

按 分 率 (按分による支出の場合に使用)
80 % 61,600 円 (按分率の根拠)
事務所(使用)状況報告書に記載のとおり
(その他)
事務所家賃 1 月分 (共益費・水道代含む)
事務所所在地 堺市堺区熊野町東 3-2-27 堺ドリームビル 201 号室

〒590-0946
大阪府堺市堺区熊野町東3-2-27
堺ドリームビル 00201

山口 典子 様

発行日 2024年12月17日

(株)タイセイシュアサービス
〒534-0021
大阪府大阪市都島区都島本通1丁目4-20
タイセイビル8階
TEL : 06-6921-8111

担当

御請求書

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は弊社管理物件をご利用頂き誠にありがとうございます。
今回の御請求内容は下記の通りとなっております。
過不足のないようにご入金下さいますようお願い申し上げます。

敬具

物件名	堺ドリームビル	部屋番号	00201
御請求対象者様	山本 典子 様		
繰越請求金額	当月請求金額	御入金金額	当月請求合計金額
0 円	77,000 円	0 円	77,000 円

【ご請求内訳】

費 目	摘 要	本体金額	消費税	請求額
家賃	月次(2025年1月分)	65,000 円	6,500 円	71,500 円
共益費	月次(2025年1月分)	5,000 円	500 円	5,500 円
	合計	70,000 円	7,000 円	77,000 円

【検針結果】

検針内容	前回検針日	今回検針日	前回検針値	今回検針値	今回使用量	今回料金
水道	2024年10月12日	2024年12月16日	10	10	0	0 円

銀行名	りそな	支店名	船場
口座種別	普通	口座番号	
フリガナ	カヒューマンドリーム		
名義人	(株)ヒューマンドリーム		

様式第11号 (第6条関係)

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名		山口 典子
使 途 項 目	広報・広聴費	
整 理 番 号		
領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)		

領収証

013337

山口 典子 様

2024年12月26日

金額

¥ 33,000-

消費税額等

10 %

現 金

小切手

手形

但し

2024年12月ブログ更新代として

上記の金額正に領収しました

収 入
印 紙



アトム株式会社

〒542-0012

大阪市中央区谷町7-1-44 TANCE谷町ビル3F

TEL 06-6764-5987 FAX 06-6764-5988

登録番号 T7120001100838



扱 者 印



按 分 率 (按分による支出の場合に使用)

80 % 26,400 円 (按分率の根拠)

更新内容について、一部政務活動以外の記事も含むため

(その他)

ブログ更新作業代(12月分)

請求書

PAGE 1

売上日 2024年12月25日

伝票No. 00006950

山口典子 様

〒542-0012 大阪市中央区谷町7-1-44

TANCE谷町ビル3階 アトム株式会社

TEL 06-6764-5987 FAX 06-6764-5988

振込先：三井住友/富田林支店/当座 0227

ゆうちょ銀行 口座記号番号：00930-4-252

担当：

登録番号 T7120001100838



1	2024年 12月分ブログ更新	1	30,000	30,000	課税10.0%
2	※振込手数料は、お客様負担をお願い致します。				
3	【課税10.0% 税抜額】			30,000	
4	【課税10.0% 消費税額】			3,000	
5					
6					
7					
8					
9					
10					
		合計	30,000	3,000	33,000

様式第11号(第6条関係)

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名

山口 典子

使 途 項 目	広報・広聴費
整 理 番 号	47
領収書等貼付欄(複数枚の貼付は、不可)	

領収証

013338

2025年 / 月30日

山口 典子

様

消費税額等 10 %

金 額

¥ 33,000-

現 金

小切手

但し

2025年1月ブログ更新代として

手形

上記の金額正に領収しました

収 入
印 紙



アトム株式会社

〒542-0012

大阪市中央区谷町7-1-44 TANCE谷町ビル3F

TEL 06-6764-5987 FAX 06-6764-5988

登録番号 T7120001100838



扱 者 印



按 分 率 (按分による支出の場合に使用)

80 % 26,400 円 (按分率の根拠)

更新内容について、一部政務活動以外の記事も含むため

(その他)

ブログ更新作業代(1月分)

売上日 2025年01月25日

伝票No. 00007087

542-0012 大阪市中心区谷町7-1-44

TANC谷町ビル3階

アトム株式会社 本社

TEL 06-6764-5987 FAX 06-6764-5988

ゆうちょ銀行 口座記号番号：

山口典子 様

担当：

登録番号 T7120001100838

2025年 1月分ブログ更新

1

30,000

30,000

課10.0%

※振込手数料は、お客様負担をお願い致します。

【課税10.0% 税抜額】

30,000

【課税10.0% 消費税額】

3,000

30,000

3,000

33,000

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名

山口 典子

使 途 項 目	事務・事務所費
整 理 番 号	48
領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)	

領 収 証

山本 典子 様

¥77,000-

但し、堺ドリームビル201号室 2月分賃料・共益費

として金額正に領収致しました。

内訳

税率	税抜金額	消費税額
10 %	¥70,000	¥7,000
8 %		

2025年1月31日

株式会社ヒューマンドリ

大阪府中央区安土町2丁目3番

TEL:06-6210-3169(代)

登録番号:T1120001131698



按 分 率 (按分による支出の場合に使用)
80 % 61,600 円 (按分率の根拠)
事務所(使用)状況報告書に記載のとおり
(その他)
事務所家賃 2月分 (共益費・水道代含む)
事務所所在地 堺市堺区熊野町東 3-2-27 堺ドリームビル 201 号室

様式第11号（第6条関係）

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名

山口 典子

使 途 項 目	広報・広聴費
整 理 番 号	49
領収書等貼付欄（複数枚の貼付は、不可）	

領 収 書

令和 7 年 1 月 31 日

山 口 典 子 様

¥ 377,300-

但シ 山口典子市政報告 A3 2折り

上記金額正に領収致しました

金額 (税抜)	343,300
税率 10%	消費 税額
	34,330

有限
会社

ミナカタ

〒590-0957 堺市堺区中之田

TEL (072) 223

FAX (072) 223

登録番号 T6120102006596

按 分 率（按分による支出の場合に使用）

80 % 301,840 円（按分率の根拠）

掲載記事について、一部政務活動以外の記事も含むため

（その他）

市政報告地域版 2025 年 1 月

御 見 積 書

令和7年1月10日

山口典子 様

下記の通り御見積もり申し上げます

¥377,300-

有限会社 三 大 印刷

〒590-0957 堺市堺区中島町2番3号

TEL (072) 223-8886 番

FAX (072) 223-7278 番

品 名		数 量	単 価	金 額						
山口典子市政報告 A3 2折り		20,000枚			3	4	3	3	0	0
合 計					3	4	3	3	0	0
消 費 税						3	4	3	3	0
総 合 計 金 額					3	7	7	3	0	0

備 考

No. 1- 1

有限
会社

三才

【別】

册号

番

五番

普通

普通

11

596

頁です

伝票日付	伝票No	品名	数量	単位	単価	金額
7/1/28		山口典子市政報告 A3 2折り	20,000	枚		343,300
		消費税等10%				34,300
		【合計】				377,300

納品書

No.

7年1月28日

山口典子様

有限会社 ミナカタ印刷

〒590-0957 堺市堺区中之町西2丁2番3号

TEL (072) 223-6886 番

FAX (072) 223-7278 番

担当:

下記の通り納品致しましたのでご査収ください。

品番・品名	数量	単位	備考
山口典子市政報告 A3 2折り	20,000	枚	

摘要:

《2025年 地域活動特集号》

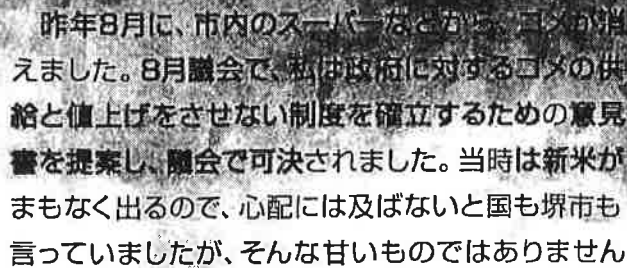
あなたと考える

堺の“いま”と日本の未来!

STOP!
便乗値上げ!

令和の米騒動!

ガソリン代など
物価高に警鐘を



でした。新米が出回っても国産米は値上がりしており、不足しています。

誰かがどこかで買い占めをしているのか？もともとコメが足りないのか？年明け早々、コメだけではなく、あらゆる物価が高騰している中、政府からの臨時交付金の使い道について、エネルギーの費用や医療介護現場などにもしっかりと手当てするよう、足りなければ堺市独自の支援策を実施するよう、市長に直接緊急要望書を手交しました。



スーパーから米が消えた!!



ウクライナ戦争以来の物価高 No more War!

2022年にロシアによるウクライナへの軍事侵攻以来、原油価格の値上がりから、建築資材や食料品、生活用品などの物価が高騰し続けています。

とくに電気、ガス、ガソリン代などのエネルギー費用も含めて、市民の皆様からのSOSも届いています。その声を堺市に届けました！

地域活動特集!



市民の皆さんの対話を大切にしています。



地域自治会活動や学校園との連携も

トイレや公園などの清掃も積極的に実践しています!



DVや離婚相談、お困りごと相談は日々対応しています!

近所の空家
のこと



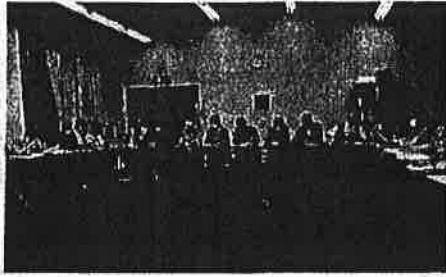
DVや
離婚相談のこと

イス
新着のこと





地域の自治会活動や学校圏との連携を！



たとえば

小学校の校長先生からのご相談

学校の教室、クーラーをつけていても30℃で暑い！

➡ 即、堺市教育委員会に伝え、さらに文教委員会で質問しました！



結果

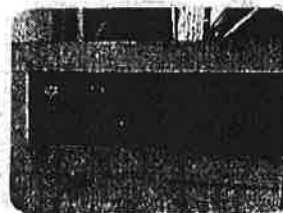
堺市内の211教室に、遮熱カーテンの設置と
天井に断熱材をつける工事を実施！



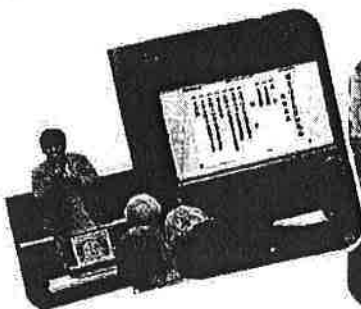
市政報告会も行っています！



博士号を取得後、
大手前大学大学院の客員教授と
して保健医療福祉行政論の中で
ジェンダー平等政策を担当して
います。



ボランティアで消費者団体や生団連の活動もしています！





幅広い活動と市民の皆さまの声をもとに 政策を立案し、実現しています！

とくに女性や障がい者、子ども、高齢者の人権問題、健康、医療、教育、安全、安心なまちづくりのために！



相撲をオリンピックの種目にするために 日本女子相撲連盟の顧問をしています！

日本の国技である相撲。大相撲は男性のみですが世界では84ヶ国で女子相撲が行われています。スポーツとしての相撲をオリンピックの種目にするため、男女共同参画の競技として確立する必要があります。顧問としてがんばっています！



障がい者団体との活動から、障がい者政策を長年に渡って 共同で作ってきました！！



毎年行われる
障がい者
団体の総会



もちろん議会では……

本会議、常任委員会、特別委員会など毎回真剣に市民の皆さまの声を政策につなげています！



山口典子事務所

〒590-0946
堺市堺区熊野町東3-2-27
堺トリムビル201号室
TEL&FAX/072-225-1562
E-mail:noriko02@josei.gr.jp

NORIKO's WEB SITE

堺 山口典子

検索

<http://www.noriko-y-v.jp>

Facebookも
ご覧ください！

友達申請をお願いします。



山口 典子

検索



www.facebook.com/noriko.yamaguchi.12720

様式第11号 (第6条関係)

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名

山口 典子

使 途 項 目	事務・事務所費
整 理 番 号	50
領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)	
電話料金等払込受領証 西日本ご利用分 ご請求先氏名 山口 典子 様 お客様番号 [REDACTED] 2025年 1月ご請求分 金額(円) ¥6,161- 受取人 NTTファイナンス株式会社 お問合せ先 (無料) 0800-3335550 領 収 日 附 印 25.2.04 収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様	
按 分 率 (按分による支出の場合に使用)	
80 % 4,928 円 (按分率の根拠)	
事務所(使用)状況報告書に記載のとおり	
(その他)	
事務所 1月分インターネット使用料及び電話代	
住所 堺市堺区熊野町東3-2-27 堺ドリームビル201号室 宛名山口典子	

請求書 (西日本ご利用分)

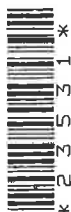
590-0946
堺市堺区熊野町東3丁2-27

堺ドリームビル 201号
山口 典子 様



025012101041475808

郵便区内特別



23719

Webでのお問い合わせ先



NTTファイナンス

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-7

発行年月日 2025年 1月19日発行
発行会社 差出：NTTファイナンス(株)
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【速付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F
社用コード M20021121002 23719 23531 00
61 000000 1 0 25010310

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(

1/ 3ページ

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
00-5893-4595	2025年 1月ご請求分	6,161円	2025年 1月31日(金)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

適格請求書発行事業者名：NTTファイナンス株式会社(登録番号：T8010401005011)

10%対象請求額(税込) 5,270円 うち消費税等 479円

非対象等請求額 891円 ご請求額合計 6,161円

※各社のご利用料金・ご利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が8,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス(光もともとと割、Web光もともとと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。

割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。

なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト[http://flets-w.com/wari/]でご確認ください。

* NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名

山口 典子

使 途 項 目	資料購入費																						
整 理 番 号	51																						
領収書等貼付欄（複数枚の貼付は、不可）																							
紀伊國屋書店 領 収 証 堺北花田店 TEL 072-246-5566 2025年02月05日(水) 19時35分 #9575 <table border="0"> <tr> <td>9784651204345 C9455 Y980</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ChatGPT「-7x外b」付</td> <td>¥980</td> </tr> <tr> <td>9784297140410 C3055 Y1600</td> <td></td> </tr> <tr> <td>今すぐ使えるかんたん</td> <td>¥1,600</td> </tr> <tr> <td>9784800721341 C0055 Y1800</td> <td></td> </tr> <tr> <td>はじめての生成AI Cha</td> <td>¥1,800</td> </tr> <tr> <td>3点 小計</td> <td>¥4,380</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>¥4,818</td> </tr> <tr> <td>(内消費税</td> <td>¥438)</td> </tr> <tr> <td>(10%対象</td> <td>¥4,818 消費税 ¥438)</td> </tr> <tr> <td>現金</td> <td>¥4,818</td> </tr> </table>		9784651204345 C9455 Y980		ChatGPT「-7x外b」付	¥980	9784297140410 C3055 Y1600		今すぐ使えるかんたん	¥1,600	9784800721341 C0055 Y1800		はじめての生成AI Cha	¥1,800	3点 小計	¥4,380	合計	¥4,818	(内消費税	¥438)	(10%対象	¥4,818 消費税 ¥438)	現金	¥4,818
9784651204345 C9455 Y980																							
ChatGPT「-7x外b」付	¥980																						
9784297140410 C3055 Y1600																							
今すぐ使えるかんたん	¥1,600																						
9784800721341 C0055 Y1800																							
はじめての生成AI Cha	¥1,800																						
3点 小計	¥4,380																						
合計	¥4,818																						
(内消費税	¥438)																						
(10%対象	¥4,818 消費税 ¥438)																						
現金	¥4,818																						
按 分 率（按分による支出の場合に使用）																							
%	4, 8 1 8 円 （按分率の根拠）																						
(その他) ・ ChatGPT パーフェクトガイド ・ 今すぐ使えるかんたんいちばんやさしい ChatGPT 超入門 ・ はじめての生成AI ChatGPT 「超」活用術 書籍購入																							

様式第11号(第6条関係)

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名

山口 典子

使 途 項 目	広報・広聴費
整 理 番 号	52
領収書等貼付欄(複数枚の貼付は、不可)	

領 収 書

令和 7 年 2 月 28 日

山 口 典 子 様

¥ 387,200-

但シ 冊子 南海トラフ巨大地震と防災庁について
冊子 食品ロスをめぐる事情
上記金額正に領収致しました

金額	352,000
税率(税抜)	
10%消費	
税額	35,200



有限 会社 ミナカタ

〒590-0957 堺市堺区中之島4-2-7番地
TEL (072) 223-7270
FAX (072) 223-7270

登録番号 T6120102006596

按 分 率 (按分による支出の場合に使用)

80 % 309,760 円 (按分率の根拠)

掲載記事について、一部政務活動以外の記事も含むため

(その他)

政策資料作成費 2025年2月 2種

御見積書

令和7年2月10日

山口典子 様

下記の通り御見積もり申し上げます

有限会社 三木印刷

〒590-0957 堺市堺区中之町西2丁目2番3号

TEL (072) 223-6886 番

FAX (072) 223-7278 番

¥ 387,200—

品名	数量	単価	金額
冊子 南海トラフ巨大地震と防災庁について	500冊		176000
冊子 食品ロスをめぐる事情	500冊		176000
合 計			352000
消 費 税			35200
総 合 計 金 額			387200

備考

納品書

No.

7年2月25日

山口典子様

有限会社 ミナカタ印刷

〒590-0957 堺市堺区中之町西2丁2番3号

TEL (072) 223-6886 番

FAX (072) 223-7278 番

担当:

下記の通り納品致しましたのでご査収ください。

品番・品名	数量	単位	備考
冊子 南海トラフ巨大地震と防災庁について	500	冊	
冊子 食品ロスをめぐる事情	500	冊	

お客様コードNo. XXXXXXXXXX

請 求 書

7 年 2 月 28 日 締切分 (30)

No. 1- 1

山 口 典 子 様

有限会社 ミナカタ印刷

〒590-0957 堺市堺区 XXXXXXXXXX

TEL (072) 2 XXXXXXXXXX

FAX (072) 2 XXXXXXXXXX

三菱UFJ銀行 堺支店 普通 XXXXXXXXXX

紀陽銀行 堺支店 普通 XXXXXXXXXX

有限会社ミナカタ印刷

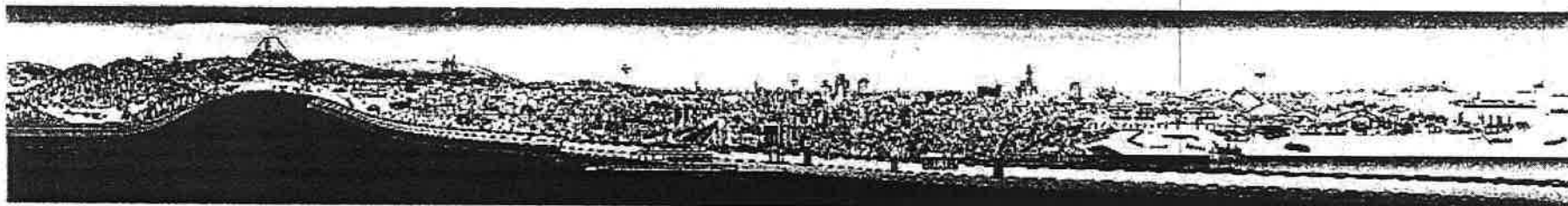
登録番号 T6120102006596

※明細欄は税別金額です。

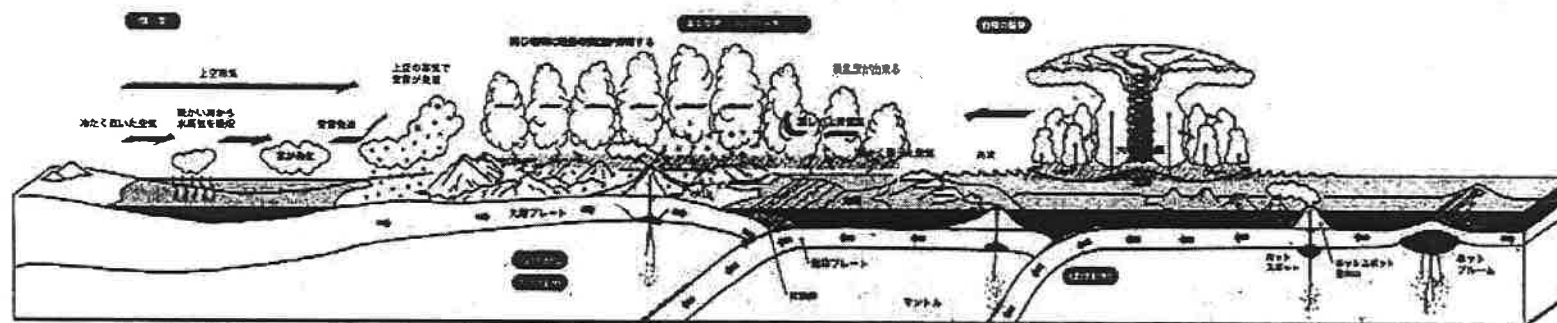
毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。

前回御請求額	御入金額	繰越金額	御買上額	今回御請求額
0	0	0	0	¥387,200

伝票日付	伝票No.	品 名	数 量	単 位	単 価	金 額
7/2/25		冊子 南海トラフ巨大地震と防災庁について	500	冊		176,000
		冊子 食品ロスをめぐる事情	500	冊		176,000
		消費税等10%				35,200
		【合 計】				387,200



南海トラフ巨大地震と防災庁について



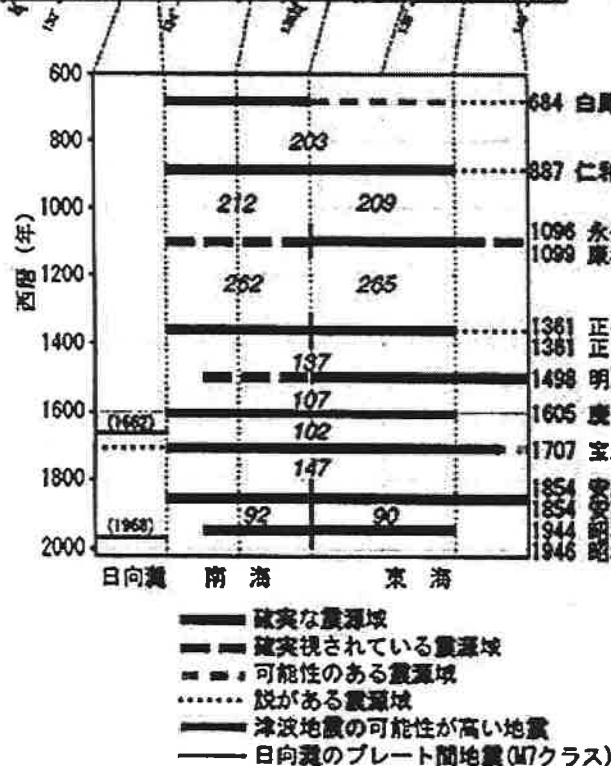
出典：自民党・防災体制抜本的強化本部
名古屋大学名誉教授&あいち・なごや強靱化共創センター長 福和 伸夫

自由民主党 堺市議会議員団
堺市議会議員

山口 典子



南海トラフ地震と歴史の転換



伊勢神宮の式年遷宮、藤原京遷都、大宝律令
貞観噴火、貞観地震、関東地震、摂関政治&国風文化
地震、疫病、洪水、飢饉、天変が続き源平の時代へ
地震、疫病が続き南北朝合一へ
関東地震、富士山噴火など続発の中、戦国時代へ
天正 & 伊予・豊後・伏見地震⇒安土桃山から江戸へ
元禄関東地震、宝永富士噴火など元禄文化の終焉
安政江戸地震、安政暴風雨、安政コロリから幕末へ
関東地震以後の地震の続発と開戦・敗戦

東日本大震災、新型コロナ、
そして南海トラフ地震&首都直下地震、富士山？

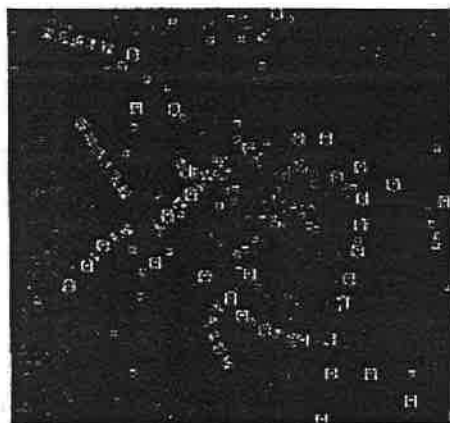
内閣府

歴史で学ばない災害史、過去は地震後に遅しく復興



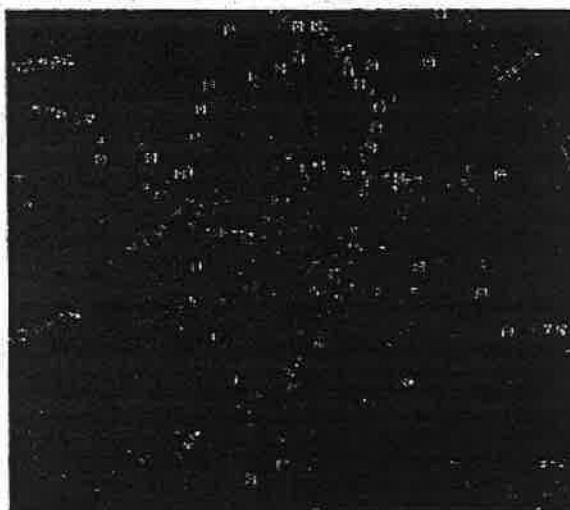
三大都市の形成

1582本能寺の変
1583大阪築城



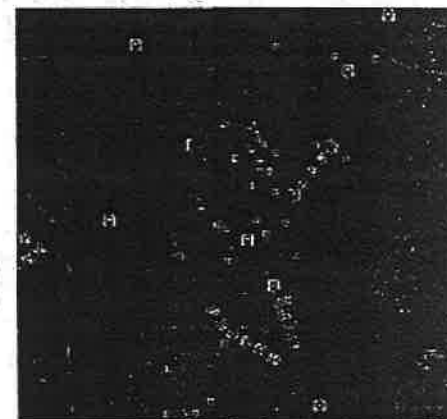
大阪

1584小牧・長久手の戦い
1586天正地震
1590小田原攻め、江戸転封



東京

1592文禄の役
1596慶長伊予・豊後・伏見地震
1597慶長の役
1598秀吉逝去
1600関ヶ原の戦い
1603江戸開府
1605慶長地震
1610名古屋築城



名古屋

元禄関東地震
340人



大正関東地震
7万人



昭和東南海地震
120人

三大都市の形成と地勢、地震被害、主要企業の立地



1925北但馬地震から100年



城崎

城崎



豊岡

1923 関東大震災

1925 北但馬地震

1926 十勝岳噴火

1927 北丹後地震

1930 北伊豆地震

1931 西埼玉地震

1933 昭和三陸地震

1934 函館大火、室戸台風

1938 阪神大水害

1943 鳥取地震

1944 東南海地震

1945 三河地震&枕崎台風

1946 南海地震

1947 カスリーン台風

1948 福井地震

1959 伊勢湾台風

治安維持法

金融恐慌

満州事変

1932 五・一五事件

国際連盟脱退

1936 二・二六事件

1937 日中戦争

国家総動員法

1941 太平洋戦争

1942 ミッドウェイ海戦

原爆&敗戦

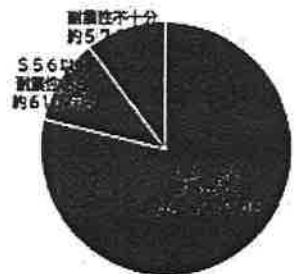
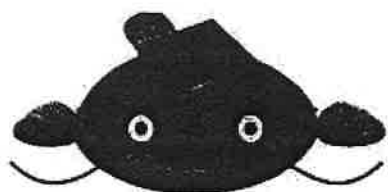
憲法制定

1950 朝鮮戦争

1951 SF講和条約

1961 災害対策基本法

大正⇒災禍⇒戦争⇒南トラ⇒敗戦⇒台風⇒災対法

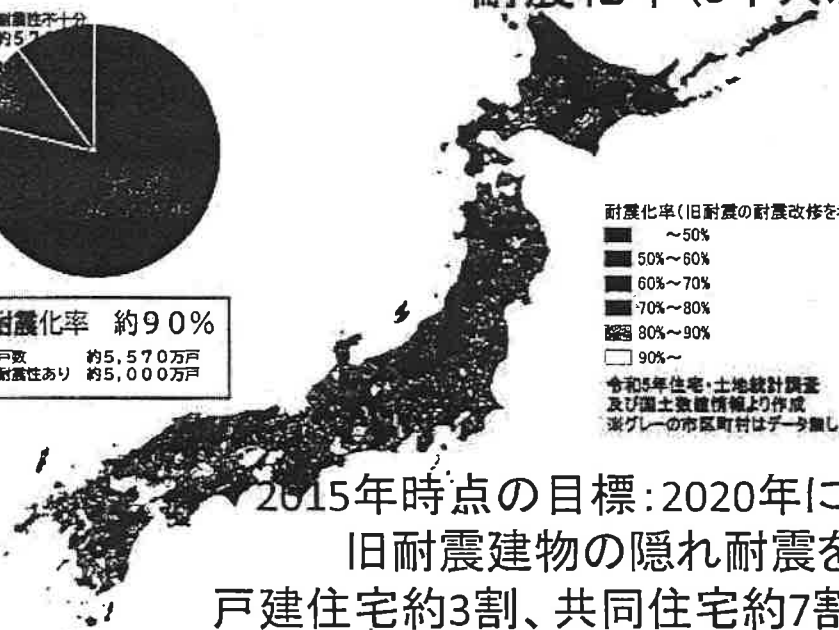


耐震化率 約90%

総戸数 約5,570万戸
耐震性あり 約5,000万戸

阪神から30年

耐震化率(5千人以上の自治体、住宅土地統計調査より)



耐震化率(旧耐震の耐震改修を考慮): 総数

■ ~50%
■ 50%~60%
■ 60%~70%
■ 70%~80%
■ 80%~90%
□ 90%~

令和5年住宅・土地統計調査
及び国土数値情報より作成
※グレーの市区町村はデータ無し

2015年時点の目標:2020年に95%
旧耐震建物の隠れ耐震を
戸建住宅約3割、共同住宅約7割と仮定

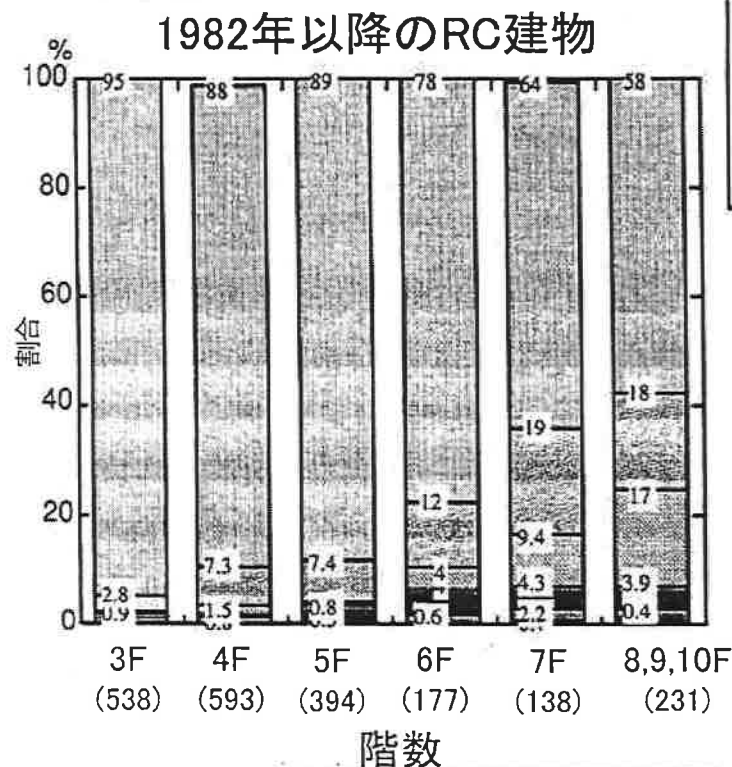
		空き家率	その他 空き家率	1981年以降 住宅	新耐震+耐 震改修	耐震化率
石川県	珠洲市	24.5%	22.4%	38.1%	45.0%	62.8%
石川県	中能登町	20.1%	19.3%	45.2%	48.6%	64.8%
高知県	室戸市	32.1%	27.5%	42.7%	47.7%	65.3%
鳥取県	大山町	19.9%	12.2%	50.6%	52.6%	67.9%
新潟県	佐渡市	28.0%	24.6%	48.9%	53.1%	68.2%
三重県	尾鷲市	35.1%	31.0%	49.2%	52.1%	68.4%
石川県	能登町	26.2%	22.9%	48.8%	53.8%	68.5%
愛知県	南知多町	22.7%	15.2%	49.7%	53.8%	68.6%
茨城県	太子町	19.2%	15.7%	53.4%	55.2%	69.3%
岩手県	洋野町	19.7%	17.7%	54.2%	55.7%	69.7%

		空き家率	真の空き 家率	1981年以 降	新耐震+耐 震改修	耐震化率
1	鳥取県	17.00%	11.30%	66.30%	68.80%	80.20%
2	鳥取県	15.70%	9.70%	69.40%	72.10%	82.10%
3	秋田県	15.80%	10.00%	71.30%	73.10%	82.40%
4	山形県	13.50%	7.90%	72.00%	74.10%	83.00%
5	和歌山県	21.20%	12.10%	69.40%	72.40%	83.20%
6	山口県	19.40%	11.10%	71.60%	73.60%	83.70%
					38.95%	74.87%
11	岩手県	17.30%	9.30%	73.70%	76.10%	84.60%
12	愛媛県	19.80%	12.20%	72.70%	75.20%	84.80%
13	青森県	16.70%	9.30%	75.10%	76.60%	84.90%
16	岐阜県	16.10%	8.10%	73.70%	76.70%	85.40%
17	徳島県	21.30%	12.20%	72.40%	75.50%	85.40%
18	宮崎県	16.30%	9.90%	74.00%	76.00%	85.40%
19	香川県	18.60%	9.70%	74.20%	76.90%	85.60%
20	高知県	20.30%	12.90%	71.50%	76.80%	85.80%
21	大分県	19.10%	9.60%	74.30%	76.50%	85.90%
22	石川県	15.60%	7.30%	76.10%	78.60%	86.30%
27	福島県	15.20%	7.30%	75.30%	79.10%	87.00%
28	三重県	16.30%	9.50%	76.10%	79.40%	87.00%
29	熊本県	14.90%	7.60%	75.90%	78.30%	87.00%
41	千葉県	12.30%	5.00%	80.10%	81.80%	90.80%
42	静岡県	16.70%	5.90%	80.50%	85.50%	91.60%
43	愛知県	11.80%	4.30%	81.10%	83.90%	91.70%
44	埼玉県	9.30%	3.80%	83.20%	84.80%	91.90%
45	宮城県	12.40%	4.60%	81.80%	86.30%	92.40%
46	神奈川県	9.80%	3.20%	83.30%	85.10%	93.00%
47	東京都	10.90%	2.60%	82.80%	84.20%	93.80%

南海トラフ地震被災自治体での耐震化の遅れ



兵庫県南部地震での新耐震建物被害

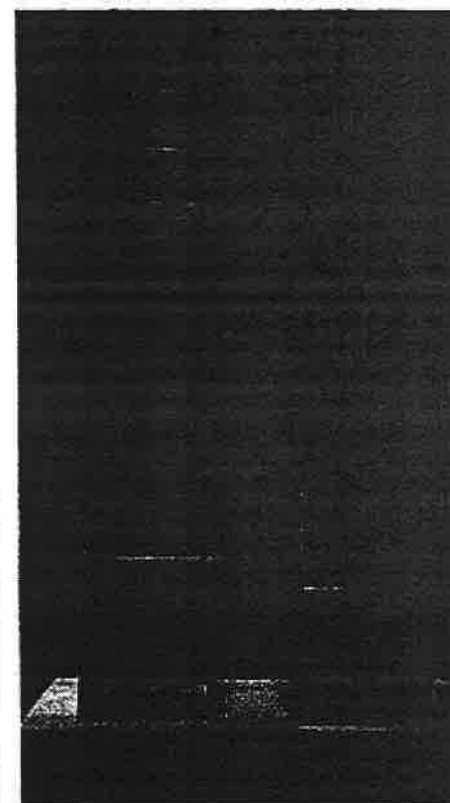


建築基準法

第一条 この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(1度の地震で命を守る！)

	直接死	住家全壊
兵庫県南部地震	5,500	104,906
鳥取県西部地震	0	435
熊本地震	50	8,667



建物の平均的な加速度応答に対し耐震設計
(柔らかい地盤、高い建物は揺れやすい⇒大都市)
壁式構造は無損傷の強度志向(継続使用可能)
ラーメン構造は損傷許容の靱性志向(使用不可)

幅がある建物の耐震性、大地震動では損傷許容



庁舎被災(熊本地震)と緊急輸送道路

1階に壁がない



八代市



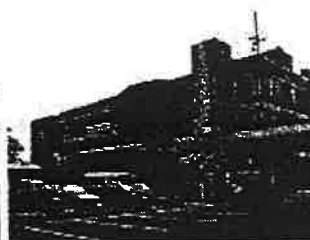
人吉市



宇土市



益城町



大津町



水俣市

主な緊急輸送道路沿いにある建物の耐震化状況

資料の 区分	建物 数	耐震 診断 済みの 建物数	耐震 診断 済みの 割合	耐震 診断 済みの 割合
国土地理院の 調査結果				
福岡県	40	14	26	35.0(%)
群馬県	34	9	25	26.5
埼玉県	16	9	7	56.3
千葉県	2	2	0	100
東京都	4308	2257	2051	52.4
神奈川県	773	261	512	33.8
長野県	7	2	5	28.6
岐阜県	36	8	28	22.2
静岡県	418	110	308	28.3
愛知県	531	152	379	28.6
三重県	95	36	59	37.9
滋賀県	41	14	27	34.1
京都府	46	9	37	19.6
大阪府	454	160	294	35.2
岡山県	119	36	83	30.3
広島県	260	80	180	30.8
徳島県	111	22	89	19.8
合計	7291	2181	4110	43.8(%)

建築構造設計基準の資料

(令和3年改定)

事業継続できる庁舎の必要性
免震構造or壁式構造



特定緊急輸送道路沿いの耐震化状況(朝日新聞)

継続使用の難しさと緊急輸送道路(道路と建築の連携)

5.2 耐震に関する性能の確保

5.2.1 大地震動時の変形制限 [基準5.2(1)関係]

(1) 大地震動時の層間変形角は、原則として、構造種別に応じて、表5.1に示す制限値以下となるよう設計を行う。ただし、構造体の剛性の抑制に伴い、過度に耐力が増大することのないように留意する。その結果、表5.1の制限値を超える場合は、建築非構造部材及び建築設備についても、その変形により障害が生じないように留意する。

表5.1 大地震動時の層間変形角の制限値

構造種別	層間変形角
RC造	1/200
SRC造	1/200
S造	1/100

(2) 大地震動時の層間変形角を確認する場合は、建築物の規模、振動性状等に応じて、①から③までのいずれかによる。なお、耐震計算ルートと同一とする必要はない。

- 時刻歴応答解析
- 限界耐力計算
- 「令」第82条の2に規定する層間変形角より推定する方法
ア (5.1)式に示すエネルギー—変位により推定する方法

$$\delta_p = \frac{C_{op}}{2C_{oe}} \cdot \left(D'_s + \frac{1}{D'_s} \right) \cdot \delta_e \quad (5.1)$$

δ_p : 大地震動時における建築物の最大水平変形

C_{op} : 「令」第88条第3項に規定する標準せん断力係数 (1.0以上)

C_{oe} : 「令」第88条第2項に規定する標準せん断力係数 (0.2以上)

δ_e : 「令」第82条の2に規定する建築物の地上部分に生じる水平方向の層間変位

D'_s : 保有水平耐力の余裕を考慮し、構造特性係数を補正した係数



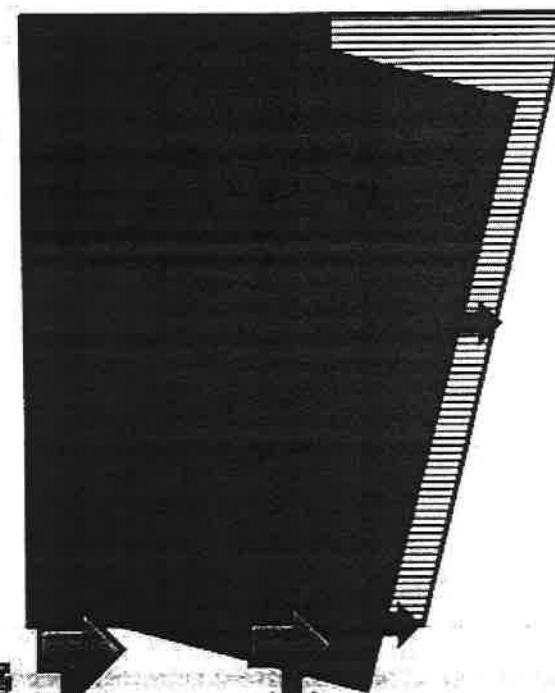
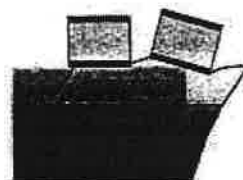
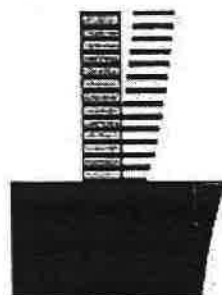
軟弱地盤の杭基礎被害



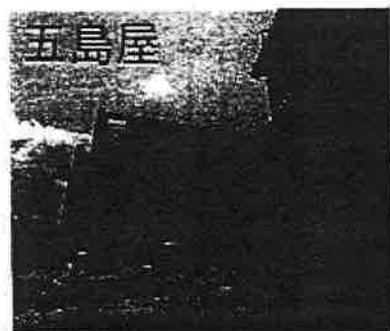
輪島ステーションH



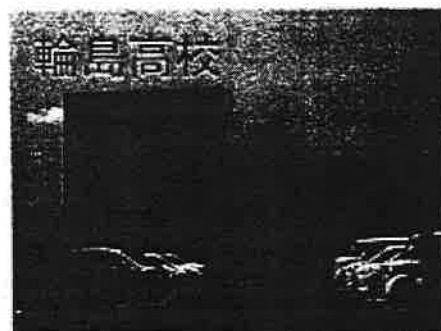
濱田屋ジャパン



液状化/軟弱層



五島屋



輪島高校



ルートイン輪島



久岡ハイム

杭の耐震設計は2001年から義務化(中小地震動のみ)

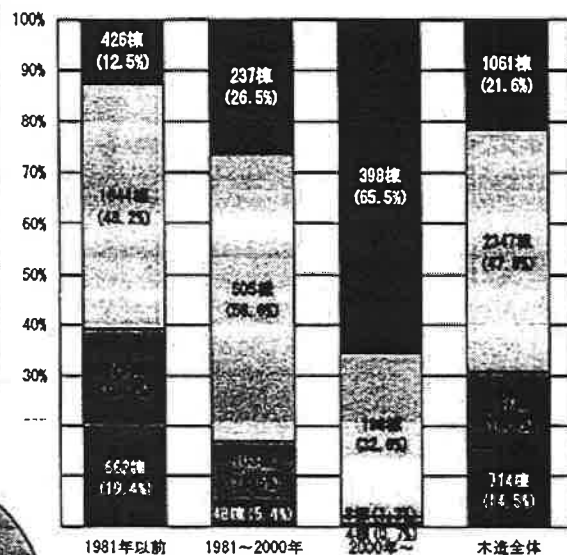


能登半島地震から1年

石川県190報 令和7年2月18日

	直接死+ 不明	災害関 連死	重傷	全壊	半壊	住家被 害計	非住家 被害計	R4高齢 化率	耐震化 率	空家率
輪島市	101+2	95	213	2,306	3,949	10,567	199+11,703	47.9	45	23.5
珠洲市	97	60	47	1,753	2,087	5,592	71+6,251	52.8	51	20.6
	230	307	6,461							

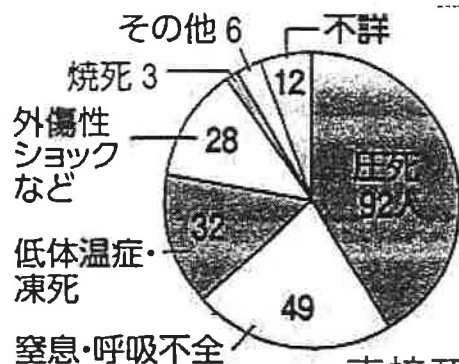
珠洲市 地域防災No.582



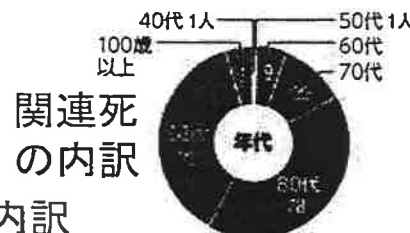
■無被害
□軽微・小破・中破
□大破
■倒壊・崩壊

※2000年以降倒壊・崩壊した4棟のうち、3棟は震度6弱以上の被害を受けた可能性が高いが、震度を断っていないことによる。

9/17現在	住家	非住家	合計
全壊	1,738	3,510	5,248
半壊	2,051	2,429	4,480
一部損壊	1,752	2,945	4,697
被害棟数合計	5,541	8,884	14,425
無被害	52	253	305
総合計	5,593	9,137	14,730
世帯数(9/30)	5,536	人口	11,583



直接死の内訳



関連死の内訳

地震	震度6強 以上人口	同面積 km2	死者行 方不明	全壊
能登	12.5万	1,695	230+307	6,461
熊本	73.1万	1,154	50+223	8,667

南トラ 震度6弱 6千万(300倍) 32万+α 240万

人口比で能登は熊本の10倍、南海トラ死者は更に3倍



M7.6とM9.0

データ表示期間 2024年01月03日12:00~2024年01月04日11:22



30年間で80%程度(予測M)

直接死 32万人

経済被害 214兆円

全壊焼失家屋 25万棟

災害廃棄物 100万トン

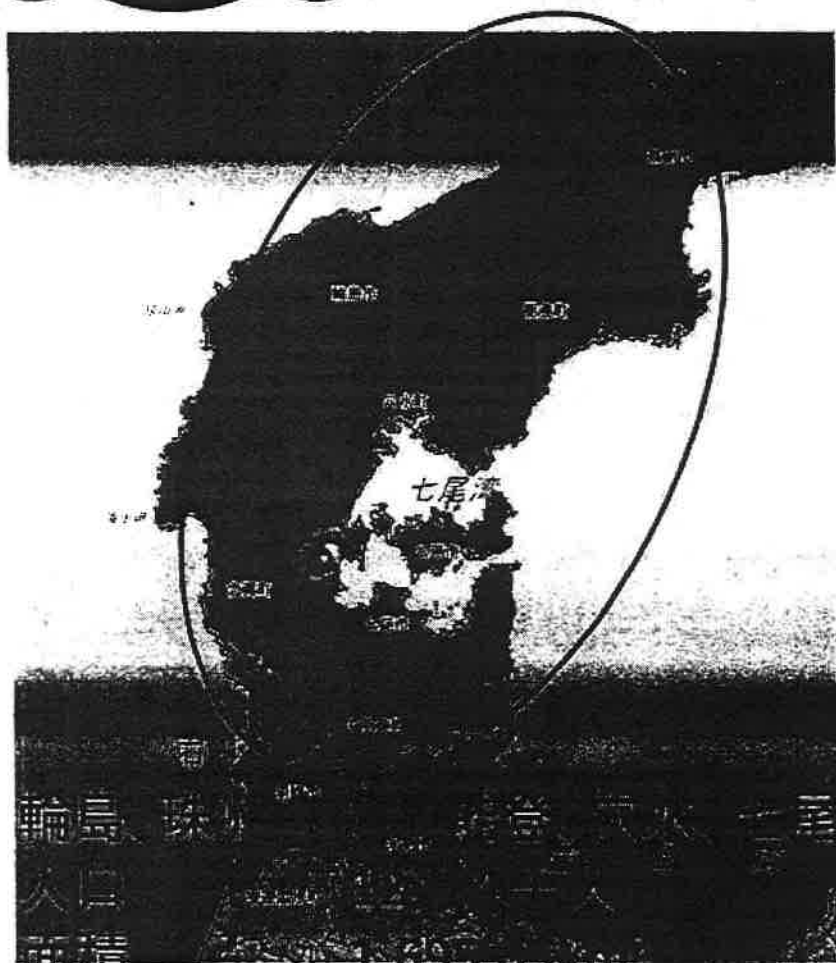
被災者 250万人



南海トラフ巨大地震の震源域は25倍、揺れは5倍



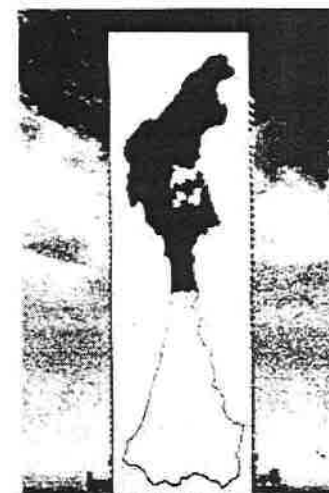
能登と三河 & 江戸地震



輪島 珠洲 七尾 能登
人口 12万人
面積 1,655.05km²
人口密度 73人/km²
製造品出荷額 1,884億円



西三河・9市1町
人口 161万人
面積 1,658km²
製造品出荷額 25兆円



東京23区
人口 979万人
面積 627km²

南海トラフ地震前後の直下地震にも注意が必要



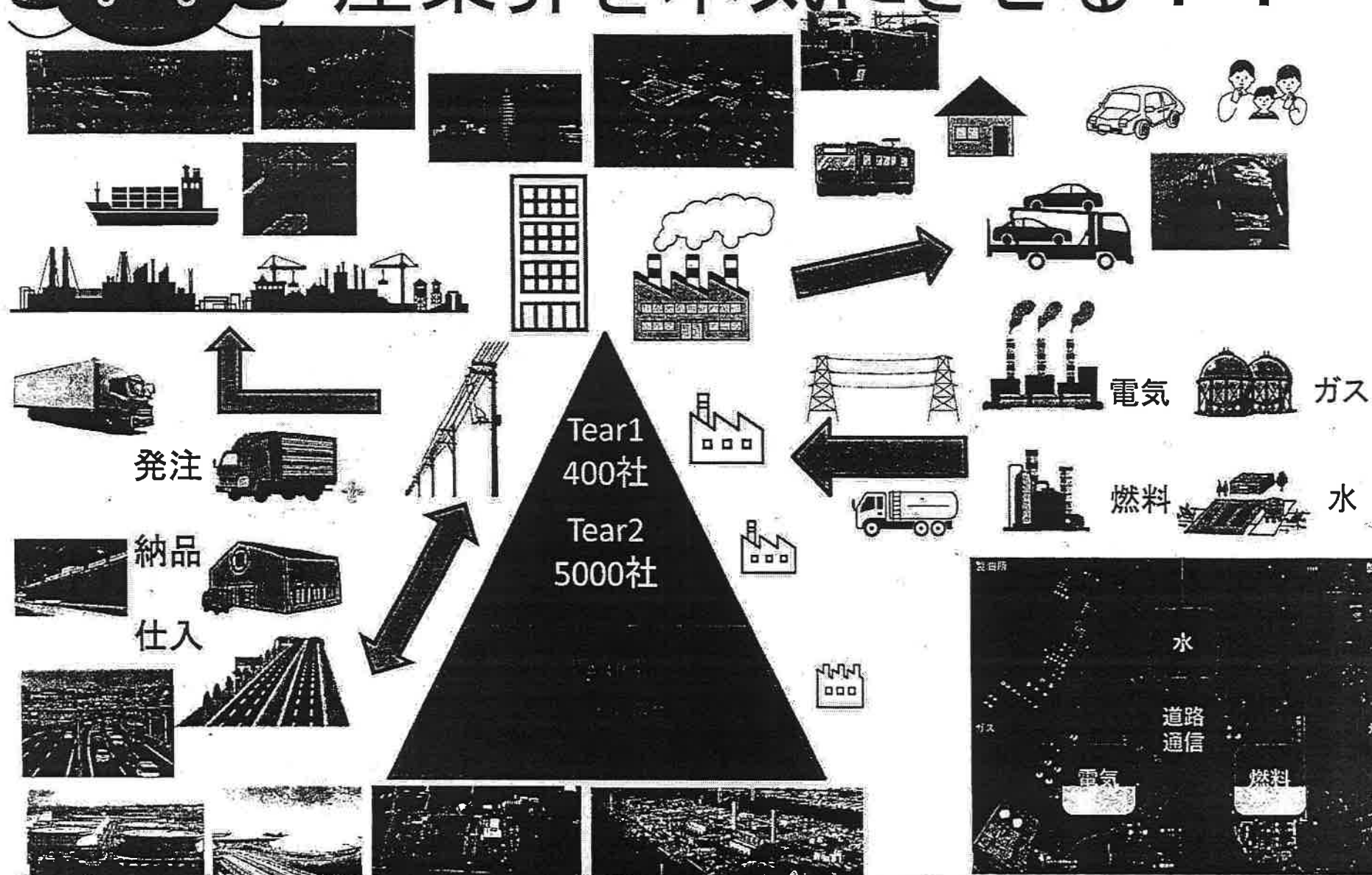
国難回避のために「つなぐ」

1. 被害軽減 = 徹底的な耐震化＋土地利用＋過密解消
重要インフラ・施設の強化、既存不適格建物の改修、機能維持する耐震基準
＋危険回避型の都市構造、木密解消、立地適正化
＋自律・分散・協調型の国土、デジタル活用の2地域居住、地方の魅力作り
2. 災害対応 = リソースと被害の早期把握(SOBO)、対応主体&優先度
3. 生活維持 = 関連死、TKB、住&雇用&健康、保健・医療・福祉
4. 強い産業 = 早期回復する産業構造、弱みを強みにする防災産業
5. 急所探し = 組織を超え「見たくないものを見て」ボトルネック探し
島国の急所は港湾 産業の急所は関係者の連携不足 LLの急所はLLの相互依存
6. 総力戦 = 地域間(階層的)＋人・組織間＋時間 を繋ぐ仕組み
7. 積分量 = 時間軸での対策の平滑化による対策効果の最大化
事前対策による被害の引算＋対応力の足し算 例・耐震化工事で建設力Up
8. 防災心 = 国民・産業界を本気にさせ、自助・共助力をUp
9. つなぐ場 = 啓発・育成&情報共有&戦略⇒発災時現対本部⇒復興の「ブロック拠点」
10. つなぐ力 = 皆の力を引き出し、全体最適のための調整力・運用力

総力&行動誘発&調整力⇒転禍為福⇒TEAM防災ジャパン



産業界を本気にさせる！！

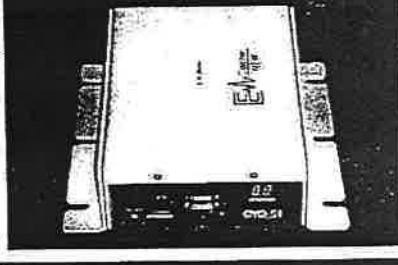
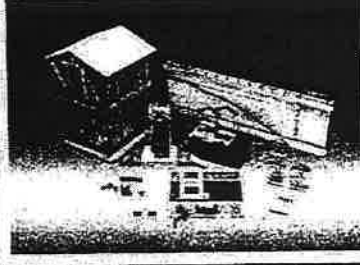
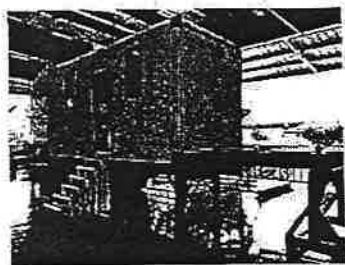


地元愛に基づく本音の議論⇒各社の自助対策促進



新たな産業(中部を例に)

- 豊かな製造業、広範な部品工場、製品開発力
- 大量・安価な自動車部品の防災用品への転用
- 強震&浸水&液状化&地盤災害への対策
- 防災教育&人材育成 ⇒ 防災教材&防災ツアー
- 被害抑止＝危険回避&抵抗力&過密解消&教育
- 緊急対応＝被害情報&対応資源&救助&医療
- 復旧復興＝企画&建設&雇用&健康&事前復興



防災心を持ったつなぎ役がニーズとシーズをマッチング



中部圏での地域主体の官民連携

- ・ あいち・なごや強靱化共創C
- ・ 中部防災推進ネット
- ・ 産業防災研究会
- ・ 防災古狸の会
- ・ つなぎ舎(防災人材交流シンポジウム)
- ・ TEAM防災ジャパンin東海
- ・ NSL(Network for Saving Lives)
- ・ 西三河防災減災連携研究会

- ・ 南海トラフ地震被害予測勉強会
- ・ 南海トラフ地震臨時情報に伴う防災対応中部連絡会
- ・ 南海T地震対策中部圏戦略会議
- ・ 愛知防災協働社会推進協議会
- ・ 減災協議会(愛知建築地震災害軽減システム研究協議会)
- ・ 三の丸研究会(防災拠点整備)
- ・ 中小企業地震対策検討会
- ・ 港湾物流研究会(名古屋港)

産官学民の連携

業界団体・内防・経産・県市・都市C・オンレコ

本音の会⇒国、複数県・市町、個社⇒港湾WG

OB10人、隔月で現役に関示、オフレコ

多様な人材の交流、3・11メモリアルネットとの交流

内閣府防災、TBJの東海版

マスコミ・ライフライン・行政・大学⇒名古屋モデル

西三河の9市1町、電力・ガス・トヨタ、整備局・県

愛知、三重、岐阜、静岡、名古屋、静岡、コンサル他

臨時情報対応

整備局が事務局・100機関以上

愛知県が事務局、県内関係団体

建築、耐震化、県・市・大学・建築関係団体

内防、整備局、東海4県+1市、LL、防災拠点

国、県、市、外郭団体、経済団体、銀行、損保

地整局、経産局、海保、電力、ガス、石油、海運

地域愛に基づく多様な

で総力を結集

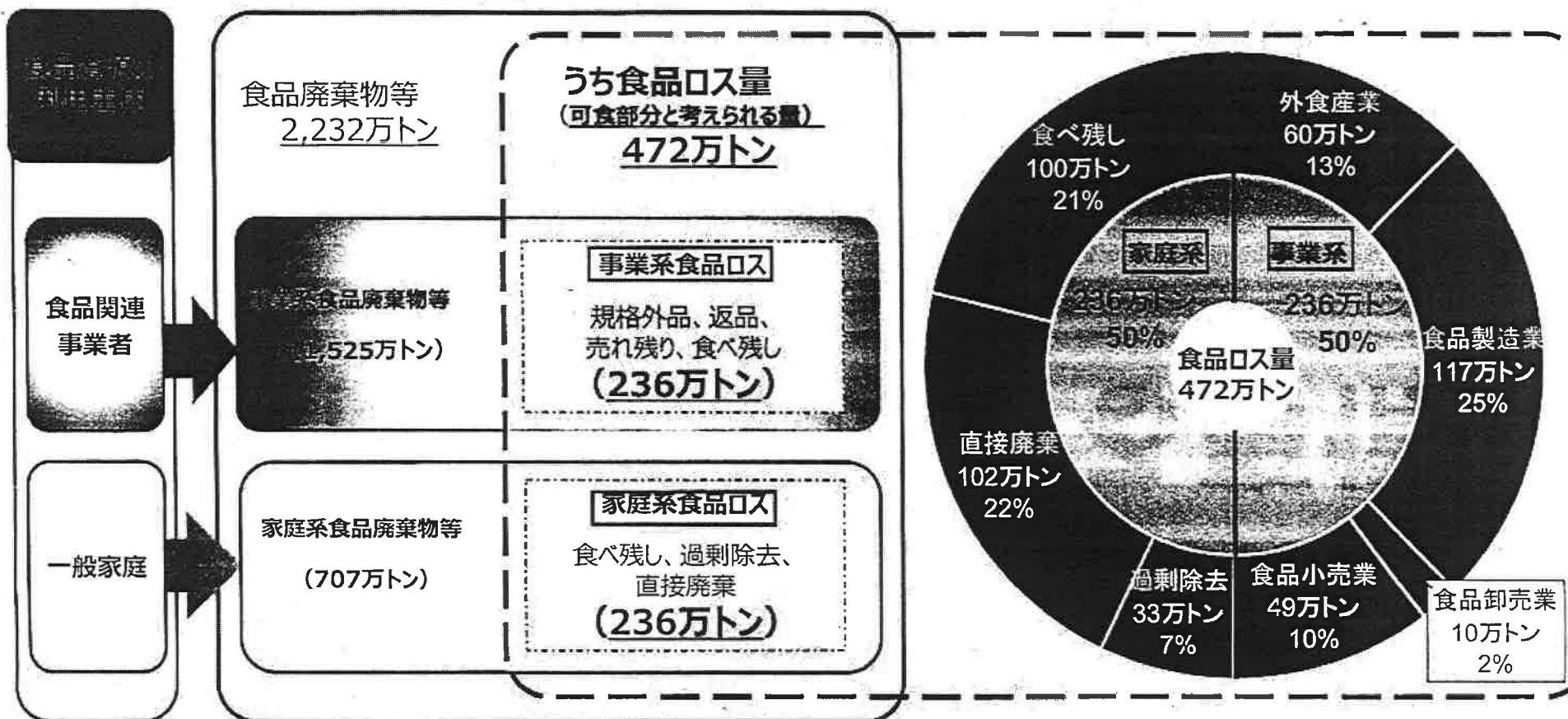
食品ロスをめぐる事情

自由民主党 堺市議会議員団
堺市議会議員

山口 典子

● 食品ロスの発生要因

食品廃棄物等の発生状況と割合 <概念図>



資料：農林水産省及び環境省「令和4年度推計」

※割合の記載について、少数点以下を四捨五入により端数処理をしているため、合計値が一致しない場合があります。

〔参考〕産業廃棄物の総排出量は3億7,592万トン（令和3年度）、一般廃棄物の総排出量は4,034万トン（令和4年度）

資料：環境省「産業廃棄物の排出・処理状況について」、「一般廃棄物の排出及び処理状況等について」

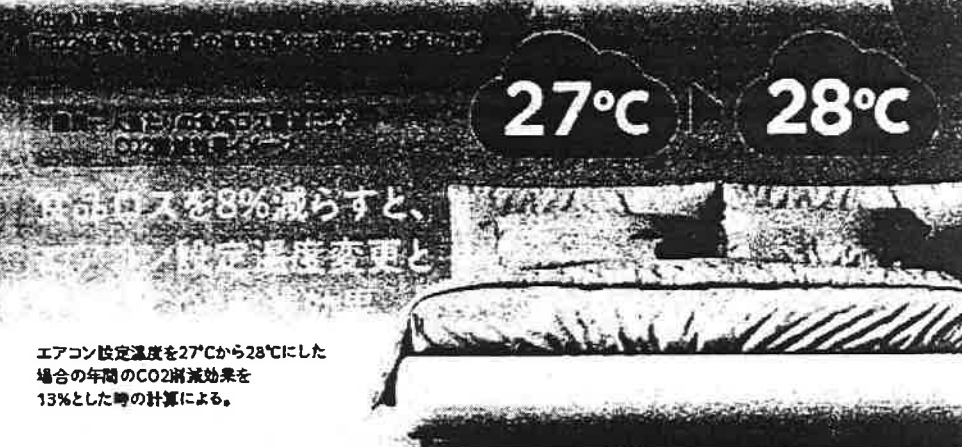
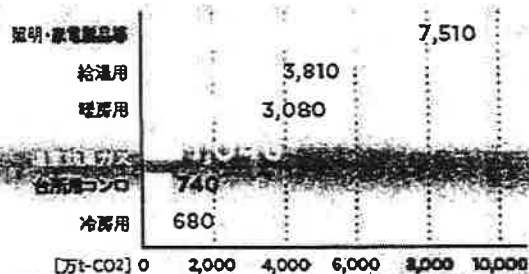
●食品ロスによる経済損失及び温室効果ガス排出量の推計結果

これまで、食品ロスは数量のみ推計の上公表していたところ、国民一人一人が食品ロス問題をより身近なこととして実感していただくため、2022年度食品ロス量推計値を基に経済損失及び温室効果ガス排出量を推計。

2022年度食品ロス量(472万トン)を基に推計した結果、食品ロスによる経済損失の合計は4.0兆円、食品ロスによる温室効果ガス排出量の合計は1,046万t-CO2となった。

この推計値を国民一人あたり*1に換算すると経済損失は32,125円/人/年*2、温室効果ガス排出量は83kg-CO2/人/年*3となった。

食品ロスによる経済損失及び温室効果ガス排出量の比較・イメージ



持続可能な開発目標（SDGs）と食品ロスの削減

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）

- ・ 2015年（平成27年）9月に、国連の「持続可能な開発サミット」で採択された2016年から2030年までの国際目標。
- ・ 貧困を撲滅し、持続可能な世界を実現するために、17のゴール（目標）が設定されている。



★「食品ロス削減」に関する目標

目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する（つくる責任 つかう責任）

12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、

収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。



（英語本文）

12.3 By 2030, halve per capita global **food waste** at the retail and consumer levels and reduce **food losses** along production and supply chains, including post-harvest losses

● 食品ロスの削減の推進に関する法律

令和元年5月31日公布（令和元年法律第19号）
令和元年10月1日施行

<食品ロスの問題>

- ・我が国ではまだ食べることができる食品が大量に廃棄
- ・持続可能な開発のための2030アジェンダ（2015年9月国連総会決議）でも言及

資源の無駄（事業コスト・家計負担の増大）、環境負荷の増大等の問題も

前文

- ・世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題であることを明示
- ・食品ロスを削減していくための基本的な視点として、①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくことを明記

➡ 多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、本法を制定する旨を宣言

食品ロスの削減の定義（第2条）

まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組

責務等（第3条～第7条）

国・地方公共団体・事業者の責務、消費者の役割、関係者相互の連携協力

食品廃棄物の発生抑制等に関する施策における食品ロスの削減の推進（第8条）

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律等に基づく食品廃棄物の発生抑制等に関する施策の実施に当たっては、この法律の趣旨・内容を踏まえ、食品ロスの削減を適切に推進

食品ロス削減月間（第9条）

食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間（10月）を設置

基本方針等（第11条～第13条）

- ・政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本方針※を策定（閣議決定）
 - ・都道府県・市町村は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定
- ※令和2年3月31日 閣議決定

基本的施策（第14条～第19条）

- ①消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等
※ 必要量に応じた食品の販売・購入、販売・購入をした食品を無駄にしないための取組等、消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発を含む
- ②食品関連事業者等の取組に対する支援
- ③食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰
- ④食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究
- ⑤食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供
- ⑥フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討

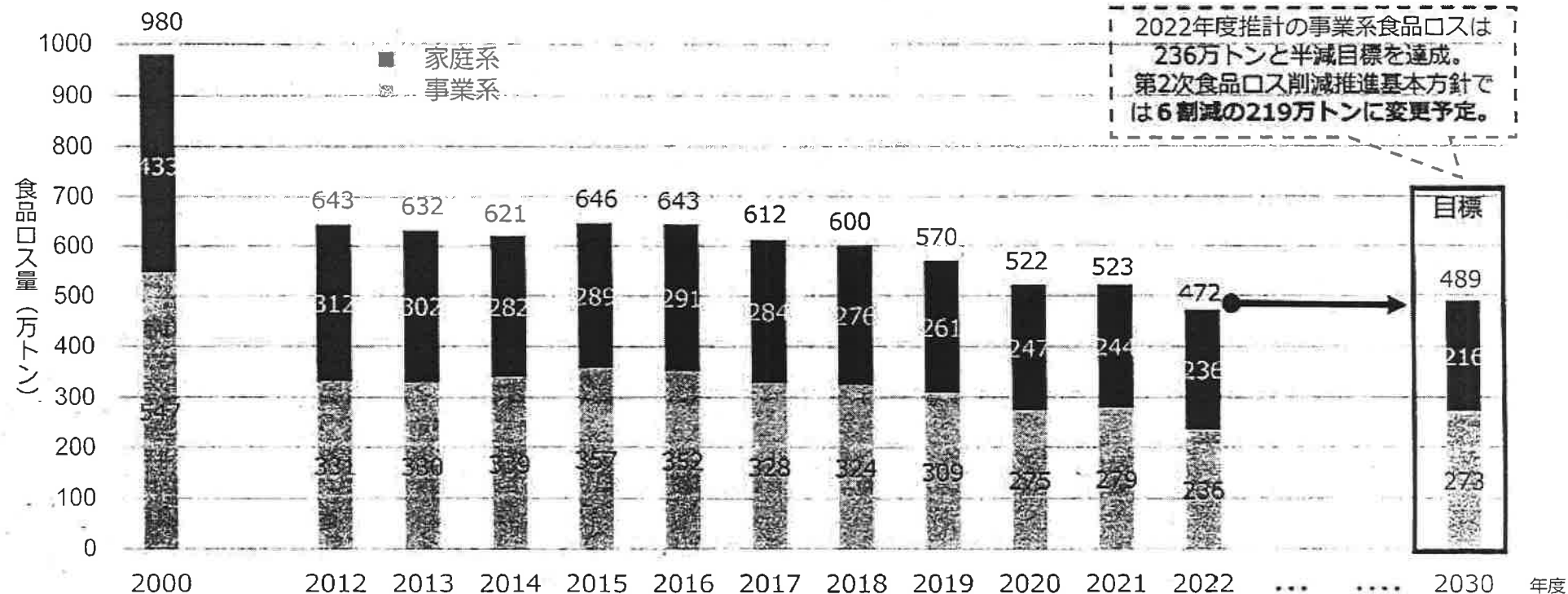
食品ロス削減推進会議（第20条～第25条）

内閣府に、関係大臣及び有識者を構成員とし、基本方針の案の作成等を行う食品ロス削減推進会議を設置
（会長：内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））

食品ロス量の推移と削減目標

2030年度に、2000年度と比べ、家庭系食品ロス量、事業系食品ロス量いずれも半減できるよう取組を推進。

2022年度は目標を達成したものの、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている年度であることから、今後注視していく必要がある。また環境や社会問題の観点からも今後もさらに食品ロス削減に向けて取り組む必要がある。



年度	2000	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2030(1/2000)
家庭系	433	312	302	282	289	291	284	276	261	247	244	236(▲46%)	216 (▲50%)
事業系	547	331	330	339	357	352	328	324	309	275	279	236(▲57%)	273 (▲50%)
合計	980	643	632	621	646	643	612	600	570	522	523	472(▲52%)	489 (▲50%)

(農林水産省及び環境省 推計) (単位 万トン)

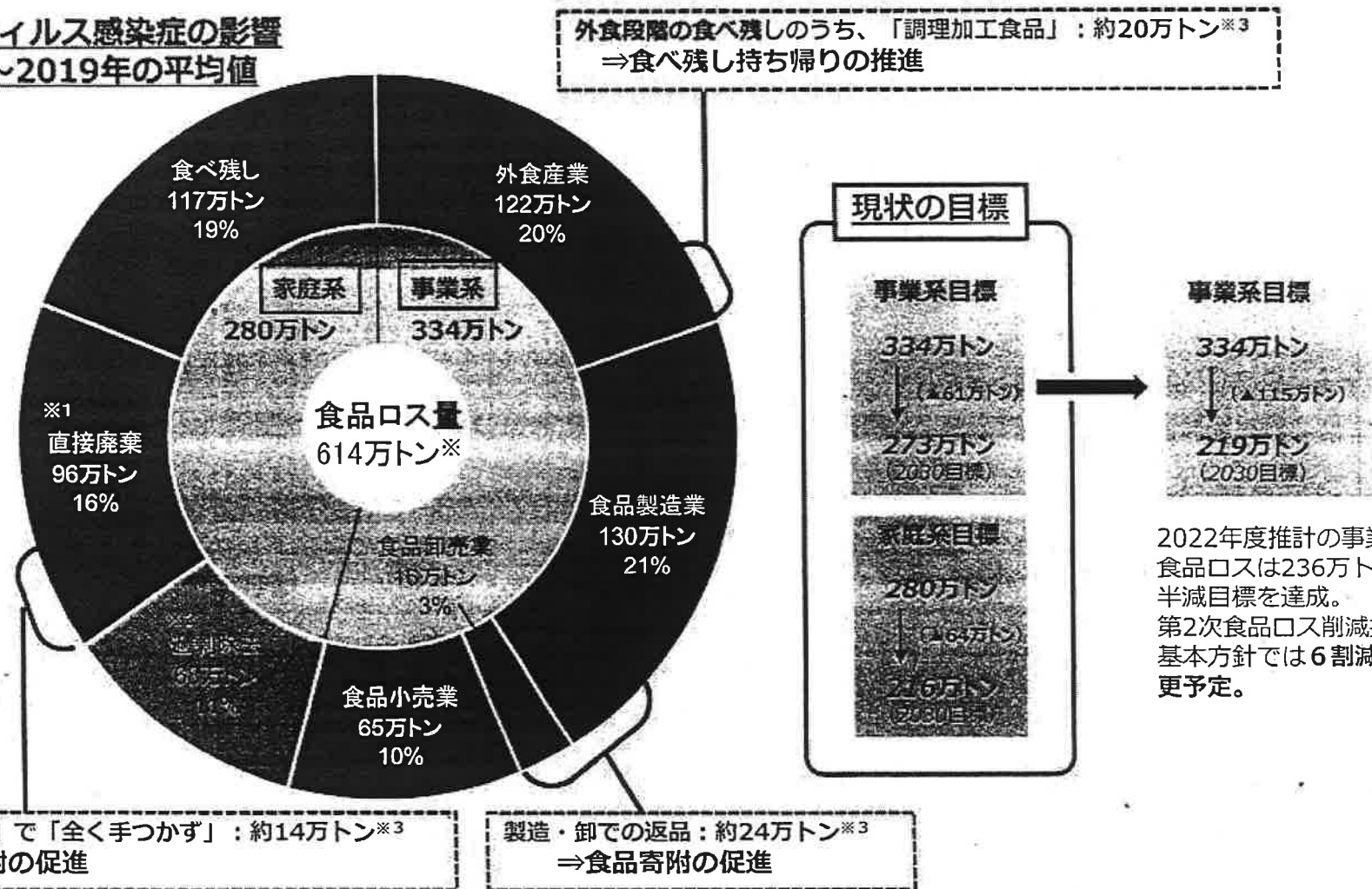
※端数処理により合計と内訳の計が一致しないことがあります。

()内の数字は、2000年度と比較した削減率

商品化後の食品の排出抑制

- 2030年度半減目標の着実な達成のためには、食品廃棄物の排出削減の取組とともに、まだ食べることができる食品の再利用の取組を促進していく必要。
- 商品化後の食品のロス量は、外食での食べ残しのうち持ち帰り得る食品も含め、直近5か年平均ベースで約58万トンと推計。

※新型コロナウイルス感染症の影響がない2015～2019年の平均値



※1: 未開封の食品が食べずに捨てられている ※2: 野菜の皮を厚く 過ぎるなど、食べられる部分が捨てられている ※3: 令和5年3月: 時点の試算値

食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ概要

令和5年12月22日 消費者庁、農林水産省、環境省、こども家庭庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省

2030年度までに2000年度比で食品ロス量を半減させる政府目標達成に向け、今回の施策パッケージに盛り込まれた施策を中心に、関係府省庁が地方公共団体や関係民間団体とも連携しながら来年度中に着実に実行し、来年度末に予定している「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（2020年3月31日閣議決定）の見直しに反映させる。

●食品ロス量 ※コロナ禍影響年を除く直近5か年（平成27年～令和元年度）平均614万トン（家庭系：280万トン 事業系334万トン）

●施策パッケージの主な内容とその後の施策の展開方向

主な施策項目		2023年度	2024年度	2025～2029年度
		改定基本的な方針に基づく施策の展開		
未利用食品等の提供 (食品寄附)	食品の期限表示の在り方	新たな期限表示ガイドラインを踏まえた施策の展開		
	食品の提供に伴って生ずる法的責任の在り方を含めた食品提供を促進するための措置の具体化	- 一定の管理責任を果たすことができる食品寄附関係者（寄附者、フードバンク等）を特定するためのガイドライン（食品寄附ガイドライン）の官民による作成（関連モデル事業の実施）〔海、農、環、食、こ、法〕 - 食品寄附関係者が加入しやすい保険の仕組みに関する官民協力の下での検討〔海、農、環、食、こ、法〕 - 食品関連事業等に対する税制上の取扱いや優良事例の周知・発信〔海、農、環、食、こ、法〕		
	フードバンク団体等を介した食品提供円滑化の強化支援 (※別紙参照)	寄附食品の管理・流通体制の高度化、地域現場のニーズとの連携の取組の推進		
外食	食べ残しの持ち帰り促進	食べ残し持ち帰りガイドラインを踏まえた食べ残し持ち帰りの意識変化の推進		
食品廃棄物の排出削減の促進	事業系	企業の排出抑制の具体的取組の公表	事業系食品ロス削減対策の更なる強化	
		1/3ルール等商慣習見直し促進		
		食品のリユース促進		
	家庭系	食品ロス状況把握と削減策促進	家庭系食品ロス削減対策の更なる強化 ライフスタイルの変革促進	
		国民運動「デコ活」によるライフスタイル変革促進		
		期限表示の正しい理解の促進	期限表示の理解促進	
		経済損失と環境負荷試算	サーキュラーエコノミー加速化、食品廃棄ゼロエリア創出	
		地域主体モデル事業取組強化		
	その他	学校、保育所、認定こども園、幼稚園への栄養教諭・栄養士等の配置拡大	2025大阪・関西万博、国三博会場での啓発	
		国主催イベント等での削減取組		
		ICT等の活用		

二〇三〇年度までの半減目標の達成

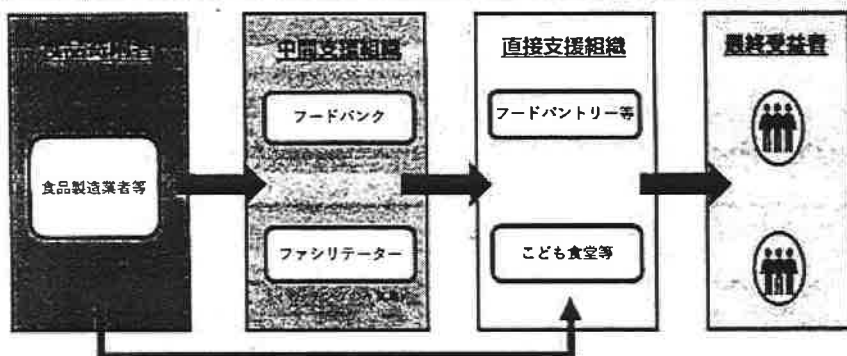
食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～（概要）

1. 背景・目的

- 食品ロスを削減するためには、未利用食品の有効活用（食品寄附）の促進が重要とされるところ、食品寄附に関わる各主体の情報不足、信頼性・透明性等を高めるための枠組みの整備、フードバンク等の底上げの必要性などが指摘されている。
- 令和5年12月、関係省庁において「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」を取りまとめ、その中で、「一定の管理責任を果たすことができる食品寄附関係者（寄附者、仲介者（フードバンク、フードパントリー等））を認定する仕組みなどにより特定するための食品寄附に関するガイドラインを官民で作成し、食品寄附への社会的信頼を高める」とされた。
- そこで、既に官民で策定されている既存の各種ガイドライン・手引き等を参照しつつ、各主体が一定の管理責任を果たすことができるようにするために遵守すべき基準や留意事項を示したガイドラインを、官民協議会における議論を通じて作成。

2. ガイドラインの対象範囲

①食品寄附者（事業者）、②ファシリテーター（需要のマッチングを行うサービスを提供する場合の者）、③フードバンク、④フードパントリー等、⑤こども食堂等、⑥資源提供者（資金・物流サービス等の提供者）を想定。



3. ガイドラインの具体的な遵守事項の整理

- 法令事項：法令上名宛て人に一定の義務付けをしている法令を引用した事項（※）
 - 必要事項：食品寄附の信頼性向上等の観点からガイドラインとして必要と考える事項
 - 推奨事項：取り組むことが望ましい事項
- ※ 食品衛生法、食品表示法、個人情報保護法

4. ガイドラインの具体的な内容

※ 各主体ごとに各章で記載

- 提供元・提供先における合意事項：
提供食品の情報（保存方法、期限表示、アレルギー等）、品質確保・管理、転売禁止、事故時の対応等
- 安全面等の管理：
食品の品質・衛生管理（必要な設備の設置等）、受取・輸配送時の検品（期限表示・破損等の確認等）、施設の衛生管理（清掃等）等
- 提供時の注意：
衛生上の取組（保冷剤の提供等）、食品表示情報の伝達と管理等
- トレーサビリティ：
記録の作成・保存（名称、数量、期限、アレルギー、入出荷年月日、寄附者・提供先の名称等）
- 事故時の対応：
保険の加入（保険分科会においては、主にフードバンク向けの損害賠償保険の在り方を、こども食堂等については、既存のボランティア用保険の活用について議論）、記録を踏まえた連絡等
- 財務管理・情報開示：
損金算入、実績報告等

※ 参考資料として、各種ひな形（フードバンク・こども食堂等間の合意書、こども食堂等から最終受益者への説明事項等、必要事項を抽出したチェックリスト等を添付

食べ残し持ち帰り推進ガイドライン～SDGs目標達成に向けて～（概要）

1. 背景・目的

- SDGsにおいて食品ロス削減に関する国際目標が設定され、我が国においても2030年度までに2000年度比で食品ロス量を半減させるという政府目標を設定。令和5年末には、当該目標の確実な達成に向けて「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」を策定。
- 中でも、レストラン・ホテル等の外食産業における主たる食品ロスの原因である顧客の食べ残しについて、その持ち帰り促進を図ることが有効な方策。しかしながら、食べ残しの持ち帰りについて合意することについての法的責任関係が不明瞭である上、持ち帰りに伴う法的・衛生的な責任を高いハードルとして感じる事業者が相当数いることが課題。
- そこで、法律面・衛生面でのリスクの低減を図ることで、事業者・消費者双方が安心して食べ残しの持ち帰りを促進することができるよう、事業者が民事上又は食品衛生上留意すべき事項を整理するとともに、消費者に求められる行動について整理。

2. 対象

一般食堂等、業として食事の調理・販売を行う者（学校・病院等を除く）が、特定の場所で顧客に飲食させることを前提に食事の提供をしたものの、顧客が当該場所では食べきれずに当該場所以外の場に持ち出す飲食物。

3. 基本的な考え方

食品ロス削減のためには、まずは消費者が食べることが重要であるが、食べ残してしまったものの持ち帰りも1つの有効な方法。その際には、事業者が消費者に一定の注意事項の説明等を行うとともに、消費者も自己責任の下に持ち帰りを行うことで、事業者及び消費者双方の協力と理解のもと、本ガイドラインを参考に持ち帰りの取組を促進し、双方の持ち帰りに対する意識の変化や行動変容を期待。

4. 事業者が民事上又は食品衛生上留意すべき事項

持ち帰りの際の事業者による一定の注意喚起等の実施

民事の観点から、飲食店等において、安心・安全な持ち帰りを推進すべく、食べ残しの持ち帰りに関し、衛生面に関する一定の注意事項を説明することが有効

食品衛生の観点からは、持ち帰りに適する食品は十分に加熱されていること等をもとに事業者が判断すること、清潔な容器等を提供することなどを提示

利用規約の整備

円滑な持ち帰りの実施のため、事業者・消費者双方の合意の内容を明確化するとともに、消費者におけるリスクの把握等や事業者における法的リスク等の予見可能性を高めるために有効

→ガイドラインにおいて利用規約のひな型を例示

5. 消費者に求められる行動

食べ残し持ち帰りの理解促進

食べ残しの持ち帰りをを行う場合には、食中毒リスク等に対する十分な理解の上、持ち帰る際及び持ち帰った後の食品の管理の責任は基本的に消費者にあることを十分に認識し、飲食店等からの事前説明事項を適切に遵守することが求められる。
食品衛生の観点からは、温度が高いところに放置しないこと、速やかに喫食すること、異臭等を感じた場合は喫食しないことなどを提示

事業者の取組に対する積極的な評価

食べ残し持ち帰りサービスを提供する飲食店等の取組を消費者行動により評価していくことが求められる。

食べ残し持ち帰り促進に向けたチラシ例

まずは美味しく食べ切りましょう。食べ切れなかったら
SDGs目標達成に向けて持ち帰りましょう！

お持ち帰りの際の注意点

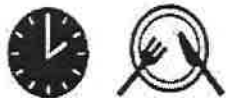
お客様の責任でお持ち帰りください。
容器への移し替えはご自身をお願いします。



※匂いや味に変化を感じた場合は召し上がらないでください。

※アレルギーのある方にはお渡ししないでください。

帰宅後できるだけ速やかに
お召し上がりください。



生もの、傷みやすいもの
お持ち帰りはお控えください。



※スープ・ドリンク類の持ち帰りはご遠慮ください。

暑い時期や長時間の
持ち運びはご遠慮ください。



単に温めるだけでなく、十分に再加熱
してからお召し上がりください。



こんにちは！mottECO(モッテコ)です
ご来店での「食べ残し持ち帰り」のこと
が「mottECO(モッテコ)」にも取りました。
「mottECO」には、「もってこ」の意味で「もって帰ろう」
というメッセージがこめられています。



食品ロスについて「SDGs」
食品ロスポータルサイトへ



利用規約

【目的・基本的考え方】

1. 食品ロス削減はSDGsにおいても国際目標が設定され、我が国においても課題となっています。美味しくお食事を召し上がって頂くためには、お客様にまずその場で食べきって頂くことが重要であるものの、どうしても食べ切れなかったものについては、御要望があれば持ち帰って頂くことが食品ロス削減の有効な方策といえます。そこで、当店は食べ切れなかった飲食物の持ち帰りの促進に取り組んでいます。
2. 飲食物の持ち帰りにあたっては、一定の食中毒のリスクがあるので、お客様におかれては当店が御説明する衛生上の注意事項を十分御理解いただき、お客様の自己責任のもとに行っていただきます。
3. 遵守事項: 表面の注意事項を遵守してください。

【確認事項】

お客様が飲食物をお持ち帰りされる場合には、お持ち帰りの際又はお持ち帰り後のお客様の行為に起因する食中毒又は異物混入による事故について、提供店では責任を負いかねますのでご了承ください。

私たちは持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。



食のプロジェクトについては



様式第11号 (第6条関係)

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名

山口 典子

使 途 項 目	広報・広聴費
整 理 番 号	53
領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)	

領収証

013349

山口 典子

様

2025年2月28日

消費税額等 10 %

金額

¥33,000-

現 金

小切手

但し

2025年2月ブログ更新代として

手形

上記の金額正に領収しました



アトム株式会社

〒542-0012

大阪市中央区谷町7-1-44 TANCE谷町ビル3F

TEL 06-6764-5987 FAX 06-6764-5988

登録番号 T7120001100838



扱 者 印



按 分 率 (按分による支出の場合に使用)

80 % 26,400 円 (按分率の根拠)

更新内容について、一部政務活動以外の記事も含むため

(その他)

ブログ更新作業代(2月分)

売上日 2025年02月25日

伝票No. 00007238

542-0012 大阪府中央区谷町7-1-4 4

TANC谷町ビル3階

アトム株式会社 本社

TEL 06-6764-5987 FAX 06-6764-5988

ゆうちょ銀行 口座記号番号：

山口典子 様

担当：

登録番号 T7120001100838

2025年 2月分ブログ更新

1 30,000 30,000

課10.0%

※振込手数料は、お客様負担をお願い致します。

【課税10.0% 税抜額】

30,000

【課税10.0% 消費税額】

3,000

30,000

3,000

33,000

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名

山口 典子

使 途 項 目	事務・事務所費
整 理 番 号	54
領収書等貼付欄(複数枚の貼付は、不可)	

領 収 証

山本 典子 様

¥77,000-

但し、堺ドリームビル201号室 3月分賃料・共益費

として金額正に領収致しました。



内訳

税率	税抜金額	消費税額
10 %	¥70,000	¥7,000
8 %		

2025年3月7日

株式会社ヒューマンドリー

大阪市中央区安土町2丁目3番3号

TEL:06-6210-3169(代)

登録番号:T1120001131698

按 分 率 (按分による支出の場合に使用)

80 % 61,600 円 (按分率の根拠)

事務所(使用)状況報告書に記載のとおり

(その他)

事務所家賃 3月分(共益費・水道代含む)

事務所所在地 堺市堺区熊野町東 3-2-27 堺ドリームビル 201 号室

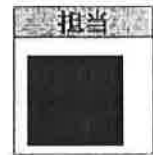
発行日 2025年02月15日

〒590-0946
大阪府堺市堺区熊野町東3-2-27
堺ドリームビル 00201

(株)タイセイシュアサービス
〒534-0021
大阪府大阪市都島区都島本通1丁目4-20

山口 典子 様

タイセイビル8階
TEL : 06-6921-8111



御請求書

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は弊社管理物件をご利用頂き誠にありがとうございます。
今回の御請求内容は下記の通りとなっております。
過不足のないようにご入金下さいますようお願い申し上げます。

敬具

物件名	堺ドリームビル	部屋番号	00201
御請求対象者様	山本 典子 様		
繰越請求金額	当月請求金額	御入金金額	当月請求合計金額
0 円	77,000 円	0 円	77,000 円

【ご請求内訳】

費目	摘要	本体金額	消費税	請求額
家賃	月次(2025年3月分)	65,000 円	6,500 円	71,500 円
共益費	月次(2025年3月分)	5,000 円	500 円	5,500 円
合計		70,000 円	7,000 円	77,000 円

【検針結果】

検針内容	前回検針日	今回検針日	前回検針値	今回検針値	今回使用量	今回料金
水道	2024年12月16日	2025年02月13日	10	10	0	0 円

--

銀行名	りそな	支店名	船場
口座種別	普通	口座番号	
フリガナ	カヒューマンドリーム		
名義人	(株)ヒューマンドリーム		

様式第11号 (第6条関係)

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名

山口 典子

使 途 項 目	広報・広聴費
整 理 番 号	55
領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)	

領収証

013350

2025年3月31日

山口 典子

様

消費税額等 10 %

金 額

¥ 33,000-

現 金

小切手

但し

2025年3月ブログ更新代として

手形

上記の金額正に領収しました

収 入
印 紙



アトム株式会社

〒542-0012

大阪市中央区谷町7-1-44 TANCE谷町ビル3F

TEL 06-6764-5987 FAX 06-6764-5988

登録番号 T7120001100838



扱 者 印



按 分 率 (按分による支出の場合に使用)

80 % 26,400 円 (按分率の根拠)

更新内容について、一部政務活動以外の記事も含むため

(その他)

ブログ更新作業代(3月分)

請求書

PAGE 1

売上日 2025年03月25日

伝票No. 00007338

542-0012 大阪府中央区谷町7-1-44

TANC谷町ビル3階

アトム株式会社 本社

TEL 06-6764-5987 FAX 06-6764-5988

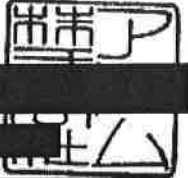
ゆうちょ銀行 口座記号番号: [REDACTED]



山口典子 様

担当:

登録番号 T7120001100838



	品名	単位	数量	単価	金額	税額	合計
1	2025年 3月分ブログ更新		1	30,000	30,000	課10.0%	
2	※振込手数料は、お客様負担をお願い致します。						
3	【課税10.0% 税抜額】				30,000		
4	【課税10.0% 消費税額】				3,000		
5							
6							
7							
8							
9							
10							
	合計			30,000	30,000	3,000	33,000

様式第 11 号 (第 6 条関係)

領 収 書 等 貼 付 用 紙

会派の名称・議員氏名

山口 典子

使 途 項 目	事務・事務所費								
整 理 番 号	56								
領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)									
NTTファイナンス株式会社 払込受領証 <table border="1"> <tr> <td>お客様名</td><td>山口 典子 様</td></tr> <tr> <td>お客様番号</td><td></td></tr> <tr> <td>請求年月</td><td>2025年 2月分</td></tr> <tr> <td>ご請求金額</td><td>¥6,442-</td></tr> </table> 上記の金額を受領いたしました。 ※金額を訂正したもの及び、取扱 日付印のないものは無効です。 NTTファイナンス株式会社 25.3.31 入金印 371216 領収日付印 (お客様控)		お客様名	山口 典子 様	お客様番号		請求年月	2025年 2月分	ご請求金額	¥6,442-
お客様名	山口 典子 様								
お客様番号									
請求年月	2025年 2月分								
ご請求金額	¥6,442-								
按 分 率 (按分による支出の場合に使用)									
80 %	5,153 円 (按分率の根拠)								
事務所(使用)状況報告書に記載のとおり									
(その他)									
事務所 2月分インターネット使用料及び電話代									
住所 堺市堺区熊野町東 3-2-27 堺ドリームビル 201 号室 宛名山口典子									

請求書 (西日本ご利用分)



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

590-0946
堺市堺区熊野町東3丁2-27

郵便区内特別

堺ドリームビル 201号
山口 典子 様



02502210104444134

10359

Webでのお問い合わせ先



発行年月日 2025年 2月17日発行
発行会社 差出：NTTファイナンス(株)
東京港区港南1-2-70
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【運付先】
〒538 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F
社用コード M20021121004 10359 10307 00 J
61 100000 1 0 25020310J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(

1 / 3ページ)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
00-5893-4595	2025年 2月ご請求分	6,442円	2025年 2月28日(金)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

適格請求書発行事業者名：NTTファイナンス株式会社 (登録番号：T8010401005011)

10%対象請求額 (税込) 5,551円 うち消費税等 504円

非対象等請求額 891円 ご請求額合計 6,442円

※各社のご利用料金・ご利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が8,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ***

フレッツ光の割引サービス (光もともとと割、Web光もともとと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割) は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。

割引適用期間中 (自動延伸後を含む) に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。

なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

* NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	00-5893-4595	請求年月 MONTH OF ISSUE	2025年 2月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆00-5893-4595			
◇NTT西日本ご利用分			
5,551	3,700	フレッツ 光ネクスト M 準利用料	1月 1日～ 1月31日 合 算
	-620	光はじめ割	2025年10月～2025年12月以 合 算
			外の解約は解約金がかかります
	500	ひかり電話 (基本料)	1月 1日～ 1月31日 電話番号 合 算
			は072-225-1562
	300	ひかり電話対応機器使用料	1月 1日～ 1月31日 合 算
	500	ボイスワープ使用料	1月 1日～ 1月31日 合 算
	464	ひかり電話 (携帯電話等への通話料)	1月 1日～ 1月31日 合 算
	3	ユニバーサルサービス料他	1月 1日～ 1月31日 1番号分 合 算
			のご請求となります。
	150	発行手数料	本請求書等の発行にかかわる各種費用に 合 算
			なります。
	50	収納手数料	本請求をコンビニエンスストア・各種金 合 算
			融機関でお支払いいただく場合の手数料
			です。
	504	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇NTT西日本分 (小計)			
5,551	5,551	(小計)	
◇NTTファイナンスご利用分			
891	891	OCN光withフレッツ利用料等 * 契約番号: [REDACTED]	非対象等
		NTTコム (回収代行) ご利用分。	
◇合計			
6,442	6,442	合計	

ユニバーサルサービス料他には、2024年4月利用料分から2025年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円（税込）が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/q-a/

◆ ◆ ◆ ユニバーサルサービス料について ◆ ◆ ◆
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス（NTT東西の加入電話等）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1号机あたりの費用（番号番号）が公表されています。

M20021121004 10359 10307 00 J

様式第 1 1 号 (第 6 条関係)

領 収 書 等 貼 付 用 紙

会派の名称・議員氏名

山口 典子

使 途 項 目	事務・事務所費
整 理 番 号	57
領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)	
按 分 率 (按分による支出の場合に使用)	
8 0 %	5, 2 3 8 円 (按分率の根拠)
事務所(使用)状況報告書に記載のとおり	
(その他)	
事務所 3月分インターネット使用料及び電話代	
住所 堺市堺区熊野町東 3-2-27 堺ドリームビル 201 号室 宛名山口典子	

請求書(西日本ご利用分)

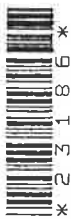
590-0946

堺市堺区熊野町東3丁2-27

堺ドリームビル 201号

山口 典子 様

郵便区内特別



Webでのお問い合わせ先



23374



NTTファイナンス

NTTファイナンス株式会社

〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2025年 3月17日発行

発行会社 差出: NTTファイナンス(株)

東京都港区港南1-2-70

お問合せ先 0800-3335550 (無料)

【通付先】

〒538 大阪市城東区森之宮1-6

-0025 -111 NLC森の宮ビル6F

社用コード M20021121002 23374 23186 00 J

61 000000 1 0

25030310J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(

1/

3ページ)

お客様請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
00-5893-4595	2025年 3月ご請求分	6,548円	2025年 3月31日(月)

お 知 ら せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

適格請求書発行事業者名: NTTファイナンス株式会社(登録番号: T8010401005011)

10%対象請求額(税込)

5,657円 うち消費税等

514円

非対象等請求額

891円 ご請求額合計

6,548円

※各社のご利用料金・ご利用期間の詳細については、「ご請求内訳」をご確認ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が8,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス(光ももっとも割、Web光ももっとも割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。

割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。

なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト[http://flets-w.com/wari/]でご確認ください。

* NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

お客様請求番号 BILLING NUMBER	00-5893-4595	請求年月 MONTH OF ISSUE	2025年 3月ご請求分
---------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆00-5893-4595 ◇NTT西日本ご利用分 5,657	3,700 -620 500	フレッツ 光ネクスト M 単利用料 光はじめ割 2月 1日～ 2月28日 2025年10月～2025年12月以 外の解約は解約金がかかります ひかり電話 (基本料) 2月 1日～ 2月28日 電話番号 は072-225-1562	合 算 合 算 合 算
	300	ひかり電話対応機器使用料	合 算
	500	ボイスワープ使用料	合 算
	560	ひかり電話 (携帯電話等への通話料)	合 算
	3	ユニバーサルサービス料他	合 算
	150	発行手数料	合 算
	50	収納手数料	合 算
	514	消費税等相当額 (合計)	
◇NTT西日本分 (小計) 5,657	5,657	(小計)	
◇NTTファイナンスご利用分 891	891	OCN光withフレッツ利用料等 NTTコム (回収代行) ご利用分。 * 契約番号 [REDACTED]	非対象等
◇合計 6,548	6,548	合計	

ユニバーサルサービス料他には、2024年4月利用料分から2025年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス（N・T・東電の加入電話等）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番おたまりの費用（暗号料）が公表されています。

M20021121002 23374 23186 00

領收書等貼付用紙

山口 典子

事務・事務所費

58

領収書等貼付欄（複数枚の貼付は、不可）

電気料金振込受領証(兼請求書)		青	
いつもご利用いただきありがとうございます。			
おなまえ 山本 典子 様		7 年 3 月分	
お客さま 番 号	日 付 所 属 番 号	ご 請 求 金 額 1,849 円	
ご使用 期間	2月12日 ~ 3月11日	166 円	
契 種	ご使用量(kWh)	電気料金内訳(円)	ご使用場所 堺市堺区熊野町東3丁2-27 堺ドリームビル201号
31	69	-	
料 目	-17.88 円		
再エネ促進賦課金	240 円		
延滞利息	13 円		
お支払いは便利な口座振替・クレジット支払いをご利用ください。当社ホームページにて変更手続きが可能です。 お支払期限日 4月11日 金融機関の振込期限 4月11日 本票は、4月22日までコンビニエンスストアにてお取扱いできます。 お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせをお読みください。			
大阪料金センター	電話番号	0800-777-8810	
振込込込		クレジット	
大阪料金センター		（お客さま控え）	
本票により金融機関が収納することはありません。			

按 分 率 (按分による支出の場合に使用)

80 % 1,479 円 (按分率の根拠)

事務所(使用)状況報告書に記載のとおり

(その他)

事務所 3月分電気代

住所 堺市堺区熊野町東 3-2-27 堺ドリームビル 201 号室 宛名山口典子

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名

山口 典子

使 途 項 目	広報・広聴費
整 理 番 号	59
領収書等貼付欄（複数枚の貼付は、不可）	

領 収 書

令和 7 年 3 月 31 日

山 口 典 子 様

¥ 1,128,600-

但シ 山口典子市政報告 A3 2折り折込代 送料含む
 山口典子市政報告 A3 2折り折込代 送料含む

上記金額正に領収致しました

有限
会社

ミナカタ

金額 (税抜)	1,026,000
税率 10%	消費 税額 102,600

〒590-0957 堺市堺区中之島

TEL (072) 223

FAX (072) 223

登録番号 T6120102006596

按 分 率（按分による支出の場合に使用）

80 % 902,880 円 （按分率の根拠）

掲載記事について、一部政務活動以外の記事も含むため

（その他）

市政報告 2025 年春号、市政報告特別号

折込料、送料込み

御 見 積 書

令和7年3月10日

山口典子 様

下記の通り御見積もり申し上げます

¥ 1,128,600-

有限会社 ミナト印刷

〒590-0957 堺市堺区中津町西2番3号
TEL (072) 223-6886 番
FAX (072) 223-7278 番

品 名	数 量	単 価	金 額
山口典子市政報告 A3 2折り	25,000枚		3 8 9 0 0 0
折込代 送料含む A3	22,550枚		1 2 4 0 0 0
山口典子市政報告特別号 A3 2折り	25,000枚		3 8 9 0 0 0
折込代 送料含む A3	22,550枚		1 2 4 0 0 0
合 計			1 0 2 6 0 0 0
消 費 税			1 0 2 6 0
総 合 計 金 額			1 1 2 8 6 0 0

備 考

お客様コードNo. XXXXXXXXXX

請 求 書

7 年 3 月 31 日 締切分 (30)

No. 1- 1

山 口 典 子 様

有限 三ナカタ印刷
会社

〒590-0957 堺市堺区中島西2-2番3号

TEL (072) 822-5686 番

FAX (072) 822-5688 番

三菱UFJ銀行 堺支店 普通

紀陽銀行 堺支店 普通

有限会社ミナカタ印刷

登録番号 T6120102006596

※明細欄は税別金額です。

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。

前回御請求額	御 入 金 額	繰 越 金 額	御 買 上 額	今回御請求額
0	0	0	0	¥1,128,600

伝票日付	伝票No	品 名	数 量	単 位	単 価	金 額
7/3/28		山口典子市政報告 A3 2折り	25,000	枚		389,000
		折込代 送料含む	22,550	枚		124,000
		山口典子市政報告特別号 A3 2折り	25,000	枚		389,000
		折込代 送料含む A3	22,550	枚		124,000
		消費税等10%				102,600
		【合 計】				1,128,600

納品書

No.

7年3月28日

山口典子様

有限会社 ミナカタ印刷

〒590-0957 堺市堺区中之町西2丁2番3号

TEL (072) 223-6886 番

FAX (072) 223-7278 番

担当:

下記の通り納品致しましたのでご査収ください。

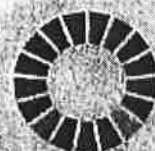
品番・品名	数量	単位	備考
山口典子市政報告 A3 2折り	25,000	枚	
折込代 送料含む A3			
山口典子市政報告特別号 A3 2折り	25,000	枚	
折込代 送料含む A3			

摘要:



山口典子

自由民主党
堺市議会議員団
市政報告



ミモザの咲く国際女性デーの季節に 大阪関西万博2025、いよいよ開催!

今年も3月8日の国際女性デーがミモザに彩られてやってきました。ようやくこの日が日本においてもポピュラーになって知られるようになってきたのは嬉しいことです。皆様

お元気に過ごされていますでしょうか。堺市議会は2月の下旬から本会議、予算委員会、常任委員会が行われました。

3月11日は東日本大震災から14年を迎え、議会中に午後2時46分から犠牲となられた方々へ謹んで黙とうを捧げました。議会中は会議がない日でも、質問の打ち合わせや調査研究を行いますので、なにかと時間に追われます。また、予算の討論などをまとめるのもなかなかの時間とエネルギーを要します。さらに市民の皆様からのご相談や陳情もあり、対応しています。春はそこまで来ていますが、気温は寒暖を繰り返し、花粉やPM2.5などが飛散していて、一時声が出なくなりました。しかし、この間一番うれしかったことは性暴力支援センター大阪、SACHICOの存続が決まったことです。私も昨年の春以降から取り組みを行い、堺市議団として、また自民党大阪府連や大阪府会の皆様ともしっかりと取り組んできました。

この問題については、どのように取り組んだかについて特集号を別に発行いたします。ぜひご覧いただきたいと思います。しかしながら本当はSACHICOのような機関が必要のない、性暴力がない安全で健全な社会をつくりたいですね。本号の市政報告は課題別にまとめさせていただいています。



生活保護費の未払い問題を追求!

生活保護費は、人間として最低の生活を保障される権利です。昨年市民の方からご相談いただいていた案件でした。20年前に三つ子を出産し、そのうちのお二人が重度身障者であり、しかも母親ひとりで育ててこられています。この方に本来手当てされるべき家族介護加算手当てが17年間分ついていない、というご相談でした。当局に確認するとたしかに加算分が支払われておらず、5年分は支払われることになりました。しかしながら、残りの12年分は生活保護費の問答集にもとづき、支払わないということでした。あらためて予算委員会



で確認しましたが、いまだに同じ返答です。この問題について国へ出向き厚生労働省と話しましたが、やはり堺市と同じ問答集にもとづいてという返答でした。しかし、やはり納得がいきませんので、この問題については、立法府である国会で見直す必要があると考えます。



国へも交渉へ

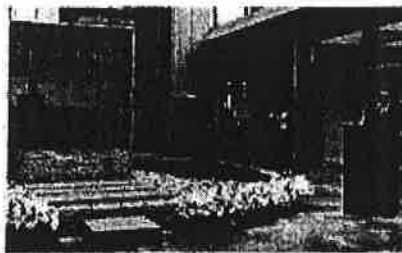


全員喫食の中学校給食の開始に向けて

あれから29年、堺市O-157学童集団下痢症の教訓を忘れずに

全員喫食の中学校給食が6月から始まります。また、4月から小学校1、2年生の給食の無償化がスタートします。これらは本市の事業として評価します。

しかし、堺市は29年前の平成8年7月にO-157堺市学童集団下痢症が発生し、児童7,892人を含む9,523人の方々が罹患され、3人の児童の尊い生命を失い、さらに当時溶血性尿毒症症候群を発症した児童が19年を経過した平成27年にその後遺症を原因として尊い生命を失いました。現在の堺市教育委員会の教職員2,400人の教職員のうち、当時の事件を知っている人は約80人しかいないのです。中学校給食を実施するにあたって、どのように安全を確保するのか、この未曾有の事件と失われた4人のことを忘れないため



O-157追悼と誓いの集い

に、今度どのように取り組むのかを、かなり深く質疑をしました。「二度と起こさない」、「二度と起こしてはならない」と

言っても人間が作る食事に100%の保障はありません。あつてはならない食中毒ではあるけれども、アレルギー対応も含めて、給食の作り手だけでなく、教職員も児童も保護者もみんなが注意を払っていただかなければならないと考えます。そのためにはあの日のことを、知ってもらうことが、事件の風化を防ぎ「二度と起こさない」ことにつながるものと思います。なお、衛生管理の責任を給食センターに配置される管理栄養士さんだけに負わせるのはいかなるものかと提言しました。責任体制はもっと明確にしておく必要があり、万一食中毒が発生した場合は、すぐに原因が確認できるシステムを構築しておかなければなりません。細かいチェック体制が必要ですね。関教育長は、就任されて1年に満たないですが、亡くなられた児童のご遺族の所に行かれています。私の質問に対し、涙ながらにご答弁くださったその「思い」や姿勢こそが二度と事故を起こさないための原点であると思いました。



ジェンダー平等 性暴力をなくすために

性暴力センター 大阪・SACHICO

性暴力救援センター大阪、SACHICOの存続と本市の協力体制について

昨年の春ごろから、性暴力救援センター大阪(英語称を略してSACHICO)が阪南中央病院から撤退し、その存続が危ぶまれているという報道がありました。私はすぐにSACHICOですと支援員をしていた知り合いのTさんに連絡をして話を聞き、現在の理事長や事務局長、創設者の医師と大阪府庁でお会いし、所管の危機管理監、治安対策課長と共に元大阪府議や現副議長と共に今後についての話し合いをしました。そこから本格的に取り組むをはじめ、堺市議会では、堺市の総合医療センターがSACHICOの協力病院として、これまでも性暴力被害者の治療や相談のフォローを行って来ていますが、今後もしっかりと支援していくことを確認しました。さらに自民党大阪府連の政調会のこども教育部会でSACHICOの理事長などから、大阪の性暴力被害者の実情とSACHICOの活動について研修会を行いました。その後、一部の各地方議会がSACHICOの存続を求める意見書を提案または賛同してくださいました。大阪府会で自民、公明、維新が質問を行い、存続の方向に向かいました。私たちは何度もSACHICOの幹部の方々と

共に大阪府の危機管理官や健康医療部の皆様と話し合い、これまでの国と府と合わせて約2千万円の補助事業が、移転費、工事費も含めて約1億円の委託事業と決定されました。これまでの病院拠点型は、理想的ではありますが、一病院が担っていくには、実際、経営面や医師や相談員の運営から見ても今回のように持続不可能になることは明確でした。そういう意味では、これまで13年間、阪南中央病院様も医師や相談員、事務局の方々も随分とご尽力を頂いてきたことに感謝しかありません。

性暴力被害者の救援にかかわる方々は、医療従事者や相談員の資格の上に、専門的な知識やスキルが必要です。その研修も重要で、担い手をたくさんの機関と支援員でタッグを組んでいくことが大切です。その上で私たちは会派で、国へ赴き、厚生労働省や内閣府の方々と今後の性暴力被害のワンストップセンターの課題について意見交換をし、現時点で必要な課題解決を意見書にまとめました。

*SACHICOの取り組みは「特別号」でご説明しています。

来年度予算について、しっかりと質疑をしました！

教育

学校の先生が不足している！ どう解決しますか？

ここ数年毎年、学校の先生の不足問題について議会で質問してきましたが、全国的な課題であることもあいまって、堺市教育委員会においても、完全に教職員の人数を十分にするには追いついていません。そもそも教職員の不足はいつごろから認識を持っているのか尋ねると、令和元年度からということでした。その原因は、「先生」という職業になりたいという人が減少していること。その理由は、労働時間の長さ、仕事量の多さ、それに見合う給料がない、モンスターペアレンツや指導力不足問題などです。市教委としても随分四苦八苦されているようですが、かつてあった、教師夢塾のシステムをなくしたりしたことも原因の一つではないかと、私は考えています。また教員の募集の方法についても、もう少しきちんと予算をつけて、少なくとも他市のパンフレットに見劣りしないものにする必要もあると思います。しかし抜本的に日本は労働の担い手が不足しており、その上に先生という素晴らしい職業の価値が低くなってしまっていることが、大きな課題だと思います。

こんな状況の中でも、頑張ってくださいている先生方に感謝し、ともにこの苦境を打開しないと、子どもたちにしっかりとした教育ができなくなってしまいます。



敗戦後80年

本当の平和教育を学ぼう！ 子どもも大人も

今年は戦後80年の節目の年ですが、世界ではウクライナをはじめ、イスラエルとハマスの戦争などがいまだ終結していません。日本の平和教育は、第二次世界大戦での広島、長崎の原爆投下や沖縄の本土戦、あるいは都市への大空襲など、「戦争被害」を学ぶことが中心です。世界の他国の平和教育を見ると、同じ敗戦国であるドイツなどでは、ナチスが何をしたか、なぜナチスが国民から支持されたのか、ナチスを選んだ国民の責任を踏まえながら、二度とあのような政治体制にならないための平和教育を行っています。ドイツで学んでいる児童、生徒は平和教育を誰から学ぶかと問われれば、1位は先生、その次は戦争体験者、その次は祖父母と答えており、ナチスの過ちを学ぶのは未来の自分たちが生きる社会が平和であるためであり、子どもたちはその学びを誇りとしています。

ただし、今回の質問で、私が申し上げたのは、実は世界の平和教育の中で、ドイツですら、戦時下の女性や子どもに対する性暴力の事実を教えていないことです。日本においても戦争被害の中で武力以外の性暴力と殺戮行為の実際はあまり知らされていないことです。だからこそ、平時の性暴力対策が重要であるということ。要は性教育を包摂したジェンダー平等教育は、平和社会の形成のために必要であるということを提言しました。

令和7年度予算への懸念点を指摘

投資的経費が 1%？

市民に見えにくいインフラの老朽化対策が 後回しにならないように！

来年度当初予算と同時に公表された財政収支見通しにおいては、4月からの小学校給食の無償化や6月からの中学校給食の開始などの経費が踏まえられていますが、大規模事業の具体化に伴う新清掃工場整備や中央図書館の建替えなどが含まれていません。これまでの堺市当局の説明では、「持続可能な財政運営」に向けた取組の中で、ハード事業費の総量管理を行い、現在では投資的経費が1%まで抑制されています。従来なら投資的経費の割合は約11%から12%でしたが、これほど低くなると、道路や橋梁、上下水道、学校施設等のインフラの老朽化対策が後回しにされると考えられます。いわゆる市民には見えにくいところの経費を

抑えてしまっており、これは問題であると考えます。今年の1月28日には埼玉県八潮市で、道路の陥没事故が起こり、いまだにあのトラック運転手の方は救出されていません。このような事故を起こさないためには、インフラ施設の維持・更新は本市においても適切に行うべきだと指摘しました。



2月28日 埼玉県八潮市の道路陥没事故



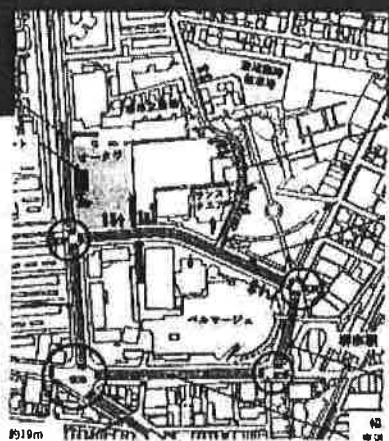
女性活躍推進のために

堺市のダイバーシティ推進部企画課に質問しました。模範答弁が返ってきますが、本当に市民に向けて効力のある施策を実現するためには、もっと市民とともにしっかりと取り組む必要があると考えます。

齋場の駐車場にスーパーなどの誘致 堺市駅周辺の渋滞は大丈夫？

堺市駅前公共用地活性化事業について、もともと齋場の駐車場であった場所の活性化のためにスーパーを誘致し、サイクルセンターや子どもの広場を設置するとのことで、すでに工事が始まっています。私は地元でよく買い物をするスーパーがすでにベルマージュに入って長年頑張ってくださっているなかで、なぜ同業種のスーパーをわざわざ安い賃料で誘致する必要があるのか疑問ですし、何よりこのあたりの道路の渋滞が心配になりました。今でも時間帯によっては大和高田線から西に向かって右折する車線が渋滞しています。

堺市はそうでなくても堺東の高島屋さんが来年には撤退し、そのあとにもスーパーが入る予定と聞いています。活性化を図るのはありがたいのですが、交通渋滞にならないよう、開業までに少し経路を考える必要があることを提案しました。



近所の空き家が
危ない！



市民の皆様からのご相談に
すぐに対応しています！



公園に時計を！

地元自治会様や
事業者様と協力し
実現できました！



DV

離婚相談！

悩んでいる方は
次から次にいらっしゃいます。
寄り添って関係機関の皆様と
解決に向かっています！



山口典子事務所

〒590-0946
堺市堺区熊野町東3-2-27
堺ドリームビル201号室
TEL&FAX/072-225-1562
E-mail:noriko02@josei.gr.jp

NORIKO's WEB SITE

堺 山口典子

検索

<http://www.noriko-y-v.jp>

Facebookも
ご覧ください！

友達申請お願いします。



山口典子

検索



www.facebook.com/noriko.yamaguchi.12720



山口典子

やまぐちのりこ

自由民主党
堺市議会議員団

市政報告



《2025年特別号》

性暴力支援センター大阪 SACHICOの存続活動!

SACHICO存続の危機の知らせから、 存続決定! そしてこれから...



皆様こんにちは!いつもお世話になっております。昨年来、新聞やテレビ等でニュースになっていましたが、「性暴力支援センター大阪 (Sexual Assault Crisis Healing Intervention Center Osaka を略してSACHICO)」の存続が危ぶまれていました。もともとこの事業は、性犯罪や性暴力の被害者を支援するワンストップセンターです。全国で初めて、大阪松原市

にある阪南中央病院で2013年に開設されました。病院とNPO法人SACHICOの皆様が長年にわたりで尽力くださいましたが、特に病院経営の観点から継続が困難になりました。今の医療制度では一病院の拠点型では持続不可能であることはやむを得ないところでした。これまでのご尽力には感謝しかありません。しかし、現状は性暴力や性犯罪の被害は後を絶たず、SACHICOの存続は必要不可欠です。

今回大阪府は、自らの責務として、これまでの補助事業ではなく、委託事業としてセンター方式でSACHICOの運営を継続することを決定しました。センターは大阪府立こころの総合健康センター内に設置されます。しかし移転と内部の工事が必要なため、今年の秋ごろまでは、阪南中央病院で相談支援業務を行い、被害者の診療は「はるクリニック」で行われる予定です。今後はこれまでの協力病院と、さらに治療ができる医師や病院、またクリニックなどを増やし、相談支援員の方々と連携して、より柔軟な対応を可能にする方向性で考えられています。医師も産婦人科医だけではなく、外科、泌尿器科、小児科、内科、精神科など幅広い診療科目の医師が携わることが必要ですし、SANE (セイン) などの資格を持つ看護師や、またこれまでの相談支援員の方々も増やしていく必要があります。

今回のSACHICOの存続に関しては、党派を超えて、また官民の垣根を越えて様々な人の協力のおかげで実現されましたが、少なくとも堺市議会議員として山口典子が行き届いたことを中心にまとめてみました。

SACHICO
ってなに?



性暴力や性犯罪の被害者を支援するためのワンストップセンターです。被害に遭ったときは、できるだけ72時間以内にSACHICOに連絡し、SACHICOまたは協力病院等で診療を受けることが先決です。そこでは、まず話を聞いてもらえますし、診療と治療、望まない妊娠を防ぐこと、性感染症の検査を行うこと、また性犯罪の場合の証拠物の採取などを行います。また支援相談員が寄り添いますので、被害届を出す場合はそこに警察が来てくれる場合や、相談員が同行して行くこともできます。

なぜ SACHICOの存続のために動くのか?

性暴力をなくすことはわたしのライフワークの一つだからです。若い頃からSACHICOのスタッフの方々と、一緒に活動してきました! 山口典子のライフワークの一つは性暴力をなくして、安全安心で、健全な社会を作ることです。ですからこれまでも女性団体活動などで、大阪の女性グループと協力して女性専用車両の設置や、ポルノコミックなどの女性(男性も)や子どもの性を商品化した雑誌などの調査を行い、問題提起をしてきました。また堺市が国連UN Womenが提唱する「女性や女児、すべての市民に暴力のない安全安心なまちづくり」、セーフシティ・プログラムの導入も行い、その成果として全国のコンビニエンス・ストアから性を商品化している雑誌は一旦販売されなくなりました。(しかし、最近また青少年健全育成条例に抵触しないぎりぎりのレベルで復活しています。) これまでの活動の中で、SACHICOのメンバーとして活動しているウィメンズセンター大阪のTさんたちと共に運動に取り組んできました。今回のSACHICOの存続の危機と聞いて放っておけないのは当然のことでした。そうでもなくても性暴力の被害者の多くは、泣き寝入りやせざるを得ない状況にあります。SACHICOがなくなれば、すべての被害者が置き去りにされ、人生の立て直しができなくなってしまう。だから仲間と共に立ち上がりました。

さて今回の取り組みは…



1 堺市議会にて

堺市の市民病院である堺総合医療センターは、SACHICOの協力病院としてこれまでも尽力してきました。これからも性暴力被害者の診察や精神的フォローなどの支援を行うことを確認しました。



2 SACHICOの幹部や、大阪府と何度も何度も話し合いました

すでにNPO法人SACHICOの幹部の皆さんは大阪府の治安対策課と話を進めておられましたが、遅々として進んでいなかったということで、ヌイ和幸前大阪府議、中井もとき大阪府会副議長にお願いして、大阪府の当局との話し合いに同席させていただき、内容を詰めることができました。



3 自民党大阪府連の政策調査会のこども教育部会として

SACHICOの理事長や医師、事務局長を講師に迎え研修会を行いました。多くの地方議員が参加してくださいました。



4 地方議会から意見書の提出や賛同研修会によって、SACHICOの必要性の理解が深まり、地方議会から、大阪府知事あての「SACHICOの存続を求める意見書」の提出が相次ぎました。

性暴力相談センター大阪 SACHICO の存続と体制強化を求める意見書 (案)

(自民民主党・市民クラブ提案)

性暴力相談センター大阪 SACHICO は、日本初の病院型拠点型のワンストップ支援センターとして2010年度から14年間、松原市の阪南中央病院内に24時間体制のもと性暴力被害者の支援をおこなってきた。相談相談件数62,198件、来所の被害者14,610件、診療及び支援した実人数3,722人に上り、大阪府下の性暴力被害者支援において中心的役割を果たしてきた。とくに幼い子どもの被害者の診察、治療、寄り添いが行える高い専門性とスキルを有している医師や相談員がしっかりと被害者救済を行ってきた。

このように必要不可欠な機関でありながら国や大阪府からの補助金は、運営費のごく一部でしかなく、維持費の多くを阪南中央病院が負担し、さらに不足分を寄付金等で補ってきた。医師・看護師は通常の病院の診療・看護の業務を行いつつ SACHICO の診療に当たってきたが、これらは無償の超過勤務で支えられていたといえる。専任、医師現場での働き方改革もあり、一民間医療機関での負担は限界を超えている。現 SACHICO は2025年3月末で阪南中央病院から撤退せざるを得ない状況にあり、すでに現在も個人クリニックの運営で対応する状況となっている。大阪府下には SACHICO と連携する医療機関が10機関あるが、いずれにしても性暴力被害者のすべてに対応できているとは言えない状況である。また、これまで SACHICO は、被害者の安心のために支援員が常に寄り添ってサポートすることを大切にしていたが、現状では支援員と医療者によるサポート体制を確保し続けることも困難になっている。緊急搬送の救急、証拠物の採取、医師による外出の記録など、24時間以内に診療をおこなうことは必要不可欠な条件である。また、年齢、性別問わず被害者になり得ることから、産婦人科だけでなく、精神科、小児科、外科、整形外科、泌尿器科、皮膚科等の総合的に診療が可能医療機関であることが望ましいとされている。

よって、本府議会は大阪府に対して、以下の点を強く求め、早急に対処することを要請する。

記

1. 2020年3月末をもって阪南中央病院から撤退せざるを得ない性暴力相談センター大阪 SACHICO の活動拠点を大阪府の責任において速やかに確保し、運営にかかる費用を保障して、持続可能なワンストップセンターの機能を維持すること。

2. ワンストップセンターについて府下の公立病院を中心に複数の拠点を置き、医療機関の連携を密にし、性暴力被害者の速やかな救済を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2024年 月 日

堺市議会

5 大阪府会でも自民党議員から存続を求める質疑

由肥議員と鹿田議員から、SACHICOの存続について質問されました。

大阪府の吉村知事はいずれも前向きなご答弁をされました。

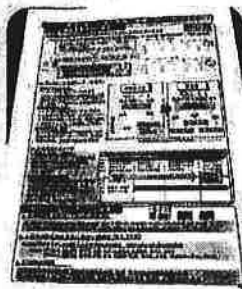
6 SACHICO幹部の要望により 大阪府健康医療部との協議を 実現！

それまでの治安対策課だけではなく、やはり医療や福祉所管の話し合いが必要ということで、セッティングを依頼し、実現しました。その他、府教委や財務部などにもヌイ和幸先生がさまざまな働きかけをしてくださいました。



7 SACHICOの存続決定！

これまで国と府、合わせて約2100万円の補助金事業から、移転工事費含め約1億円の大阪府の責務としての委託事業となりました。



8 自民党堺市議団として 国要望へ

堺市の私たちの会派で、内閣府と厚労省の実務担当者と意見交換会を行いました。

このつなぎは、公明党の前参議院議員の山本かなえ先生のご尽力を得ました。



9 新SACHICOは大阪府立 こころの健康総合センターに決定

当センターは府立急性期センターの隣にあります。診療行為ができる現場にするために、内装の工事が必要ですが平日は工事ができないので、半年くらいかかるということです。その間、相談支援はこれまでの阪南中央病院にて行い、診療は、はるクリニックで行うことになっています。

10 はるクリニックを視察

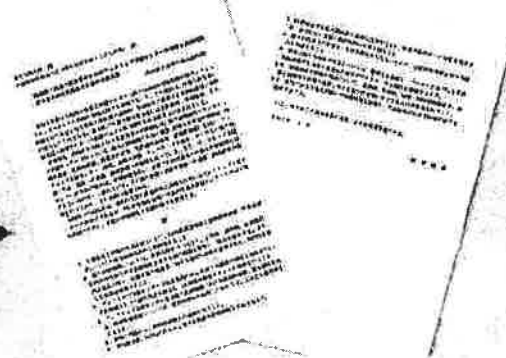
当クリニックは、SACHICOの設立メンバーの中心人物である加藤治子医師がウィメンズセンター大阪の中に設置された診療所です。そこに共に活動してきたTさんもいらっしやるので、訪問させていただきました。

11 大阪府立こころの 健康総合センターを視察

大阪府会の自民党議員の先生方とともに新しいSACHICOとなるセンターの現場を視察し、所管の大阪府の 様と意見交換会をさせていただきました。

12 さらに性暴力被害者支援の ワンストップセンターの 課題解決のための意見書

改めて、ここまでの経緯を踏まえて自由民主党堺市議会議員団から国への意見書を提案しました。また堺市議会だけではなく、大阪府下の地方議会にも共有しました。





SACHICOのこと、そしてこれから...

本当はSACHICOなんて必要のない
性暴力のない社会が望ましい

けれど現実はどうではない。

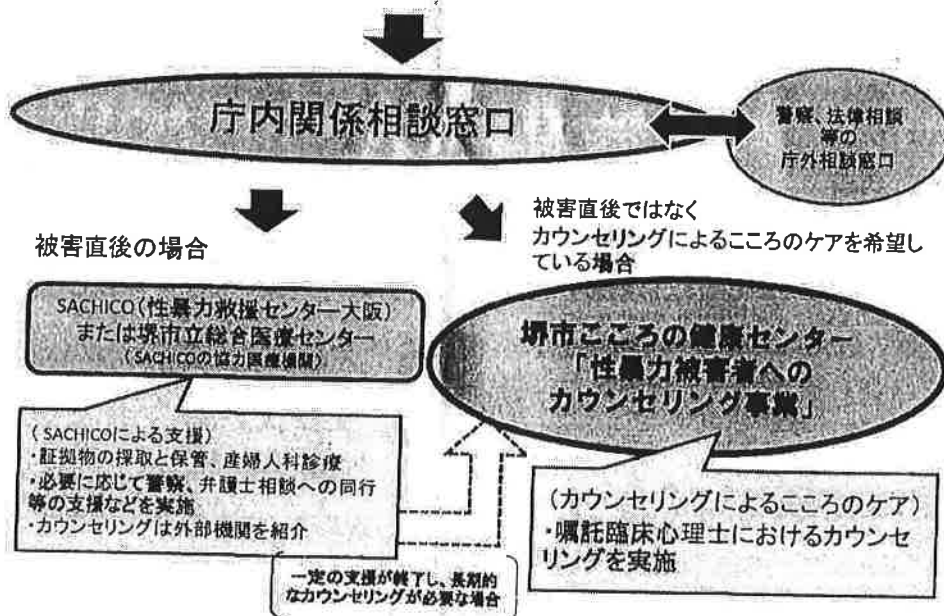
SACHICOの実現によって、多くの人々が「性暴力を許さない」という意志を持つ社会をつくること、誰もが性暴力の「被害者」にも「加害者」にもならない、社会のために、ジェンダー平等教育、防犯教育、性教育が重要です。性暴力被害を受けた人は、それまでの生活や人生を奪われています。

堺市では、性暴力被害についてこのような体制があります。堺市にはSANE(セイン)という性暴力被害者支援ができる専門の看護師の職員が6人います。

堺方式の性暴力被害対応のフロー図

性暴力被害者への支援の流れ

<性犯罪等の性暴力被害者>



山口典子事務所

〒590-0946
堺市堺区熊野町東3-2-27
堺ドリームビル201号室
TEL&FAX/072-225-1562
E-mail:noriko02@josei.gr.jp

NORIKO's WEB SITE

堺 山口典子

検索

<http://www.noriko-y.v.jp>

Facebookも
ご覧ください!

友達申請をお願いします。



山口典子

検索



www.facebook.com/noriko.yamaguchi.12720

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名 山口 典子

使 途 項 目	広報・広聴費
整 理 番 号	60
領収書等貼付欄（複数枚の貼付は、不可）	

領 収 書

令和 7 年 3 月 31 日

山 口 典 子 様

¥ 836,000-

但シ 冊子 選択肢のある社会の実現をめざして
冊子 いざという時のシェルター（避難施設）について
冊子 性暴力相談センター・大塚SACHICHOはなぜ今必要なのか？
冊子 大塚SACHICHOの定年退職後の生活におけるイノベーションの活用について
上記金額正に領収致しました

金額	760,000
税率 (税抜)	
10% 消費 税額	76,000



有限 会社 ミナカタ印刷

〒590-0957 堺市堺区中之島
TEL (072) 223-8500
FAX (072) 223-7270
登録番号 T6120102006596

按 分 率（按分による支出の場合に使用）	
80 %	668,800 円（按分率の根拠）
掲載記事について、一部政務活動以外の記事も含むため	
（その他）	
政策資料作成費 2025 年 3 月分 4 種	

御 見 積 書

令和7年3月20日

山口典子 様

下記の通り御見積もり申し上げます

¥ 836,000—

有限会社 ミナ 印刷

〒590-0957 堺市堺区中之島西2丁2番3号

TEL (072) 223-6600

FAX (072) 223-7278 番

品 名	数 量	単 価	金 額
冊子 選択肢のある社会の実現をめざして	500冊		176000
冊子 いざという時のシェルター（避難施設）について	500冊		182000
冊子 性暴力救援センター・大阪SACHICOはなぜ今必要なのか？	600冊		226000
冊子 女性活躍の更なる推進及び職場におけるハラスメント防止対策の強化について	500冊		176000
合 計			760000
消 費 税			76000
総 合 計 金 額			836000

備 考

納品書

No.

7年3月28日

山口典子様

有限会社 ミナカタ印刷

〒590-0957 堺市堺区中之町西2丁2番3号

TEL (072) 223-6886 番

FAX (072) 223-7278 番

担当:

下記の通り納品致しましたのでご査収ください。

品名	数量	単位
冊子 選択肢のある社会の実現をめざして	500	冊
冊子 いざという時のシェルター（避難施設）について	500	冊
冊子 性暴力支援センター・大阪SACHICOはなぜ必要なのか？	600	冊
冊子 女性活躍の更なる促進及び職場におけるハラスメント防止対策の強化について	500	冊

お客様コードNo. XXXXXXXXXX

請 求 書

7 年 3 月 31 日 締切分 (30)

No. 1-1

山 口 典 子 様

有限会社 ミナカタ印刷

〒590-0957 堺市堺区北加賀町2-12番1号

TEL (072) 323-6830 番

FAX (072) 323-7278 番

振込先 三菱UFJ銀行 堺支店 普通

紀陽銀行 堺支店 普通

有限会社ミナカタ印刷

登録番号 T6120102006596

※明細欄は税別金額です。

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。

前回御請求額	御 入 金 額	繰 越 金 額	御 買 上 額	今回御請求額
0	0	0	0	¥836,000

伝票日付	伝票No	品 名	数 量	単 位	単 価	金 額
7/3/28		冊子 選択肢のある社会の実現をめざして	500	冊		176,000
		冊子 いざという時のシェルター（避難施設）について	500	冊		182,000
		冊子 性暴力支援センター・大阪SACHICOはなぜ必要なのか？	600	冊		226,000
		冊子 女性活躍の更なる推進及び職場におけるハラスメント防止対策の強化について	500	冊		176,000
		消費税等10%				76,000
		【合 計】				836,000

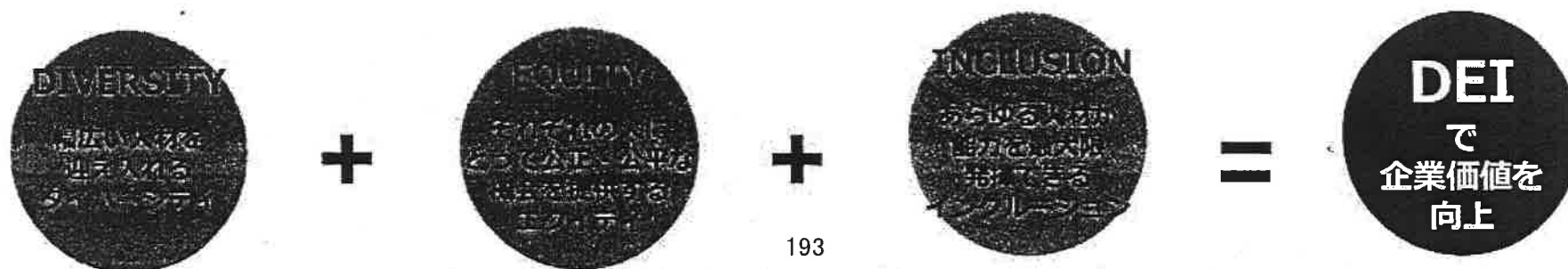
選択肢のある 社会の実現をめざして

自由民主党 堺市議会議員団
堺市議会議員

山口 典子

はじめに

- * ダイバーシティ（多様性）、エクイティ（公平性）、インクルージョン（包摂性）（D E I）は、**イノベーションの源泉**であり、社会・経済のサステナブルな成長に欠かせない要素であるとともに、先行き不透明な時代を迎えるなかで、**企業のレジリエンス**を高めるうえでも必要不可欠。
- * 経団連では、D E I の推進を通じたイノベーションを喚起するとともに、企業の事業変革を促し、企業価値の向上に繋げるべく、各社の取り組みを加速する活動を展開。
- * 一方、各社の取り組みだけでは解決できない、女性活躍を阻害する社会制度の課題も。その一つとして、**見直しが求められているのが、婚姻時に夫婦いずれかの姓を選択しなければならない「夫婦同氏制度」**（民法第750条）。
- * D E I の本質に照らし、時代とともに変化し多様化していく価値観や考え方、社会実態に合わせて、一人ひとりの**「選択肢」を増やす**観点から同制度を改め、希望すれば、不自由なく、**自らの姓を選択**することができる制度を早期に実現すべく、政府に提言。



夫婦の姓を取り巻く社会環境

現行制度(夫婦同氏制度)の実態

- * 妻の姓、夫の姓のいずれを選ぶことも可能だが、**95%**の夫婦において**妻が改姓**。
- * アイデンティティの喪失や自己の存在を証することができないことによる日常生活・職業生活上の不便・不利益といった、改姓による**負担が女性に偏っている**。

家族のあり方の多様化

家族をめぐる環境が大きく変化するとともに、
家族のあり方も多様化。

- * 人口の都市部集中
- * 核家族化
- * 晩婚化
- * 少子化
- * 国際結婚の増加
- * 離婚の増加

司法の動き

- * 現行の夫婦同氏制度をめぐり、様々なアプローチで訴訟が提起。
- * 2015年・2021年に最高裁大法廷は、同制度について**憲法に違反していないと判断**。いずれも、選択的夫婦別姓制度に合理性がないとまで判断したものではなく、「**国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない**」とした。また、これらの判決・決定には**複数名の裁判官から反対意見**が示された。

旧姓の通称使用の拡大と限界

旧姓の通称使用の拡大

- * 官民の職場では、改姓によるキャリアの分断等を避けるため、職場における旧姓の通称使用を推進。
- * 公的証書や各種国家資格等での旧姓併記が可能となったほか、経済界においても通称使用は定着。

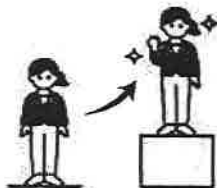
旧姓の通称使用の限界

- * 通称は法律上の姓ではないため、旧姓併記を拡大するだけでは解決できない課題も多数。
- * 通称使用は日本独自の制度であることから、海外では理解されづらく、寧ろダブルネームとして不正を疑われ、説明に時間を要するなどのトラブルが起きることも。
- * ビジネスの現場でも、女性活躍が進めば進むほど通称使用による弊害が顕在化。

契約・手続きを行う際の
トラブル



キャリアを積むうえでの
不利益・不都合



海外に渡航する際の
トラブル



女性に偏った
プライバシーの侵害



経団連：企業における社員の姓（氏）の取扱いに関する調査より ～企業において「通称」を認めることができない/していない制度について～

従業員の通称使用を認めている企業においても、税や社会保険の手続書類をはじめ、宿泊予約や出退勤簿の名簿等、様々なシチュエーションで通称使用は認めることができない、あるいは認めていない。

- 税や社会保険の手続き書類の姓
- 出張時の航空券や宿泊予約時の姓
- 出退勤簿の姓
- 人事部門が管理する社員名簿の姓
- 内線番号表の姓
- メールアドレスの一部に姓を入れる場合の姓
- （顧客等に対し）資格者であることを示す標識（宅建士等）
- 契約書や登記など公的な書類上の姓
- その他

346社

112社

72社

115社

5社

9社

120社

245社

41社

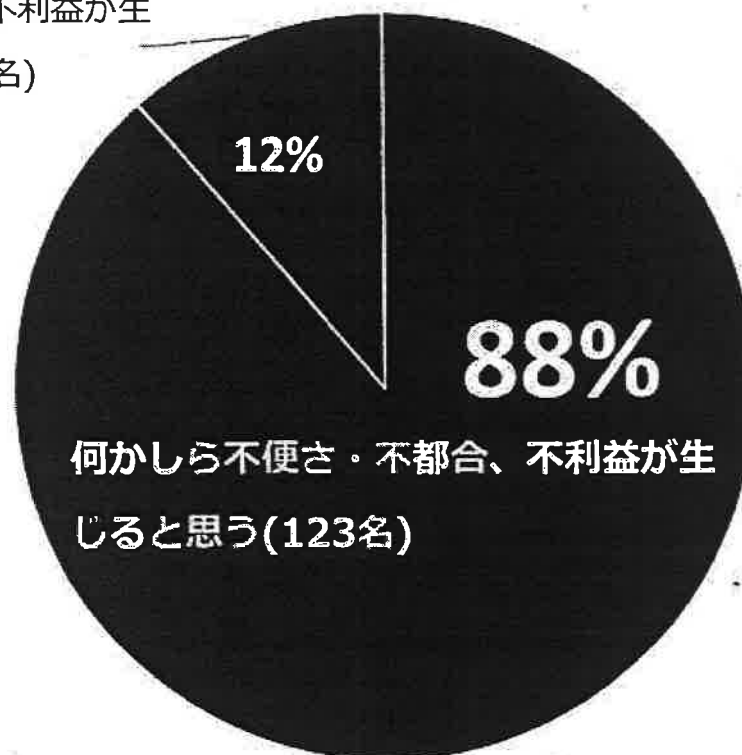
企業における社員の姓（氏）の取扱いに関する調査結果
調査期間：2024年5月9日（木）～5月23日（木）
回答件数：377件

0 50 100 150 200 250 300 350 400

経団連：女性エグゼクティブの姓（氏）の取扱いに関する調査より ～「旧姓の通称使用」が可能な場合の不便さ・不利益等に対する考え方～

「旧姓の通称使用」が可能な場合でも、88%が、何らかの不便さ・不都合、不利益が生じると回答。

何かしら不便さ・不都合、不利益が生
じると思わない(16名)



通称使用の拡大による不利益・不都合

- * 旧姓の通称使用は、法律上の姓ではなく、あくまで補足的な位置づけであり、職場や日常生活でその使用が認められる保証はない。
- * 旧姓の「併記」や「付記」は単独記載ではないため、国が関わる部分で旧姓が使用できるケースは少ない。
- * 「通称で」ある時点で生来の姓が変わってしまったというアイデンティティの喪失感を解消することはできず、本質的な問題は解消されない。
- * 仮に、旧姓の通称使用が法的に担保されたとすると、「戸籍姓」と「旧姓」の2つの姓が併存することになる。新たな混乱を招き、特に海外では理解されない。加えて、「通称」である以上、すべての場面で「通称」を単独使用することにはなり得ず、ダブルネームや使い分けに伴う弊害を解消することはできない。仮にすべての場面で「通称」を単独使用できる（戸籍姓の出番がない）のであれば、戸籍姓の存在意義がなくなり、むしろ戸籍制度の崩壊に繋がるのではないかという懸念も。

通称使用の現状について

旧姓「併記」が認められている主な制度

- | | | |
|-----------------|-------------|-----------|
| * 住民票・マイナンバーカード | * パスポート（旅券） | * 商業・法人登記 |
| * 運転免許証 | * 不動産登記 | * 特許庁関係手続 |

戸籍姓が求められている主な制度

- | | | |
|--------|-------------------|---------|
| * 年金 | * 納税 | * 各種手当 |
| * 介護保険 | * 選挙（候補者についてお通称可） | * 各種給付金 |

政府への要望

- * 政府には、通称使用による課題を解消し、夫・妻各々が、希望すれば、生まれ持った姓を戸籍上の姓として名乗れる制度の早期実現を求めたい。
- * 民法第750条を改正し、婚姻時に夫婦同姓・別姓のいずれをも選択できる選択的夫婦別氏制度の導入を内容とする1996年の法制審議会の答申は、現在においても、社会の実情を踏まえた極めて妥当な内容。
- * 他方、通称使用を法制化する案など、女性の活躍を阻害しているビジネス上の課題を解決し、自らが選択する姓を名乗れるようにする案も提案されている。
- * 国民の意識・社会の環境も変容しており、制度の見直しの機運が高まっている。「国会で論ぜられ、判断されるべき」事柄との最高裁判所の判決が出されてから8年が経過している。政府が一刻も早く改正法案を提出し、国会において建設的な議論が行われることを期待。

選択的夫婦別姓が導入された際の戸籍記載例

- 法制審議会の答申に基づく、別姓夫婦、同姓夫婦いずれについても同一の戸籍に在籍するものとしている。

現行法における戸籍記載例

本 籍	東京都千代田区千代田一丁目4番地
氏 名	甲野 義太郎
戸籍事項 戸籍編製	【編製日】令和4年1月10日
戸籍に記載されている者	【氏名】義太郎 ← 戸籍筆頭者の氏名 【生年月日】平成7年6月21日 【配偶者区分】夫 【父】甲野孝雄 【母】甲野裕子 【配偶】長女
身分事項 出 生	【生年月日】平成7年6月21日 【出生地】東京都千代田区 【届出日】平成7年6月25日 【届出人】父
婚 姻	【結婚日】令和4年1月10日 【配偶者氏名】乙野裕子 【婚姻戸籍】東京都千代田区千代田一丁目4番地 甲野孝雄
戸籍に記載されている者	【氏名】梅子 ← 配偶者の名 【生年月日】平成8年1月8日 【配偶者区分】妻 【父】乙野孝治 【母】乙野幸子 【配偶】長女
身分事項 出 生	【出生日】平成8年1月8日 【出生地】京都市北区 【届出日】平成8年1月10日 【届出人】父
婚 姻	【結婚日】令和4年1月10日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【婚姻戸籍】東京都千代田区千代田一丁目4番地 乙野孝治
戸籍に記載されている者	【氏名】信子 ← 子の名 【生年月日】令和4年6月8日 【父】甲野義太郎 【母】甲野裕子 【配偶】長女
身分事項 出 生	【出生日】令和4年6月8日 【出生地】東京都千代田区 【届出日】令和4年6月14日 【届出人】父

法制審議会の答申に基づいた、別姓夫婦の戸籍記載例

【別姓夫婦の戸籍】

本 籍	東京都千代田区千代田一丁目4番地
氏 名	甲野 義太郎
戸籍事項 戸籍編製	【編製日】平成14年6月10日
戸籍に記載されている者	【氏名】甲野 義太郎 ← 戸籍筆頭者の氏名 【生年月日】昭和46年6月21日 【配偶者区分】夫 【父】甲野孝雄 【母】甲野裕子 【配偶】長男
身分事項 出 生	【出生日】昭和46年6月21日 【出生地】東京都千代田区 【届出日】昭和46年6月25日 【届出人】父
婚 姻	【結婚日】平成14年6月10日 【配偶者氏名】乙野裕子 【婚姻戸籍】東京都千代田区千代田一丁目4番地 甲野孝雄
戸籍に記載されている者	【氏名】乙野 梅子 ← 配偶者の氏名（別姓で記載） 【生年月日】昭和47年1月8日 【配偶者区分】妻 【父】乙野孝治 【母】乙野幸子 【配偶】長女
身分事項 出 生	【出生日】昭和47年1月8日 【出生地】京都市上京区 【届出日】昭和47年1月10日 【届出人】父
婚 姻	【結婚日】平成14年6月10日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【婚姻戸籍】東京都千代田区千代田一丁目4番地 乙野孝治

発行番号000001

以下次項

戸籍に記載されている者	【氏名】甲野 啓太郎 ← 子の氏名 【生年月日】平成16年2月3日 【父】甲野義太郎 【母】乙野裕子 【配偶】長男
身分事項 出 生	【出生日】平成16年2月3日 【出生地】東京都千代田区 【届出日】平成16年2月7日 【届出人】父
以下次項	

発行番号000001

これは、戸籍に記載されている事項の全部を証明した書面である。

平成 年 月 日

〇〇市町村長 氏名 職印

法制審議会の答申案に基づく子の姓の取り扱い

- * 法制審議会の答申に基づき1996年に法務省が作成した「民法の一部を改正する法律案要綱」では、子の姓は婚姻時に、夫または妻の姓を称する氏として定めることとなっており、**兄弟姉妹で姓は統一される。**

民法の一部を改正する法律案要綱（法務省）

夫婦が各自の婚姻前の氏を称する旨の定めをするときには、夫婦は、婚姻の際に、夫又は妻の氏を子が称する氏として定めなければならないものとする。

「選択肢のある社会」を目指して

DEIの本質は、
よりイノベーティブな「選択肢」が与えられ、
一人ひとりがそれぞれの考えの下、生き方を選択できること。

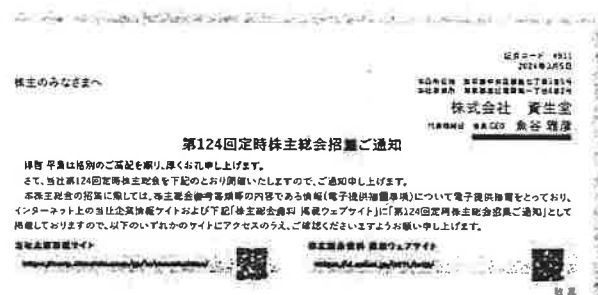
不自由なく自らの姓を選択できる制度の実現は、
我が国が様々な価値観や多様性を包摂し、
誰にとっても明るい未来である
「選択肢のある社会」を目指していくうえで
強力なメッセージ。

(参考) 旧姓併記によるプライバシーの開示

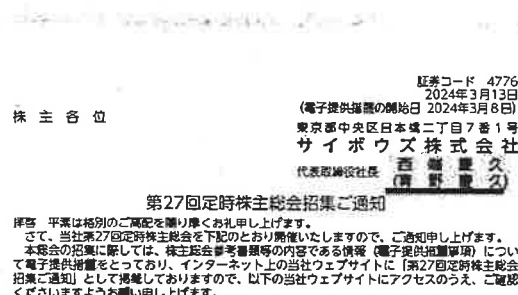
- * 旧姓の通称使用や公的書類への旧姓併記は、**婚姻・離婚の事実や配偶者の姓名**といったプライバシー情報を絶えず不必要に開示するものであり、当事者の不利益に繋がっている。
- * 現在、法人登記簿の役員欄や清算人欄において、旧姓を併記することができるようになったが、誰でも閲覧謄写が可能な法人登記簿や、法人のホームページ及び株主全員に送付される株主総会の招集通知等によって、個人の婚姻の事実及び配偶者の姓までが公開されることがあり、プライバシーの侵害であるとの声も寄せられている。

(例) 戸籍上の姓名の開示について (株主総会の招集通知例)

① 戸籍姓で仕事をしている場合 (通常時)
(株式会社資生堂 第124回定時株主総会招集通知より抜粋)



② 代表取締役欄に、仕事上使用している旧姓を括弧書きで併記
(サイボウズ株式会社 第27回定時株主総会招集通知より抜粋)



③ 取締役候補者の名簿に注釈で戸籍姓を記載
(株式会社アノダ設計 第44期定時株主総会招集通知より抜粋)

3	阿部 真寿美 (1963年9月24日生)	2004年8月 当社入社 2014年8月 当社総合管理室長 2016年6月 当社執行役員 2017年6月 当社取締役 2018年6月 当社常務取締役 2019年6月 当社専務取締役 現在に至る 重要な経歴の状況 - 愛蔵建築設計 (上海) 有限公司 董事	0株
---	-------------------------	---	----

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 阿部真寿美の戸籍上の氏名は、岡田真寿美です。

(参考) 企業上場時の不都合・不利益

会社が上場する際に通称名を使用する場合、以下のような手続きや条件が必要となる。

- ①公的書類への通称名の登録：住民票や印鑑証明書などの公的書類に通称名が記載されている必要がある。
- ②上場申請時の書類対応：上場申請では、多数の公式書類（有価証券新規上場申請書、宣誓書など）を提出する必要があり、これらの書類で使用される名前が公的書類と一致していることが求められる。
- ③東京証券取引所への確認：通称名の使用について、東京証券取引所や主幹事証券会社との事前確認が必要。
特に、審査担当者とのヒアリングや質問対応の中で、通称名の使用理由や背景を説明する可能性がある。
- ④その他留意点：通称名が住民票等に登録されていない場合は、戸籍名で手続きを進める必要がある。

公益財団法人財務会計基準機構 有価証券報告書の作成要領より（抜粋）

〔開示布令〕 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）

（氏名の記載）

第2条の10 この府令の規定により作成することとされている書類に記載する氏名については、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を括弧書で併せて記載することができる。（令和元年11月5日より）

（氏名と）は

氏名（しめい）は、人名を構成する氏と名である。現在、一般に「姓」や「名字（苗字）」と呼ばれているものの法律上における表現が「氏」である（ただし、歴史的にはそれぞれ意味を異にしている）。現行の戸籍法では戸籍には戸籍内の各人について氏名を記載することとされている（戸籍法第13条第1号）

➡以上を併せて解釈すると、有価証券報告書に記載の氏名は、戸籍に登録したものに住民票等に併記された旧姓をカッコ書きで記載することができる。

(参考) 旅券（パスポート）の旧姓併記

- * 令和3年4月1日以降の申請について、旧姓併記の要件が緩和され、戸籍謄本、旧姓が記載された住民票の写し又はマイナンバーカードのいずれかを提出することにより、旧姓の併記が可能。
- * 他方、旧姓は括弧書きでの併記で記載され、あくまで補足的な位置づけであり、根本的な解決にはならない。
- * 加えて、国際ルール（ICAO文書）には規定されていない日本独自の制度であるため、ICチップ及びMRZには記録されておらず、査証及び航空券を旧姓で取得することは困難。
- * ビジネスネーム（旧姓）と戸籍姓が異なることが、却ってトラブルの原因となったとの報告も。

パスポートのICチップについて（外務省HPより抜粋）

…右併記は戸籍上の氏名に続けて、括弧書きで記載されますが、ICAO文書には規定されていない例外的な措置であるため、ICチップ及びMRZ（Machine Readable Zone）には記録されません。このため、旅券面に記載されていたとしても、査証及び航空券を右呼称で取得することは困難と考えられますので、御注意ください。

…渡航先国での入国審査では、旅券のICチップ及びMRZに記録されている氏名、査証（ビザ）（米国のESTA等を含む）に記載された氏名、航空券に記載された氏名が照合され得ます。そのような場面等で渡航先国の出入国管理当局等から説明を求められる場合には、旅券の所持人御自身から旅券に併記された呼称について御説明いただく必要が生じますところ、都道府県の旅券申請窓口及び在外公館で配付しているリーフレット、または以下にあります英語版資料を御活用ください。

(参考) 国際結婚による姓の取り扱い

- * 外国人と結婚した日本人は、日本人同士との結婚とは逆に、**原則的には夫婦別姓**。
- * 手続きを踏むことで、夫婦同姓を選択することができる。或いは、家庭裁判所に申し立て、認められることで、複合姓にすることも可能。

日本人側が改姓する場合

1984年の戸籍法の改正（第107条2項）に伴い、**結婚から6カ月以内に届け出る**ことによって、家庭裁判所の許可を得ないで、外国人である配偶者の姓に変更することが可能に。

外国人側が改姓する場合

姓は夫婦それぞれに関する問題と考えられているため、当事者の国籍国の法律によって判断されるべきとされているため、**戸籍法上に根拠規定はない**。

婚姻によって姓を変更できる国の場合

その国の手続きに従って姓を変更することが可能。

その際、日本人の戸籍に記載したい場合は、戸籍の記載事項を変更する手続きを市区町村役場で行う必要がある。

婚姻によって姓を変更できない国の場合

「姓を変える」ことはできない。ただし、「通称名」を登録することは可能。

(参考) 離婚後の姓 (婚氏続称制制度)

1976年、離婚後の婚氏続称制度ができ、「結婚時の姓を離婚後も名乗り続けること」が可能に。

離婚後に母が子を引き取って単独親権者になるケースが増え、現状8割を超えている。それに伴い、離婚後も母子が同じ姓でいたいという要求が増えていったことが背景。

婚氏続称届を提出後に旧姓に変更したい場合は、「家庭裁判所の許可」が必要。

民法767条 (離婚と氏)

- 1項 婚姻によって氏を改めた夫又は妻は、協議上の離婚によって婚姻前の氏に復する。
- 2項 前項の規定により婚姻前の氏に復した夫又は妻は、離婚の日から3箇月以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、離婚の際に称していた氏を称することができる。

いざという時の シェルター(避難施設)について

自由民主党 堺市議会議員団
堺市議会議員

山口 典子

令和8年度第2回 武力攻撃を想定した避難施設（シェルター）の確保に係る関係府省連絡会議

1. 開催日時

令和7年3月27日(木)17:30

2. 参加者(予定)

議長	内閣危機管理監
副議長	内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)
構成員	内閣官房内閣審議官(内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付) 兼 災害対処・救援総括官
	内閣官房内閣審議官(内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付)
	内閣官房国土強靱化推進室次長
	内閣府政策統括官(防災担当)
	内閣府地方創生推進事務局審議官
	消防庁次長
	文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長
	経済産業省商務情報政策局商務・サービス政策統括調整官
	国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
	国土交通省都市局長
	国土交通省鉄道局長
	防衛省地方協力局長

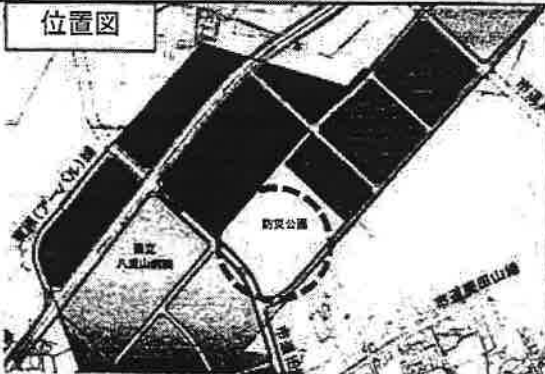
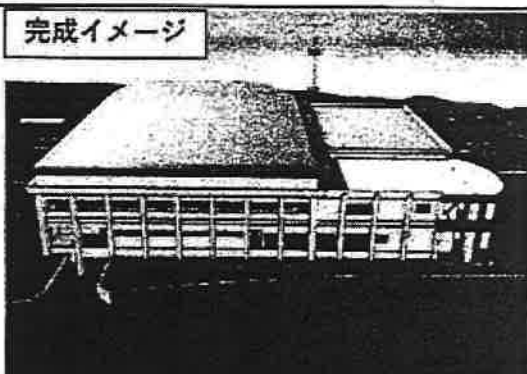
3. 主な議題

- (1) 特定臨時避難施設の整備について
- (2) 緊急一時避難施設の指定促進等(地下施設の一層の確保及び地下利用促進を含む)について
- (3) 緊急一時避難施設の充実も含めた在り方の検討について
- (4) 政府における国民保護関連部署の機能強化について

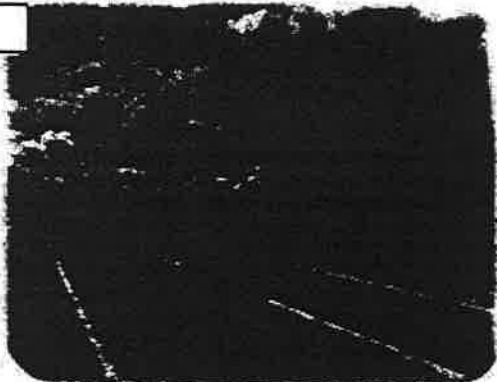
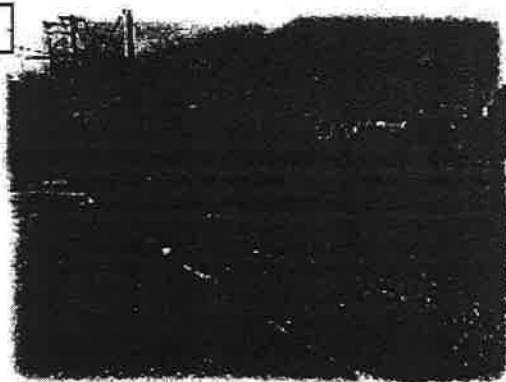
4. 備考

- ・会議開催は非公表
- ・会議資料と議事概要は後日、内閣官房ホームページに掲載して公表

特定臨時避難施設の整備について

	与那国町	石垣市	宮古島市
想定施設	・ 新たに整備する与那国町複合庁舎の <u>地下駐車場及び会議室を特定臨時避難施設として活用</u>	・ 新たに整備する防災公園の <u>地下駐車場を特定臨時避難施設として活用</u>	・ 新たに整備する体育館の <u>地下駐車場を特定臨時避難施設として活用</u>
補助制度	- 複合庁舎の整備については、民生安定助成事業 - 特定臨時避難施設の整備の助成を防衛省が実施し、その補助率は9/10とするR7年度予算案を計上	- 公園の整備については、民生安定助成事業 - 特定臨時避難施設の整備の助成を防衛省が実施し、その補助率は9/10とするR7年度予算案を計上	- 体育館の整備については、民生安定助成事業 - 特定臨時避難施設の整備の助成を防衛省が実施し、その補助率は9/10とするR7年度予算案を計上
参考イメージ	現況写真 	位置図 	完成イメージ 
進捗	- R6年9月、町は特定臨時避難施設（内閣官房が設計支援）を含む複合庁舎の基本設計業務の契約を締結 - R7年3月、基本設計業務完了 - R7年度は実施設計を予定	- R7年3月、市は特定臨時避難施設（内閣官房が設計支援）の基本設計業務の契約を締結 - R7年度は実施設計及び工事を予定	- R7年3月、市は特定臨時避難施設（内閣官房が設計支援）の実施設計業務の契約を締結 - R7年度は工事を予定

特定臨時避難施設の整備について

	竹富町	多良間村
想定施設	新たに整備する西表島分庁舎の<u>地下施設(用途未定)</u>を特定臨時避難施設として活用	新たに整備する施設の<u>地下施設(用途未定)</u>を特定臨時避難施設として活用
補助制度	- 分庁舎の整備については、活用可能事業を検討中 - 特定臨時避難施設の整備については、補助制度を検討中	- 当該施設の整備については、活用可能事業を検討中 - 特定臨時避難施設の整備については、補助制度を検討中
参考イメージ	整備予定地 	整備予定地 
予定	令和7年度、基本設計に着手し、内閣官房による特定臨時避難施設の支援開始予定。以降、整備に向けた取組み。	令和7年度、基本設計に着手し、内閣官房による特定臨時避難施設の支援開始予定。以降、整備に向けた取組み。

地下施設の建設・改修等に活用可能な国庫補助事業の一例

国土交通省	◆都市構造再編集中支援事業 【事業主体】 ・地方公共団体、民間事業者等 【用途(補助対象経費)】 ・駐車場、自転車駐車場、地域防災施設、人工地盤等（地下施設として整備する場合を含む） 【補助率】 ・50%（都市機能誘導区域内等）、45%（居住誘導区域内） 【その他(要件等)】 ・立地適正化計画に基づき、都市機能誘導区域等又は居住誘導区域内で実施される事業であること ・都市再生整備計画に位置づけられた事業であること 等
-------	---

地下利用促進に関する取組の一例

スポーツ庁・ 経済産業省	◆スタジアム・アリーナ改革ガイドブック＜第3版＞ ・スタジアム・アリーナ改革ガイドブックの改訂を進め、令和7年度初めに第3版を公表する予定であり、その中で、防災や安全の観点での地下空間活用の可能性について新たに記載を行う。
-----------------	--

地下施設の実態調査まとめ

<調査概要>

緊急一時避難施設の指定促進及び地下利用促進の検討のための基礎資料として、未だ緊急一時避難施設に指定されていない地下施設について、主な類型ごとに施設数や面積の現況を自治体が把握できる限り全て調査した。

<調査自治体>

全ての都道府県及び政令指定都市＝1,741市区町村

<調査手法>

調査対象施設の類型・種類は、下記の観点で選定

- ・地下の代表的な施設として、指定に向けて施設管理者の協力が得られてきた経緯があるもの
→地下駅舎、地下街、地下道、地下駐車場等
 - ・上記以外の施設のうち、
 - 全国に所在する数が多く、今後の地下利用促進に向けて重点的な取組対象となる可能性があり、
 - 既に同じ種類の施設が緊急一時避難施設に指定された実績があり、
 - 人が立ち入ることが想定しうるものであり、
 - 未指定の段階においてもその面積の把握等について施設管理者から相当の協力が得られるもの
- 小・中学校、高等学校、大学、体育施設、庁舎、ホテル・旅館等宿泊施設、大規模商業施設

※調査に当たっては、各施設の施設管理者を総括する関係団体等には国交省・文科省・厚労省・経産省から、また国の庁舎を管理する各省及び各地方支分部局には消防庁・内閣官房及び各省から、それぞれ調査への協力を依頼する通知を発出

地下施設の実態調査まとめ

○緊急一時避難施設に指定されていない面積が大きいのは「その他の地下施設」、次いで「地下駐車場等」

	回答を得た 未指定施設数(a)	うち面積把握可能な 施設数(b)	(b)の地下面積(m ²) (c)	[参考]緊急一時避難施設に指定済みの施設	
				R6.4.1時点で指定済の施設数 (d)	左記(d)の地下面積(m ²) (e)
①地下駅舎	157	32	99,096	590	780,163
②地下街	35	20	138,344	37	257,608
③地下道	543	438	118,870	1,937	542,334
④地下駐車場等	338	281	1,266,337	335	1,708,309
⑤その他の地下施設	772	718	2,382,560	1,027	1,621,669
計	1,845	1,489	4,005,207	3,926	4,910,083

○類型⑤「その他の地下施設」(面積が判明している718施設)を施設の種類ごとに見ると、未指定の面積が大きいのは、公共施設では「庁舎」、次いで「体育施設」。民間施設では「大規模商業施設」、次いで「ホテル・旅館等宿泊施設」

⑤その他の地下施設の内訳	公共施設		民間施設	
	未指定施設数	地下面積(m ²)	未指定施設数	地下面積(m ²)
小・中学校	11	3,059	1	1,020
高等学校	8	1,926	21	20,259
大学	19	63,049	31	37,744
体育施設	49	191,248	—	—
庁舎	326	702,419	—	—
ホテル・旅館等宿泊施設	6	10,406	169	648,084
大規模商業施設	—	—	77	703,346
計	419	972,107	299	1,410,453

緊急一時避難施設の実態調査まとめ

<調査概要>

緊急一時避難施設の充実も含めた在り方を検討するための基礎資料として、現時点で緊急一時避難施設に指定済みの施設について、(1)施設の構造等(地下のみ)、及び(2)備蓄及び設備(地上・地下双方)の現況を抽出調査し、全国的な傾向を把握した。

<調査自治体>

- ・人口規模の大きい団体(東京23区、政令指定都市、県庁所在市)
- ・R3～8年度の国民保護共同訓練(国重点訓練)の実施県(全国6ブロックごとに1県を抽出)の市町村
＝計228市区町村(対象自治体内の人口は、計5,523万人(令和2年国調人口))

<調査手法>

調査(1)施設の構造等に関する調査(地下のみ)・・・堅ろうさの現況・傾向を把握

- ・調査項目:(A)地階の天井のコンクリート厚、(B)非常時に脱出するための出入口、(C)爆風等への対策が課題となる開口部の状況
- ・調査施設:調査自治体に所在する緊急一時避難施設(地下)の中から、地下5類型(地下駅舎、地下街、地下道、地下駐車場等、その他の地下施設)から、原則一つずつ(当該自治体に存在しない類型は回答なしで可)
- ・有効回答数(N):項目(A)は176施設、(B)は138施設、(C)は277施設

[参考]R6年4月時点の全ての地下施設としての緊急一時避難施設は3,926施設

調査(2)備蓄及び設備に関する調査(地上・地下双方)・・・滞在機能の現況・傾向を把握

- ・調査項目:(D)主食類、(E)飲料水、(F)非常用発電機等、(G)携帯トイレ、(H)設置型トイレ、(I)冷房機器、(J)簡易ベッド
- ・調査施設:調査自治体において緊急一時避難施設に指定されており、かつ、災害対策基本法上の指定避難所又は指定緊急避難場所に指定されている施設
- ・有効回答数:14,609施設

[参考]R6年4月時点の全ての緊急一時避難施設は58,589施設

緊急一時避難施設の実態調査まとめ

[単位:記載がないものは施設数]

(1)地下施設の構造等に関する調査

(A)地階の天井のコンクリート厚について、平均は46cmであり、30cm以上の施設は61%(N=176)

(B)地階から外部に直接出入りできる地上への出入口が2カ所以上ある施設は73%(N=138)

(C)開口部として、「シャッター等がない出入口」がある施設は45%、「シャッター等がない窓」がある施設は17%(N=277)

		地下駅舎	地下街	地下道	地下駐車場等	その他の地下施設
(A)地階の天井のスラブ(コンクリート)厚(N=176)						
平均(cm)		46cm	76cm	67cm	52cm	39cm
30cm以上(特定臨時避難施設の基準値)の割合		61%	100%	78%	85%	20%
(B)出入口(N=138)(※1)						
出入口(地階から外部に直接出入り可)があるもの	128 (93%)				76	52
うち1カ所	28 (20%)				11	17
うち2ヶ所で建物の同じ側面に設置	6 (5%)				6	0
うち2ヶ所で建物の異なる側面に設置	94 (68%)				59	35
(C)開口部の状況(N=277)						
開口部があるもの	267(96%)	28	13	95	76	55
うち開口部として出入口がある	263 (95%)	28	12	95	76	52
うちシャッター等がない出入口がある(※2)	126 (45%)	2	3	85	18	18
うち開口部として窓がある	51 (18%)	15	0	11	5	20
うちシャッター等がない窓がある	47 (17%)	14	0	11	4	18

(※1)地下駅舎、地下街、地下道は、通常かつ少なくとも2カ所以上の出入口があると想定されるため、調査対象外。

なお、出入口については、建物の地上1階を通らずに地階から外部に直接出入りすることができる出入口が対象。

(※2)開口部として出入口があるがシャッター等がない26施設のうち35施設で地下に入った先がL字に曲がっている等で一定の緩衝物がある。

緊急一時避難施設の実態調査まとめ

(2) 備蓄及び設備に関する調査

(D)主食類、(E)飲料水、(F)非常用発電機等、(G)携帯トイレ、(H)設置型トイレは一定の施設が、(I)冷房機器、(J)簡易ベッドは少数の施設が、それぞれ備えている。

	調査対象のうち該当あり ^(※3) の施設数(割合) (N=14,609)
(D)主食類 ^(※4)	8,366 (57%)
(E)飲料水	7,319 (50%)
(F)非常用発電機等	8,959 (61%)
(G)携帯トイレ	6,428 (44%)
(H)設置型トイレ ^(※5)	7,325 (50%)
(I)冷房機器 ^(※6)	2,271 (16%)
(J)簡易ベッド ^(※7)	3,545 (24%)

○ 非常用発電機等を有する8,959施設における対応可能な日数^(※8)は次のとおり。



(※3) 回答に当たっては、主食類、飲料水、携帯トイレ、設置型トイレ、冷房機器、簡易ベッドは令和7年1月公表の内閣府調査(「災害用物資・機材等の備蓄推進と備蓄状況に関する調査協力依頼について」(令和6年10月1日付け事務連絡))を参照し、また非常用発電機等は令和7年1月公表の内閣府調査(「指定避難所の防災機能設備等の確保状況に関する調査について(依頼)」(令和6年10月28日付け事務連絡))を参考とすることとして、それぞれ市区町村から回答を得た。施設によっては、特定の調査項目について回答を得られない場合もあり、その場合は「該当なし」と整理。

(※4) 主食類とは、主食類(米・パン等)、精米、アルファ化米、菓子パン、惣菜パン、即席麺、乾パン、おにぎり、パックご飯、缶詰(主食)、アレルギー対応食品。

(※5) 設置型トイレとは、簡易トイレ、仮設トイレ、組立トイレ(便槽型)、マンホールトイレ。

(※6) 冷房機器とは、エアコン、扇風機、スポットクーラー。

(※7) 簡易ベッドとは、簡易ベッド、段ボールベッド。

(※8) 非常用発電機等の対応可能な日数は、通常想定される収容人数や運営方法に基づいて予想される消費量(例えば停電時等において平時の業務の維持のための消費量)を想定して、何日分の施設運営が可能か、各施設の判断に基づく回答をとりまとめた。

武力攻撃を想定した避難施設(シェルター)に関する 外国調査

【調査概要】

- ・ 内閣官房及び関係府省において、国民保護用のシェルター整備の実施を把握している主な国及びG7各国を対象として2024年度に調査。
- ・ 訪問調査等を実施したスウェーデン、フィンランド、スイス、シンガポール、韓国の情報等を基にとりまとめ。
- ・ 書面調査を実施したG7各国(アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、カナダ)では、いずれもシェルター整備に関する中央政府の現行の制度は確認されていない。

令和7年3月

内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付

武力攻撃を想定した避難施設(シェルター)に関する外国調査

○スウェーデン

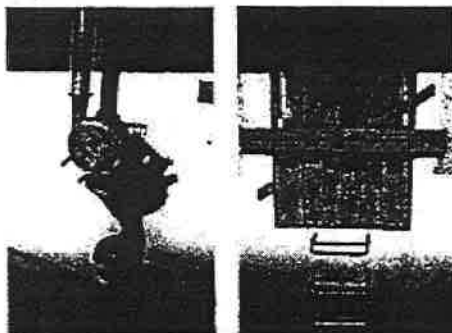
- ＜制度＞・1944年制定の市民防衛法に基づき、過去に、集合住宅及び公共施設等に対するシェルターの設置を義務付け。当時は、設置の増こう経費に対して政府の補助があった。
- ・2002年以降はシェルターの新規設置の義務は廃止され、2006年制定のシェルター法に基づき、建物建替え時のシェルター設置は義務付け。
 - ・現在は、フィルター等の更新への補助を政府が実施。税制上の優遇措置なし。
- ＜現状＞・人口約1,055万人に対して約700万人分のシェルターがある（人口カバー率は、約66%）。
- ・シェルターの種類は、①Normal Shelterと②Special Defense Shelterがあり、①は施設管理者の責任と費用負担で設置（主に集合住宅のほか、学校、医療・福祉施設等の地上又は地下）、②は全国に80ヶ所ある大規模シェルターであり、政府が設置。
- ＜主な仕様＞・堅ろうな躯体・扉、非常口、換気装置(NBC攻撃への防護機能)等。
- 避難スペースは0.75m²/人。想定滞在期間は3日程度。食料は持参。表示あり。

【アパート】

- ・地下に階段で降りた先にシェルター

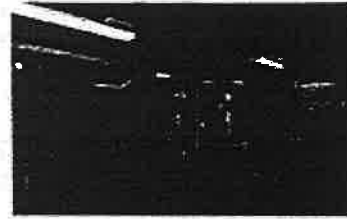


- ・換気装置
- ・非常口



【学校】

- ・シェルター内部



- ・防爆扉



【福祉施設】

- ・フィルター（交換用）



- ・トイレ容器



- ・地上シェルターの防護のため窓に差し込むコンクリート板

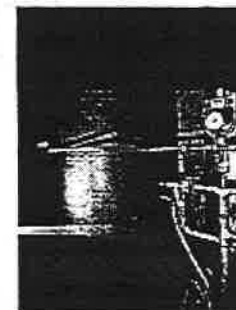


【地下駐車場】

- ・シェルター内部



- ・貯水槽



- ・岩盤を削って建設し、複数の出入口あり



○フィンランド

＜制度＞・ 1958年制定の新・市民防衛法に基づき、住宅等の所有者のシェルター設置義務付け、公共シェルターの設置開始。1959年から換気装置を有するシェルターの設置開始。現在、2011年制定のレスキュー法に基づき、一定の集合住宅、民間施設、公共施設の所有者が新築時に地下又は地上にシェルターの設置義務がある。

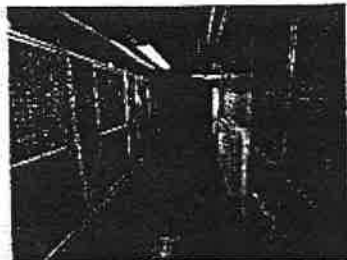
・ シェルター設置に対する政府の補助制度・税制上の優遇措置なし。

＜現状＞・ 人口約560万人に対して約480万人分のシェルターがある(人口カバー率は約86%)。

・ 大部分は施設の所有者が設置するシェルターであり、シェルターが少ない地域では、自治体が2011年まで補完的に公共シェルターを地下に設置。

＜主な仕様＞・ 堅ろうな躯体・扉、気密室、非常口、換気装置(NBC攻撃への防護機能)等。避難スペースは0.6～0.75m²/人。想定滞在期間は3日程度。食料等は持参。表示あり。

【集合住宅のシェルター】



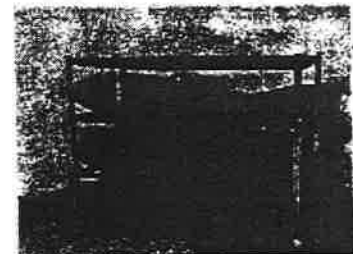
・ 平時は倉庫の例
・ 有事に3日以内にシェルターとして使用できるよう準備

【公共シェルター】



・ 平時はスポーツ施設の例
・ 堅固な岩盤が分布。それを掘削、補強し、シェルターを整備

【有事に使用する3段ベッド】



【換気装置】



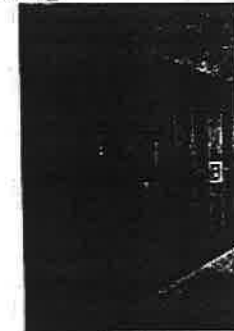
・ 外気の有害物質をフィルターで除去し換気
・ 停電時は手動

【トイレ】



・ バケツ型の簡易トイレを備蓄

【出入口】



・ 鋼製の防爆扉を設置し、爆風等から防御

武力攻撃を想定した避難施設(シェルター)に関する外国調査

○スイス

＜制度＞・1963年から市民防衛に関する連邦法や技術指針等に基づき、設置開始。

- ・過去に、各人に1人分のシェルターの提供のため、一定の集合住宅、民間施設や公共施設(病院等)の建設時に、シェルターの設置を義務付け。現在は設置の義務付けなし。
- ・設置義務付けしていた時期も、政府の補助制度・税制上の優遇措置なし。

＜現状＞・人口約900万人に対して約900万人分のシェルターがある(人口カバー率は約100%)。

- ・現在、施設の新築時、所有者はシェルター設置又は拠出金支払いを選択。自治体は拠出金を財源として必要に応じて公共シェルターを設置。

＜主な仕様＞・堅ろうな躯体・扉、気密室、非常口、換気装置(NBC攻撃への防護機能)等。地下であること。避難スペースは1m²/人。想定滞在期間は数時間から数日。食料等は持参。表示なし。

【施設構成】



出典：スイス連邦市民保護局ウェブサイト

- ・堅ろうな躯体・扉、気密室、非常口、換気装置等で構成

【集合住宅のシェルター】



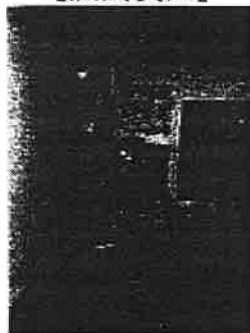
- ・平時は倉庫の例
- ・有事に5日以内にシェルターとして使用できるよう準備

【公共シェルター】



- ・平時から備蓄された有事に使用する3段ベッド
- ・写真の部屋が複数配置

【換気装置】



- ・外気の有害物質をフィルターで除去し換気
- ・停電時は手動

【トイレ】



- ・バケツ型の簡易トイレを備蓄

【非常口】



- ・梯子により外部に通じる非常口

武力攻撃を想定した避難施設(シェルター)に関する外国調査

○シンガポール

＜制度＞・ 1983年に地下鉄(公営)の新設駅へのシェルター設置に着手。1994年に新築の公営住宅の各住戸へのシェルターの設置開始。1997年制定の市民防衛シェルター法に基づき、民間を含む全ての新築住宅へのシェルター設置を義務付け。

・ 民間住宅のシェルター設置に対する政府の補助制度・税制上の優遇措置なし。

＜現状＞・ 人口約564万人のほぼ全員をカバーすることを目指している(現在の人口カバー率は非公表)。

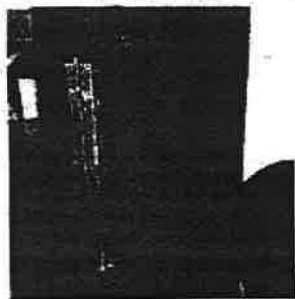
・ シェルターの大部分は住宅(国民の8割は公営住宅に居住)。設置場所は各住戸内又は各階共用部分。使用者は住人のみ。

・ 一部の地下鉄駅、公民館等には政府事業として公共シェルターを設置。設置場所は地上又は地下。運用は義務兵役を終えた国民(予備役)が担当。

＜主な仕様＞・ 堅ろうな躯体・扉、開閉可能な通気口。階層シェルターには避難はしごあり。避難スペースは、施設の種類に応じて $0.4\sim 0.6\text{m}^2/\text{人}$ 。想定滞在期間は数時間。基本的に公費での備蓄なし。表示あり。なお、地下鉄駅シェルターには非常用発電機、化学除染室等あり。

〔住宅シェルター〕

【各住戸】



【各階】



階段室への
設置も可

【通気口】
ボルト式の
蓋があり、
必要時は
手動で開閉

【コンセント等】



〔公共シェルター〕

【地下鉄駅】



必要時は駅コンコースを防爆扉で封鎖、
ホームを避難場所として活用

防爆扉は平時は壁内に格納

【公民館娯楽室】



【公営住宅1階共用部分】



【地下駐車場】〔必要時は防爆扉で封鎖〕



武力攻撃を想定した避難施設(シェルター)に関する外国調査

○韓国

＜制度＞・「公共用住民待避施設」は、1960年代以降に民防衛基本法等に基づき指定開始。1970年に建築法にて一定規模以上の建築物は地下設置の義務付け。2000年に地下設置義務は廃止。政府の補助制度・税制上の優遇措置なし。

・「政府支援住民待避施設」は、2010年に延坪島砲撃事件を契機に整備を開始。自治体が政府の補助を受けて新設して整備。

＜現状＞・「公共用住民待避施設」は既存地下施設(住宅、民間施設等)を自治体が指定。人口約5,175万人に対して約1億7,150万人分のシェルターがある(人口カバー率は、約331%)。

・「政府支援住民待避施設」は自治体により新たに整備され244箇所存在(人口カバー率は、公表無し)。

＜主な仕様＞・「公共用住民待避施設」は堅ろうな躯体、2か所以上の出入口、地下であること。避難スペースは $0.825\text{m}^2/\text{人}$ 。想定滞在期間は数時間程度。一部地域を除き公費での備蓄なし。表示あり。

・「政府支援住民待避施設」は堅ろうな躯体・扉、発電機、換気装置(7箇所が化学兵器対応)等。避難スペースは $1.43\text{m}^2/\text{人}$ 。想定滞在期間は1～2日程度。公費備蓄は1～2日分の水・食料等。表示あり。

〔公共用住民待避施設〕

【住宅(マンション)の地下】
平時は地下駐車場として利用

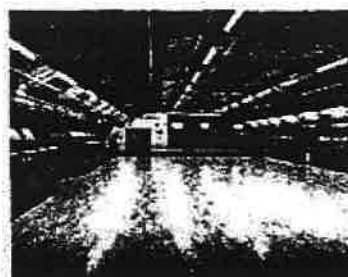


〔地下鉄駅〕



〔政府支援住民待避施設〕

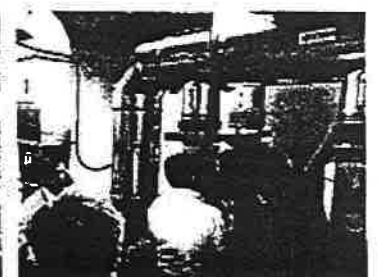
【避難スペース】
平時は公民館として利用



〔防爆扉〕



〔換気装置〕



武力攻撃を想定した避難施設(シェルター)の確保に係る令和7年度の取組

令和6年度

1. 地下施設の実態調査の主な内容

〔未だ緊急一時避難施設に指定されていない地下施設について、主な類型ごとに施設数や面積の現況を自治体が把握できる限り全て調査(調査自治体は1,741市区町村)。〕

○本調査で明らかとなった緊急一時避難施設に指定されていない施設を指定した場合、指定済みの施設の面積は約2倍になる。

○未指定施設で面積が大きいものは、類型別ではその他の地下施設(うち公共施設では庁舎、体育施設、民間施設では大規模商業施設、ホテル・旅館等宿泊施設が大きい)、地下駐車場等。

2. 緊急一時避難施設の実態調査の主な内容

〔現時点で緊急一時避難施設に指定済みの施設について、施設の構造(地下のみ)等の現況を抽出調査し、全国的な傾向を把握(調査自治体は228市区町村)。〕

○緊急一時避難施設として指定済みの地下施設は、天井のスラブ厚、地上への脱出用の出入口、及び開口部の爆風等への対策に着目すると、すでに相当程度の堅ろうさを有している施設もあった。

3. 外国の実態調査

〔国民保護用のシェルター整備の実施を把握している主な国(訪問及び書面調査)及びG7各国(書面調査)を対象としてR6年度に調査。 ※R7年度も、外国調査(アメリカを含む)を実施予定〕

○スウェーデン、スイス、フィンランド、シンガポール、韓国は、いずれも数十年かけてシェルターの整備・確保を推進。仕様については様々。

○G7各国(アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、カナダ)では、シェルター整備に関する中央政府の現行の制度は確認されない。



令和7年度

○シェルターに係るフィージビリティ調査を実施(東京都と連携)

- ・既存施設の様々な改修パターン(NBC対応を含む)のシミュレーション
- ・技術面及び運用面の課題抽出と解決策の検討、費用及び工期の試算



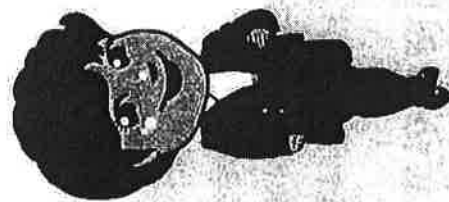
○全国でのシェルターの確保に関する実施方針を策定



性暴力救援センター・

大阪SACHICOは

なぜ今必要なのか？



誰もが性暴力の加害者にも被害者にもならない
健全で安全な堺をつくるう！

自由民主党 堺市議会議員団
堺市議会議員

山口 典子

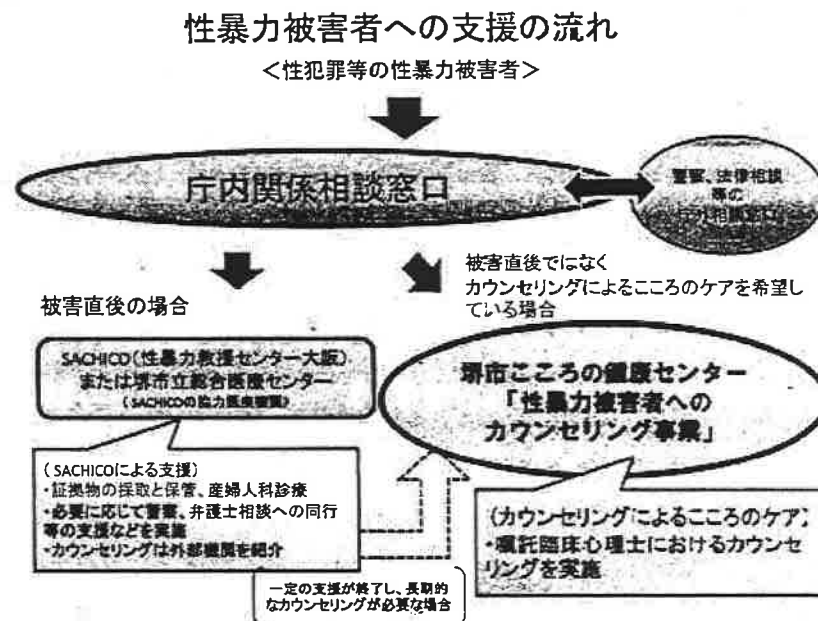


性暴力の根絶は 私のライフワークの一つです！

性暴力救援センター・大阪SACHICOの存続の危機が知らされたのは昨年の6月でした。性暴力根絶に向けて、女性専用車両や女性の健康問題について一緒に取り組んできた大阪市内の女性グループの人たちで、これまでSACHICOの活動をしてきた方々からのSOSでした。

性暴力被害の実態はどうなっているのか、その救済のためにSACHICOがこれまでに果たしてきた役割、そして存続の危機に瀕したSACHICOのこれからについての政策資料を作成しました。そして、今なぜSACHICOが必要なのか、皆さんと考える参考資料です。ぜひご活用ください。そして共に誰もが性暴力の被害者にも加害者にもならない健全で安全な社会を作りましょう！

堺方式の性暴力被害対応のフロー図



堺の学校教育においては先生も児童・生徒も学んでいます！

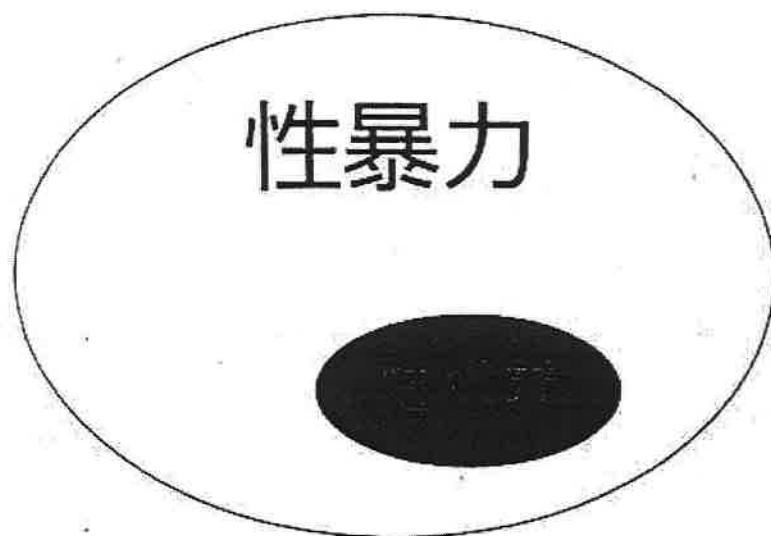
堺市立総合医療センターは、SACHICOの協力病院として取り組んできました！

内閣府（令和5年度実施）

「男女間における暴力に関する調査」より

「不同意性交等をされた被害体験」

女性8.1% 男性 0.7%



被害者のうち、

20歳代 40.7%

18歳・19歳 22.1%

中学卒業～17歳 17.9%

中学生のとき 6.4%

小学生のとき 15.0%

小学校入学前 7.9%

加害者との関係は

交際相手と元交際相手 16.4%

職場・アルバイト先の関係者 10.0%

配偶者 8.6%

18歳未満の時期の被害の7.1%は、保護者からの被害

SACHICOの基本理念

1 被害直後からの総合的・継続的支援

24時間体制のホットラインと支援員の常駐による心理的サポート

24時間対応可能な産婦人科救急医療体制と継続的医療

からだ・こころ・暮らしの安全・安心を取り戻すために

警察・弁護士・精神科医師・カウンセラー・民間支援団体などへの連携

2 当事者が「自分で選ぶ」を大切にした支援

3 被害からの回復と性暴力のない社会の実現のための活動

SACHICOの変遷と国内の動き

SACHICO

2010年 設立

2013年 NPO

全国連絡会発足

2015年 大阪府内
協力病院ネットワーク

2017年 補助金交付

2023年9月

拠点病院より

診療協力減少

2024年3月

拠点病院より

診療協力終了

2025年3月に退去通告

2025年4月～

補助→委託

病院拠点型

→連携型（診療機能あり）

内閣府と関係省庁の動き

2012年 SACHICOをモデルに性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター設立の手引きを作成

2015年 内閣府モデル事業開始
性暴力被害者支援ネットワーク
証拠物採取・管理マニュアルを
大阪府危機管理室とSACHICOとで作成

2018年 全都道府県にワンストップ支援センター設立

2020年 性犯罪・性暴力対策の強化の方針
拠点病院の充実強調

関係府省決定

2022年 女性版骨太の方針2022
性犯罪・性暴力対策としての生命の安全教育

2023年 更なる強化の方針
「こども大綱」閣議決定
「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」

2024年 「こどもまんなか実行計画2024」
「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024」

性暴力救援センター・大阪SACHICO

警察・検察

2005年 犯罪被害者等基本法

2017年 刑法改正

強制性交等・強制わいせつ

非親告罪化

性別を問わない

性交同意年齢 13歳

2022年 AV出演被害防止・救済法

2023年 刑法改正・DV法改正

不同意性交等・不同意わいせつ

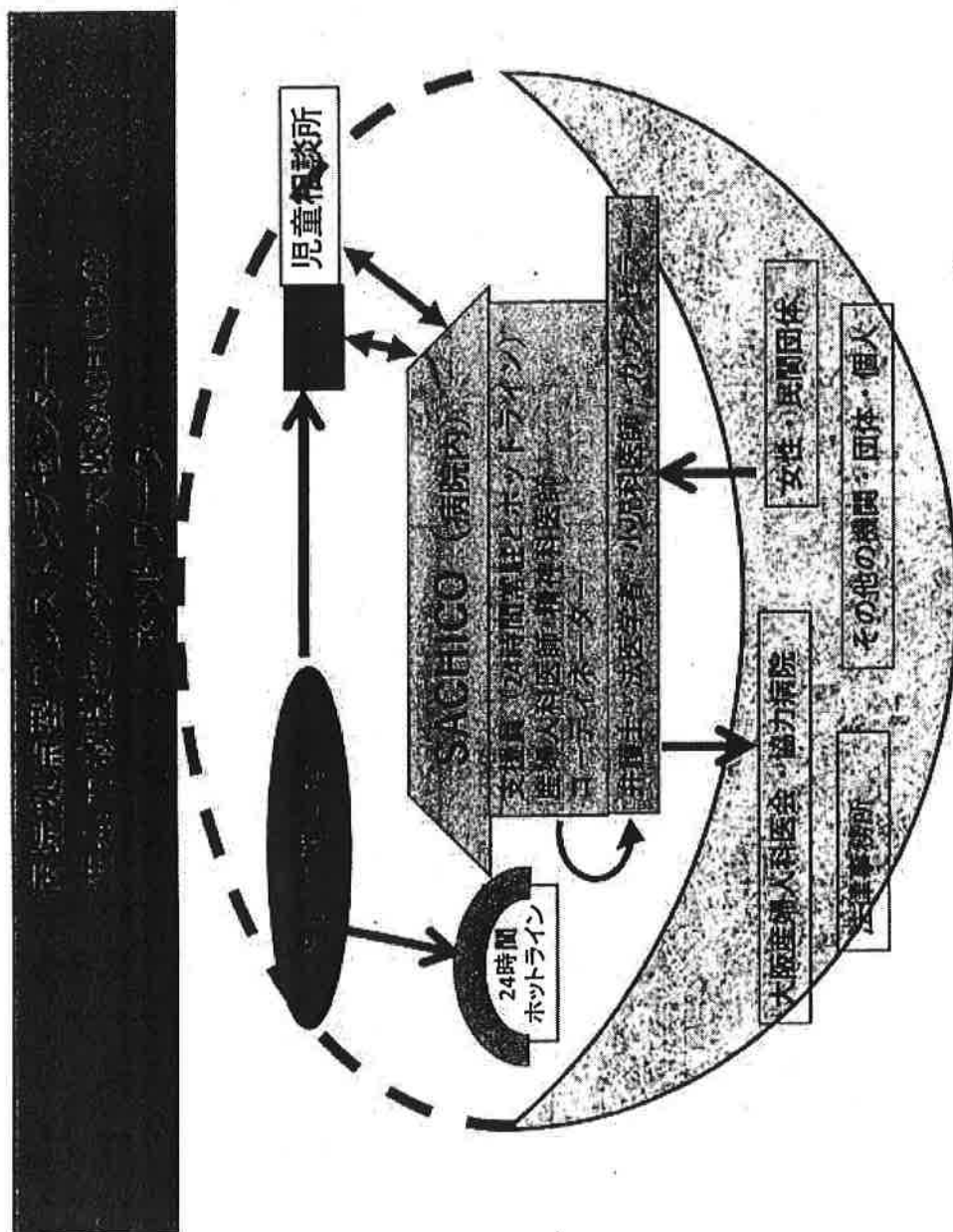
性交同意年齢 16歳

撮影

面会

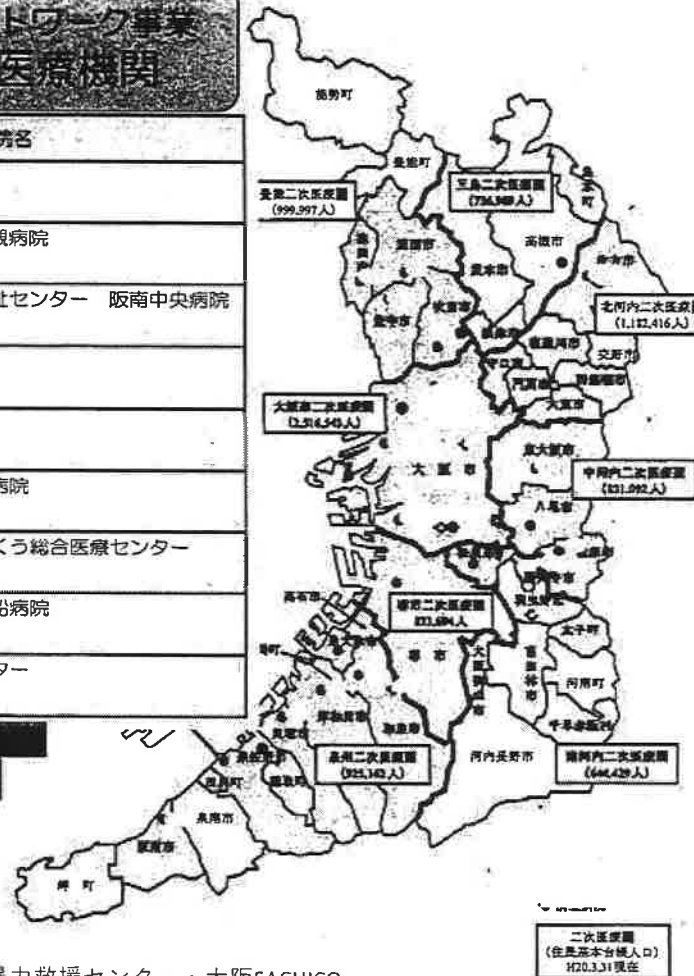
婚姻関係の有無を問わない

女性支援法



大阪府性暴力被害者支援ネットワーク事業
SACHICOと10協力医療機関

医療圏	住所地	病院名
豊能	吹田市	大阪府済生会吹田病院
三島	高槻市	社会医療法人愛仁会 高槻病院
南河内	松原市	社会医療法人阪南医療福祉センター 阪南中央病院
堺市	堺市	堺市立総合医療センター
泉州	泉大津市	泉大津市立病院
	泉佐野市	医療法人 定生会 谷口病院
	泉佐野市	地方独立行政法人 りんくう総合医療センター
大阪市	大阪市	社会医療法人愛仁会 千船病院
	大阪市	府立急性期総合医療センター



2019/6/15

性暴力支援センター・大阪SACHICO

～72時間

ワンストップ支援センターでの支援内容

からだ

- ・被害の経過確認
- ・全身の外傷の有無（外性器・肛門の変化を含む）
- ・アルコール・薬物使用の有無
- ・証拠物採取（膣内容物、血液・尿など）と保存
- ・緊急避妊
- ・性感染症の確認と予防
- ・人工妊娠中絶
- ・性感染症の治療
- ・妊娠継続・出産への支援

こころ

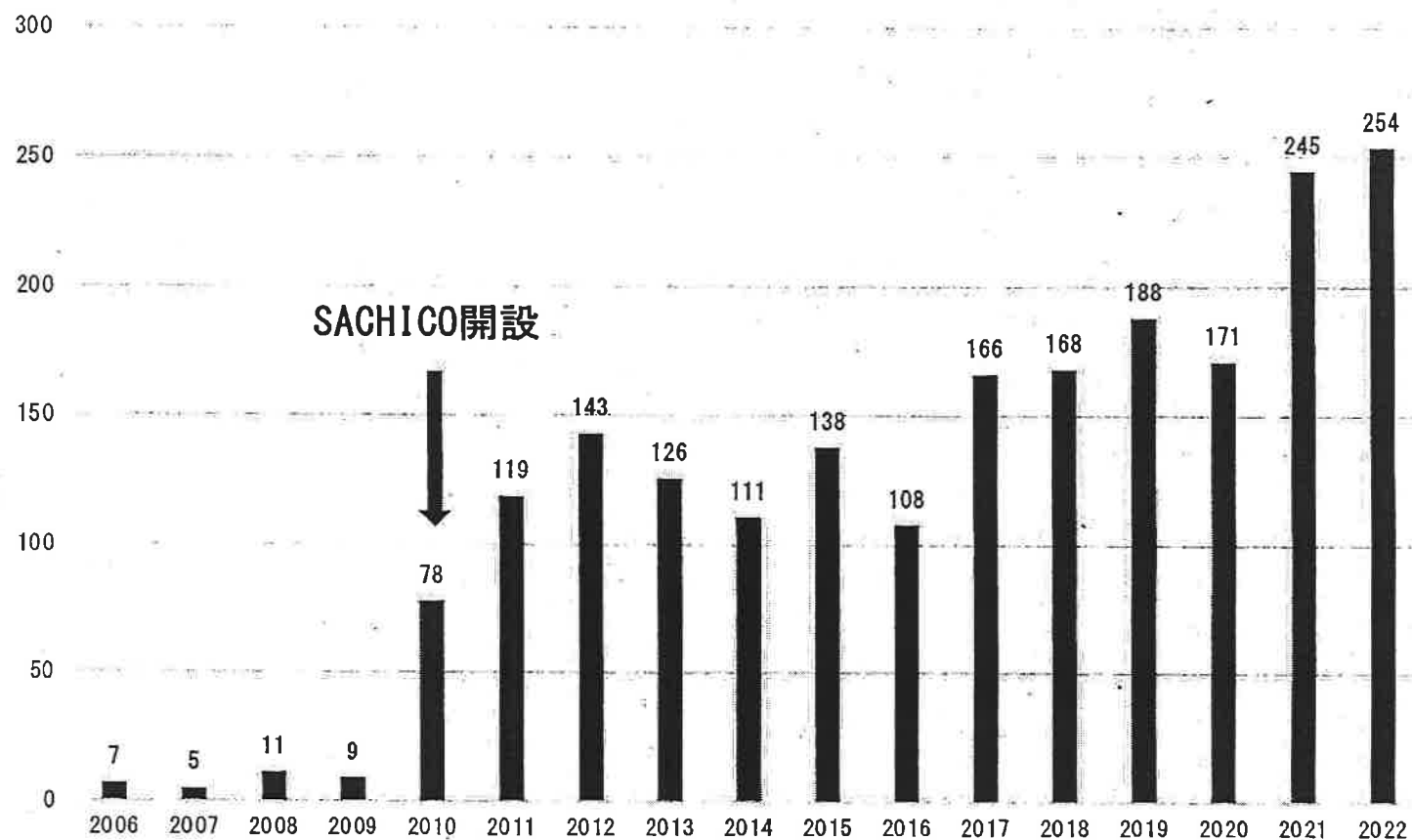
- ・心理教育
- ・開示へのねぎらい（はなしてくれてありがとう）
- ・被害であることの説明（あなたのせいではない）
- ・ストレス反応の対処（暴力を受けたあとの正常な反応）
- ・わたしのからだはわたしのもの わたしのこころはわたしのもの（あなたがえらぶ）
- ・専門的な治療

暮らし

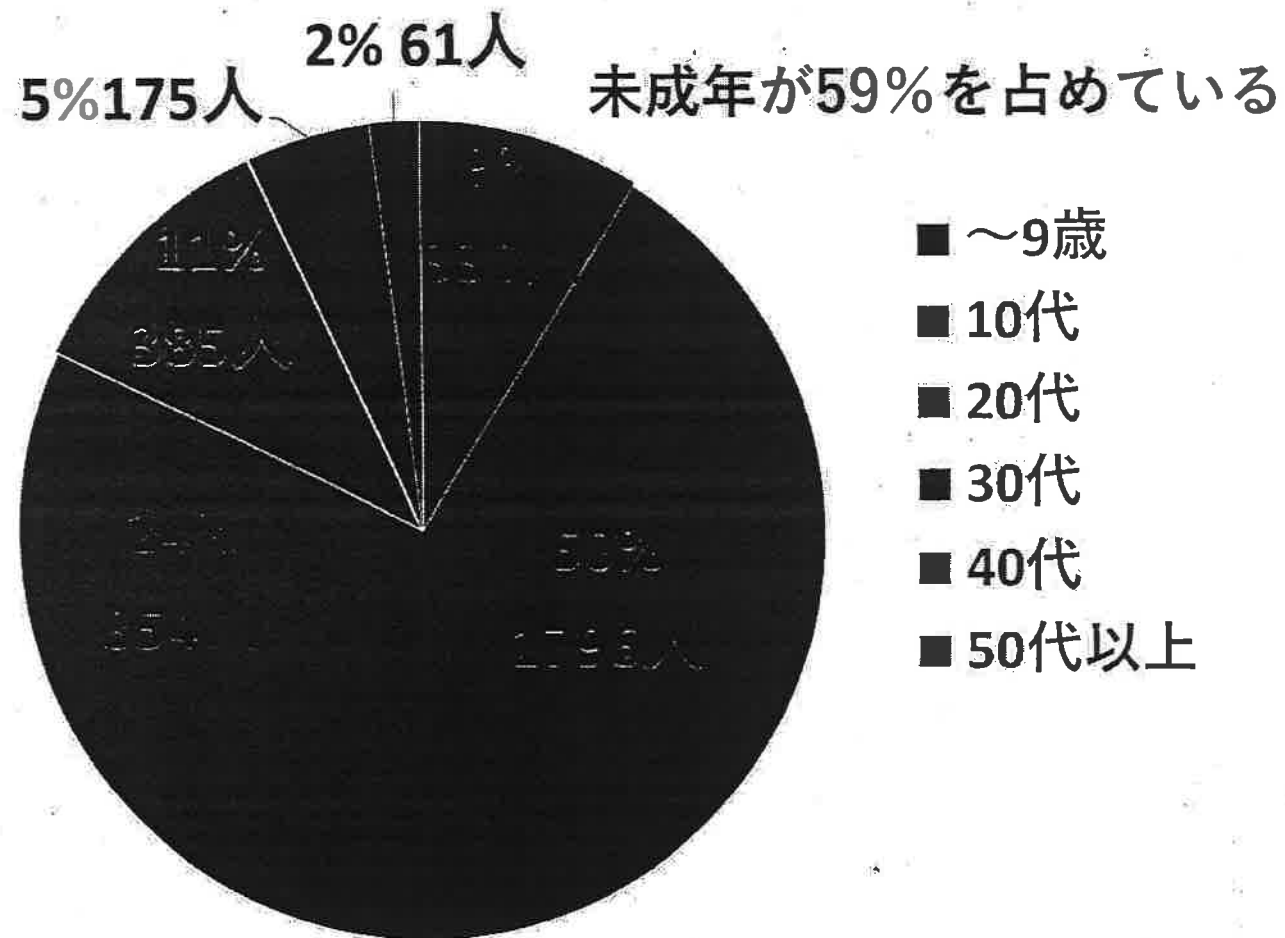
- ・被害状況の確認
- ・安全の確保（加害者との関係、被害の回数・期間、居場所の確保など）
- ・被害としての認知（警察への申告や児童相談所への通告）
- ・生活困窮への援助
- ・権利擁護のための司法支援の提供

レイプ・強制ワイセツ被害者数（8割はレイプ）年次変化

阪南中央病院 2006年4月～2023年3月



13年間の初診3601人の年代別割合（2010年4月～2023年3月SACHICO）



性暴力とは

同意のない・対等でない・強要された性的行為はすべて性暴力

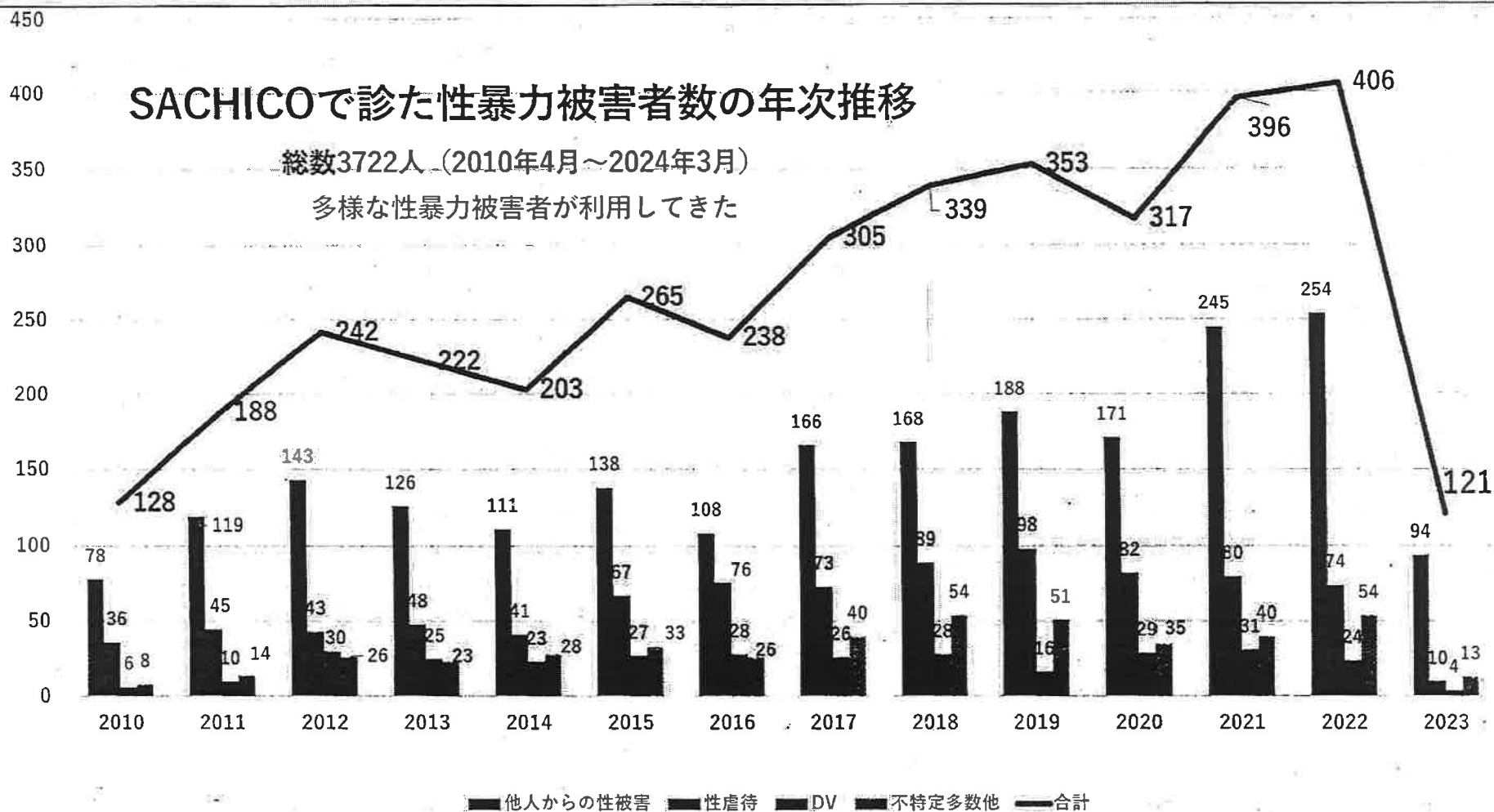
1. 不同意性交等（膣性交・口腔性交・肛門性交）
不同意わいせつなどの性暴力（他人からの被害）
2. 子どもへの性的虐待（家族からの被害）
3. DVとしての性暴力（パートナーからの被害）
4. その他（性的搾取・不特定多数・避妊のない性交など）
5. 身体接触のない被害（画像被害など）

これらは、「被害者である女性の性を踏みにじり、人間としての尊厳を脅かす」という意味で、人権問題であり、医療問題である

SACHICOで診た性暴力被害者数の年次推移

総数3722人 (2010年4月～2024年3月)

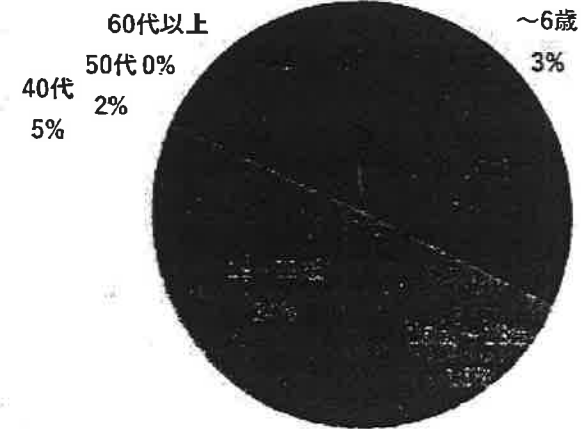
多様な性暴力被害者が利用してきた



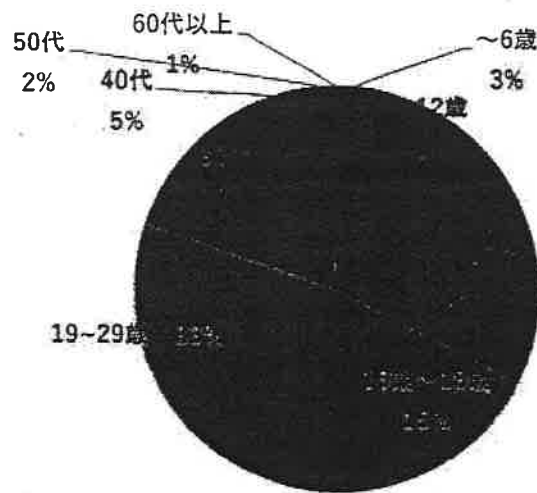
【性別・年齢】

	女性	男性	その他
2022年度	401	4	1
2023年度 診療あり	118	2	1
2023年度 診療なし	112	1	0

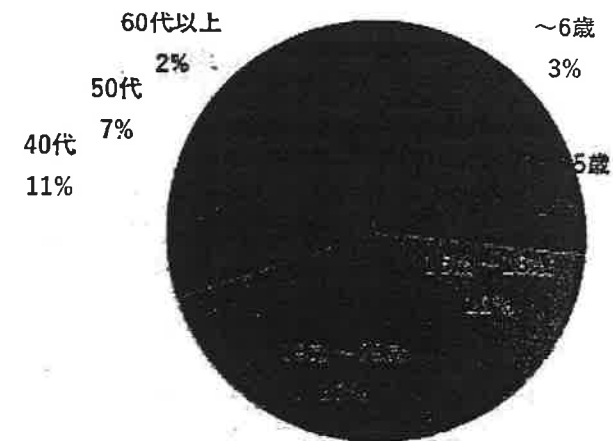
被害者の年齢 2023年度 診療あり(121例)



被害者の年齢 2022年度(406例)



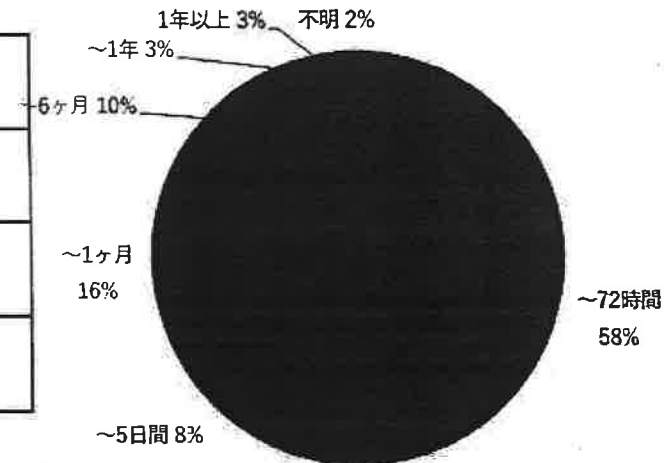
被害者の年齢 2023年度 診療なし(113例)



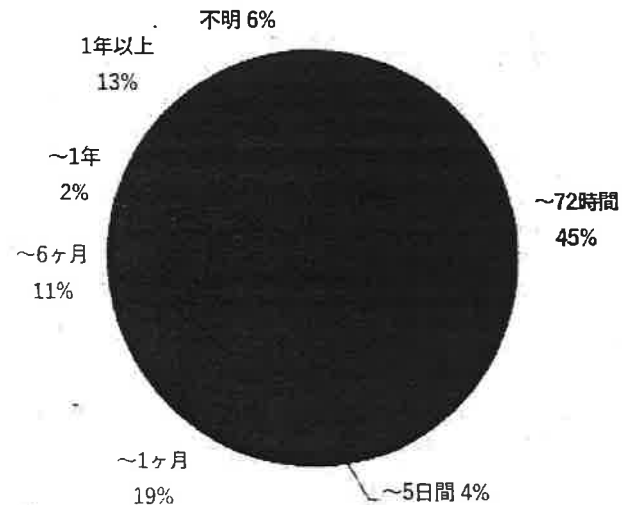
【被害から初回電話までの時間】

	～5日	6日～1 か月	～6カ月	～1年	1年～	不明
2022年度	200 (49%)	78 (19%)	42 (10%)	8 (2%)	53 (10%)	23(6%)
2023年度 診療あり	80 (56%)	19 (13%)	12 (10%)	12 (10%)	4 (3%)	2
2023年度 診療なし	6 (6%)	25 (22%)	33 (29%)	5 (4%)	35 (32%)	8

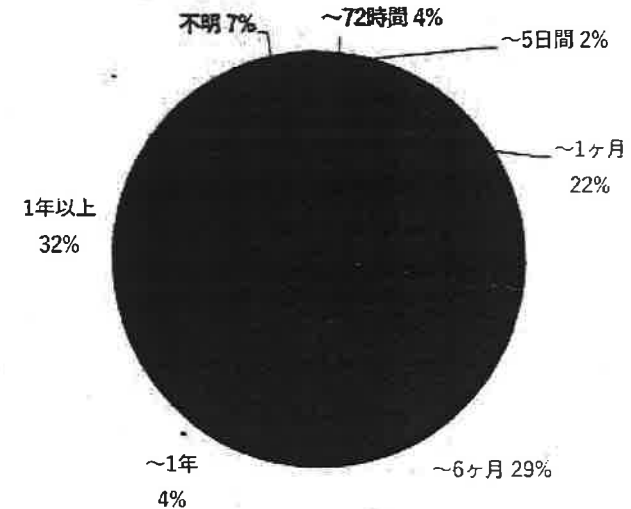
被害から初回電話までの時間 2023年度 診療あり



被害から初回電話までの時間 2022年度

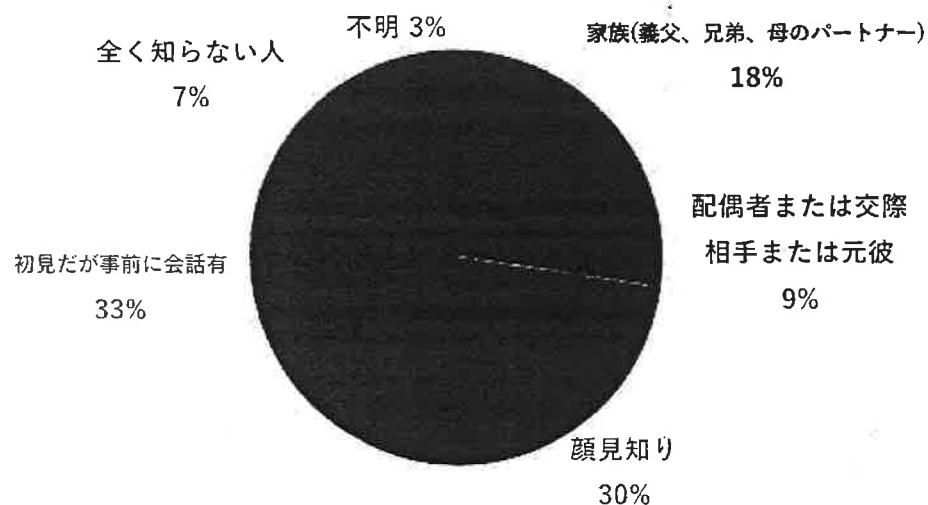


被害から初回電話までの時間 2023年度 診療なし



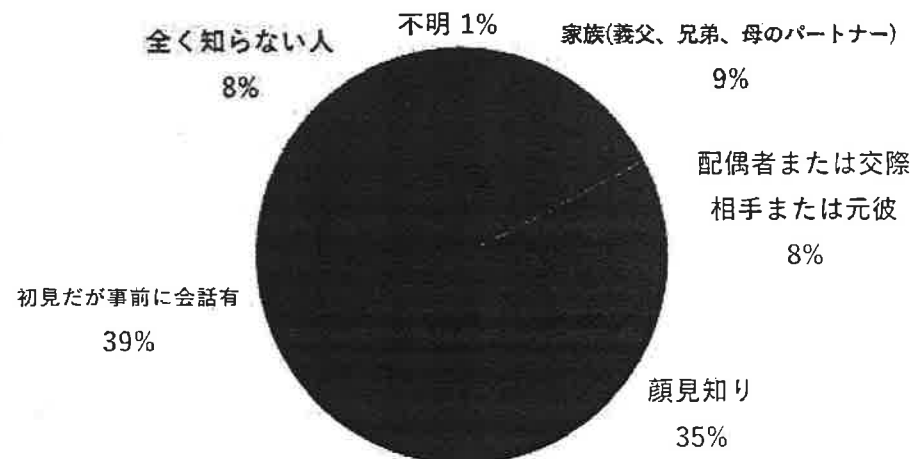
【加害者との関係】

加害者との関係 2022年度

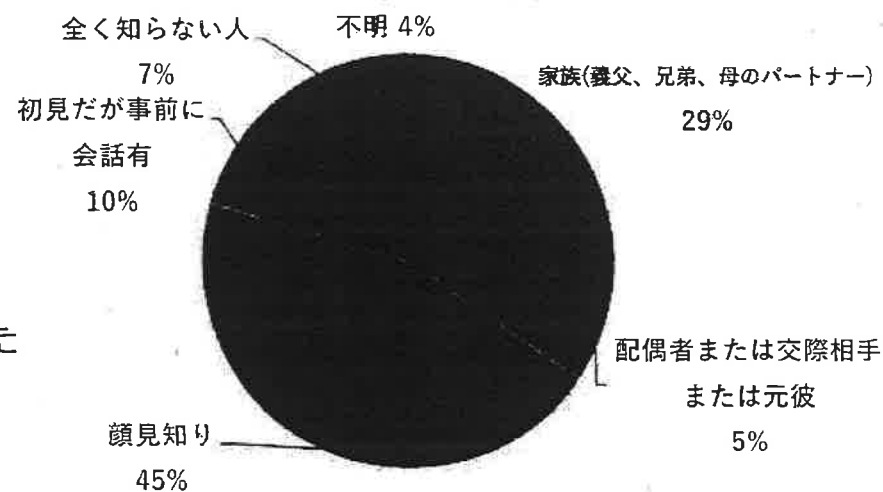


家族：実父、継父、母のパートナー、兄弟
 配偶者または交際相手：現在または過去
 顔見知り：知人・友人・先輩・同僚・上司、
 コーチや講師、教師など
 初見だが事前に会話あり：SNSなどを通して知り合いだった

加害者との関係 2023年度 診療あり



加害者との関係 2023年度 診療なし



【結果 他機関への紹介】

弁護士紹介

	あり	なし
2022年度	54 (13%)	352 (87%)
2023年度 診療あり	21 (17%)	100 (83%)
2023年度 診療なし	34 (30%)	79 (70%)

精神科紹介

	あり	なし
2022年度	16 (4%)	390 (96%)
2023年度 診療あり	2 (2%)	119 (98%)
2023年度 診療なし	11 (10%)	102 (90%)

シェルター等紹介

	あり	なし
2022年度	3 (1%)	403 (99%)
2023年度 診療あり	0	121 (100%)
2023年度 診療なし	7 (6%)	106 (94%)

カウンセリング紹介

	あり	なし
2022年度	11 (3%)	395 (97%)
2023年度 診療あり	2 (2%)	119 (98%)
2023年度 診療なし	0	113 (100%)

大阪府下協力病院受診者数

	2022年度	2023年度	2024年度（～12月）
警察同伴あり	13(76%)	72 (84%)	94 (78%)
警察同伴なし	4 (24%)	14 (16%)	26 (22%)
合計	17	86	120

SACHICO来所者数

	2022年度	2023年度	2024年度（～12月）
警察同伴あり	128 (32%)	60 (50%)	3 (6%)
警察同伴なし	258 (68%)	61 (50%)	50 (94%)
合計	406	121	53
相談のみ		113	106

児童相談所との連携

	2022年度	2023年度 診察あり	2023年度 診察なし
児童相談所 →SACHICO	87	21	0
SACHICO →児童相談所	3	1	2

2024年度(～12月) 電話相談・来所者数

- 電話相談 2607件

非通知201、無言電話244、公衆電話62、#8891 327(13%)

AV8 男性相談117(4.4%)

- 来所相談 来所件数489件 (SACHICO275件、分室214件)

実人数159人 診療あり(分室) 52人 診療なし107人

SACHICO来所件数275件 うち夜間休日66件(24%) 関係機関来所件数31件

カウンセリング紹介3人 弁護士紹介43人(27%)、その他(シェルター等) 3人

	10代未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
診療あり	13(25%)	34(65%)	3(6%)	2(4%)	0	0	0	0
診療なし	12(9%)	39(36%)	24(22%)	23(22%)	6(6%)	1	1	1

	不同意性交等	不同意わいせつ	性的虐待	DV	AV	その他
診療あり	13(25%)	4(8%)	25(48%)	1(2%)	0	9(17%)
診療なし	46(43%)	31(29%)	11(10%)	9(8%)	0	9(8%)

診療拠点の確保

大阪府こころの健康
総合センター内で診療
機能あり

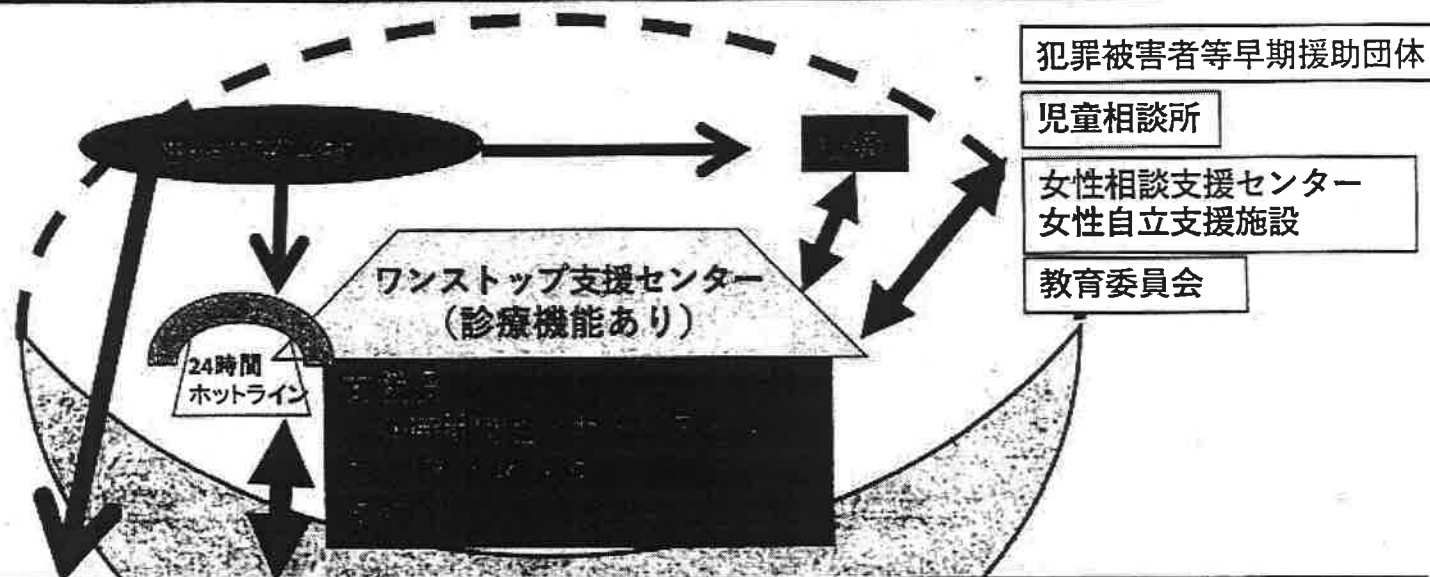
対応する人材の確保

医師・支援員の人
件費増額

診療・支援費用を公
費負担に

協力病院での診療
補助も拡大

大阪府こころの健康総合センター内
ワンストップ支援センター（診療機能あり）



大阪府内の協力病院・協力診療所
産婦人科・小児科・泌尿器科・外科・精神科など
（医師・看護師・助産師・保健師・公認心理師・社会福祉士を含む多職種チーム）
法医学者・弁護士

生活支援・保育園・幼稚園・学校・職場
公的な診療・証拠保存・司法支援・心理支援・生活支援のネットワーク

性暴力支援センター・大阪SAC HICO

性暴力被害者への対応とワンストップ支援センターの位置づけ

被害を検証する

陳述証拠
物的証拠
身体所見
証拠物採取

今を生きる
X
痛みを悼む

暴力ではなくて
対話でつながる
社会
個人



生活困窮
人権擁護・司法支援
感染症治療
妊娠中絶あるいは妊娠継続・出産
うつ状態・PTSDなどの治療

緊急避妊薬の処方
感染症検査
二次被害のない被害状況の確認と記録
既存の障がい（身体・知的・精神）に配慮
身体損傷・画像被害・搾取などを含む
証拠物採取・保存
急性ストレス反応に対する心理教育
生活支援
司法支援

包括的性教育

政策資料

女性活躍の更なる推進及び職場における ハラスメント防止対策の強化について

自由民主党 堺市議会議員団
堺市議会議員

山口 典子

女性活躍推進関係

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）の概要

1. 目的

女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

10年間の時限立法
(～R8 (2026) .3.31)

2. 概要

(一般事業主（民間企業等）に関する部分は厚生労働省が、特定事業主（国・地方公共団体）に関する部分は内閣府（内閣官房、総務省と共管）が所管）

○ 一般事業主（民間企業等）、特定事業主（国・地方公共団体）は、

(1) 職場の女性の活躍に関する状況の把握・課題の分析を実施、

(2) 状況把握、課題分析を踏まえた事業主行動計画を策定・公表、

〔事業主行動計画の必須記載事項〕
・目標（数値を用いて設定） ・取組内容 ・取組の実施時期 ・計画期間

(3) 女性の職業選択に資するよう、女性の活躍に関する情報を公表

・常用労働者301人以上の一般事業主及び全ての特定事業主は、

①職業生活に関する機会の提供に関する実績のうち

「男女の賃金の差異」（職員の給与の男女の差異）の項目 ※

②職業生活に関する機会の提供に関する実績のうち①以外の項目から1項目以上

③職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績から1項目以上
を公表

・常用労働者101人以上300人以下の一般事業主は、

「職業生活に関する機会の提供に関する実績」及び

「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績」の
全ての項目から1項目以上を公表

(1)～(3)の対象は、

①常用労働者101人以上の一般事業主 及び
(常用労働者100人以下の一般事業主は努力義務)

②全ての特定事業主

職業生活に
関する機会の
提供の実績

・採用者に占める女性の割合
・管理職等に占める女性の割合
・男女別の職種又は雇用形態の転換の実績
・男女別の再雇用又は中途採用の実績
・男女の賃金の差異 等

職業生活と家庭
生活との両立に
資する雇用環境
の整備の実績

・男女の平均継続勤務年数の差異
・残業時間の状況
・男女別の育児休業取得率
・有給休暇取得率 等

○ 国等は、優良な一般事業主に対する認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）、

公共調達における受注機会の増大等の施策を実施。

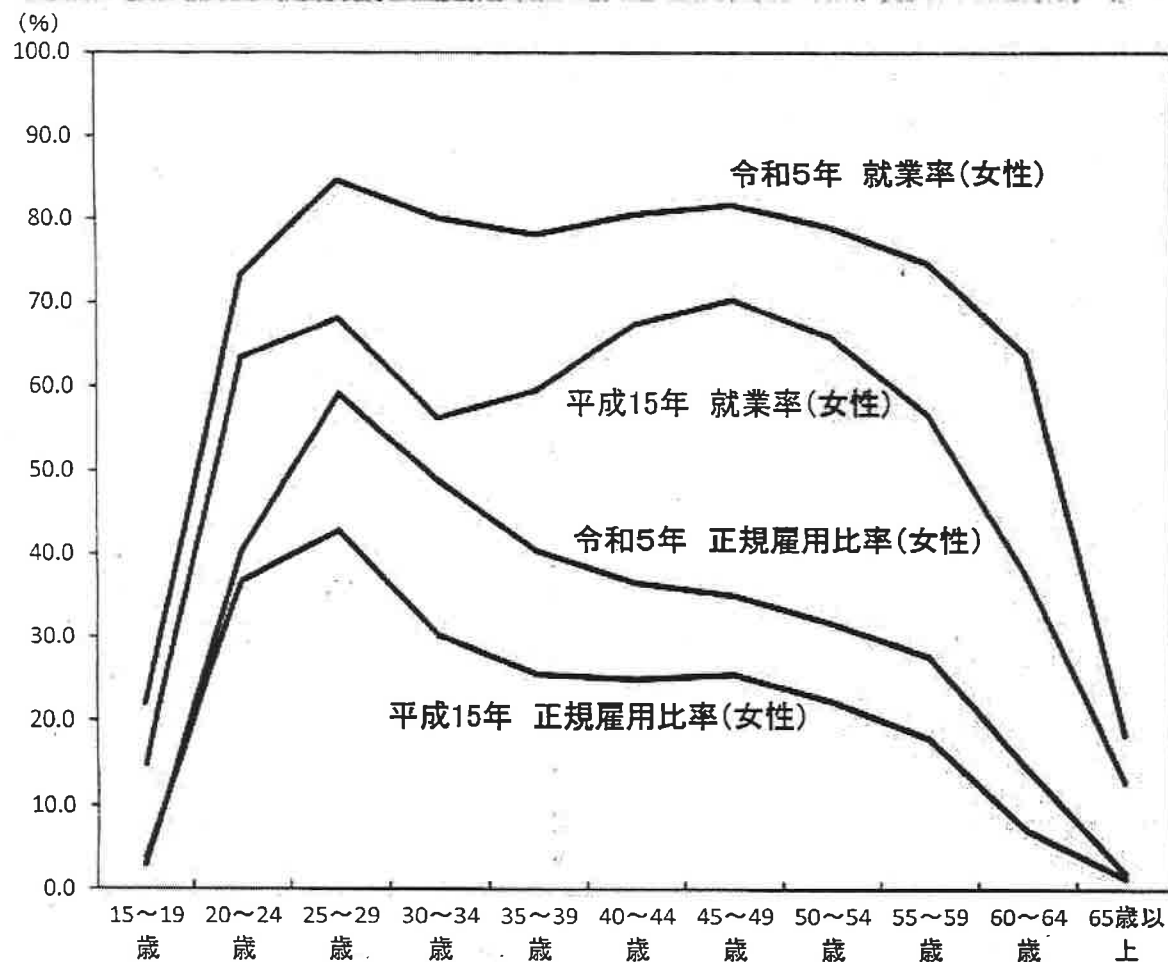
地方公共団体は、国の施策に準じて受注機会の増大等の施策を実施（努力義務）

○ 地方公共団体は、推進計画（区域内の女性活躍の推進に係る計画）を策定、公表（努力義務）



女性の年齢階級別就業率と年齢階級別正規雇用比率（平成15年と令和5年の比較）

- 女性の年齢階級別就業率は、令和5年ではカーブが浅くなり、台形に近づいている。
- 女性の年齢階級別正規雇用比率は令和5年では子育て世代である30代以降に低下し、「L字」カーブを描いているが、平成15年と比較すると上昇している。



（資料出所）総務省「労働力調査」（平成15年、令和5年）を用いて
厚生労働省雇用環境・均等局作成

近年の女性の活躍に資する法律の制定及び改正の主な状況

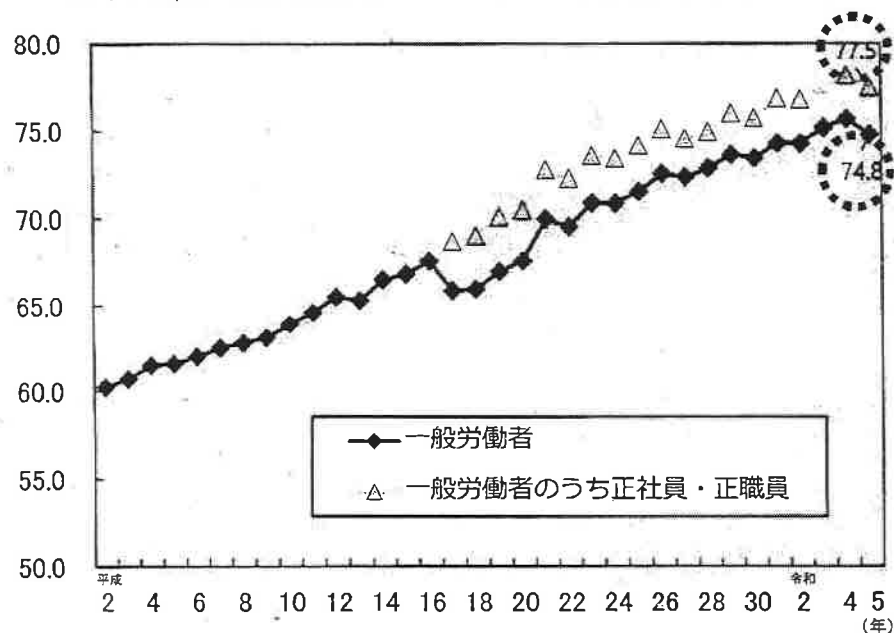
- 平成15年：次世代育成支援対策推進法制定**
 - 行動計画の策定・届出義務創設等
- 平成16年：育児・介護休業法改正**
 - 子の看護休暇制度の義務化等
- 平成18年：男女雇用機会均等法改正**
 - 間接差別の禁止、セクハラ防止措置義務の創設等
- 平成20年：次世代育成支援対策推進法改正**
 - 行動計画の策定義務対象の拡大等
- 平成21年：育児・介護休業法改正**
 - 3歳未満の子を養育する労働者について短時間勤務制度の単独措置義務化等
- 平成26年：次世代育成支援対策推進法改正**
 - 法律の期限延長、プラチナくるみん認定創設等
- 平成27年：女性活躍推進法制定**
 - 行動計画の策定・届出義務創設等
- 平成28年：育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法改正**
 - 介護休業・介護休暇取得の柔軟化
妊娠・出産等に関するハラスメント、育児休業等に関するハラスメント防止措置義務の創設等
- 令和元年：女性活躍推進法等改正**
 - 行動計画策定義務対象の拡大、パワハラ防止措置義務の創設等
- 令和3年：育児・介護休業法改正**
 - 産後パパ育休の創設等

男女間賃金差異とその要因

- 男女間賃金差異は長期的には縮小傾向にある。
- 男女間賃金差異の要因で最も大きいのは、役職の違い（管理職等比率）であり、次いで勤続年数の違いとなっている。

男女間賃金差異(※)の推移

(※) 男性労働者の所定内給与額を100としたときの、女性労働者の所定内給与額の値



- 1 「一般労働者」は、常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者をいう。
- 2 「短時間労働者」は、常用労働者のうち、1日の所定内労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。平成16年まで「パートタイム労働者」の名称で調査していたが、定義は同じである。
- 3 「正社員・正職員」とは、事業所で正社員、正職員とする者をいう。
- 4 平成30年調査から、常用労働者の定義が変更されている。(変更前：1か月を超える期間を定めて雇われている者、変更後：1か月以上の期間を定めて雇われている者)
- 5 平成30年以前は、調査対象産業「宿泊業、飲食サービス業」のうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除外している。
- 6 令和2年から、賃金構造基本統計調査にて、推計方法(復元倍率)が変更されている。
- 7 平成18年～令和元年分については、データの一部に遡及推計値を用いている。

男女間賃金差異の要因(単純分析)(令和5年)

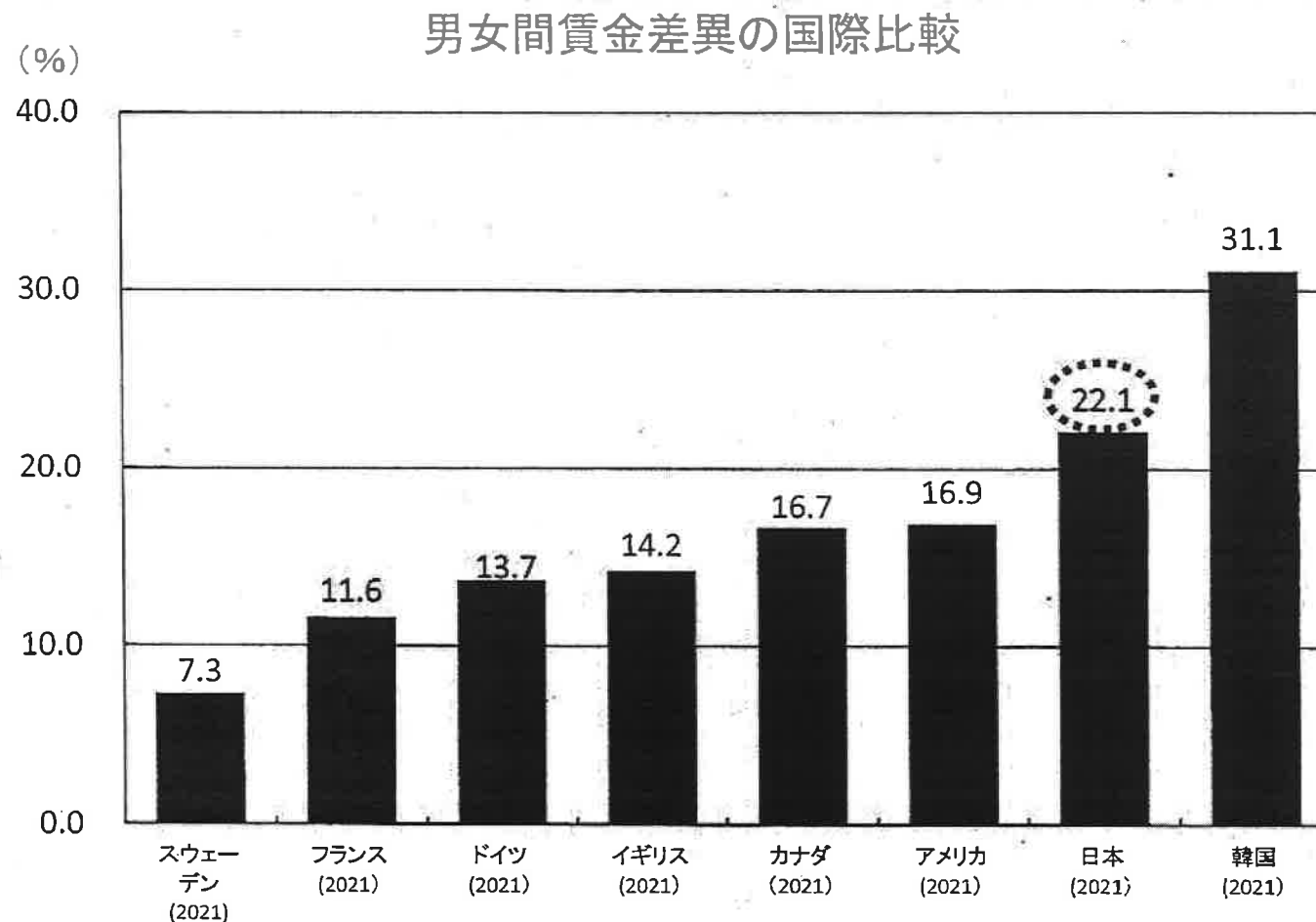
調整した事項	男女間賃金差異		男女間差異の縮小の程度 ②-①
	男女間格差 (調整前(原数値)) ①	男女間格差 (調整後) ②	
役職	74.8	84.5	9.7
勤続年数		78.5	3.7
学歴		77.2	2.4
労働時間		77.1	2.3
年齢		75.5	0.7
企業規模		74.8	0.0
産業		73.2	-1.6

- (注) 1 「調整前(原数値)」は男性100に対する、実際の女性の賃金水準
 2 「調整後」は女性の各要因の労働者構成が男性と同じと仮定した場合の賃金水準

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」を用いて厚生労働省雇用環境・均等局作成

男女間賃金差異の国際比較

- 国際的に見ると依然男女間賃金差異は大きい。



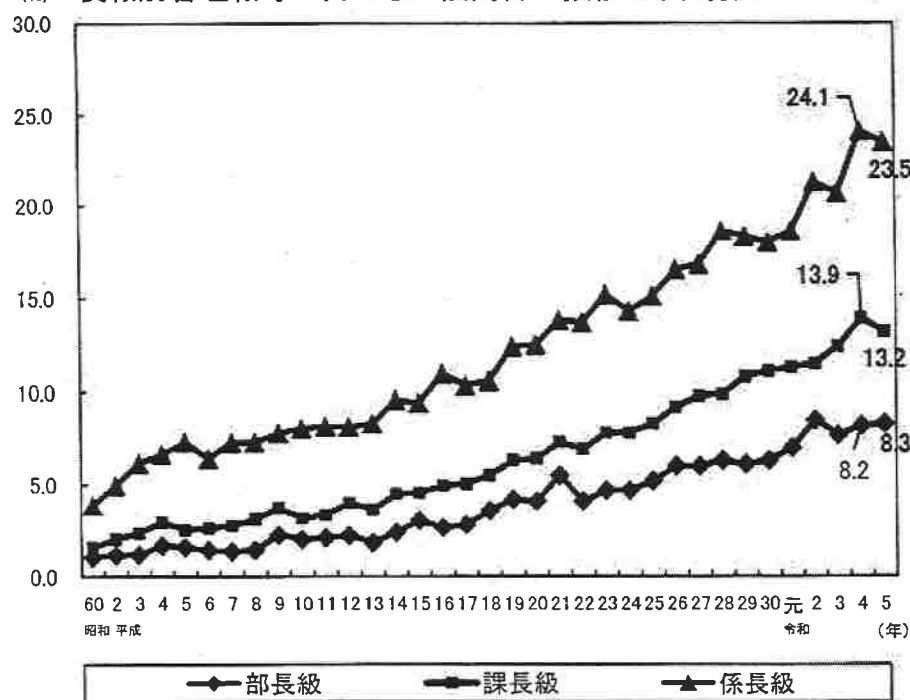
注) 男女の中位所得の差を男性中位所得で除した数値。原則、フルタイム労働者の週あたり総収入が対象。

(資料出所) (独)労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2024」⁶

管理職等に占める女性割合

- 管理職等に占める女性の割合は長期的には上昇傾向にあるが、国際的に見ると依然その水準は低い。

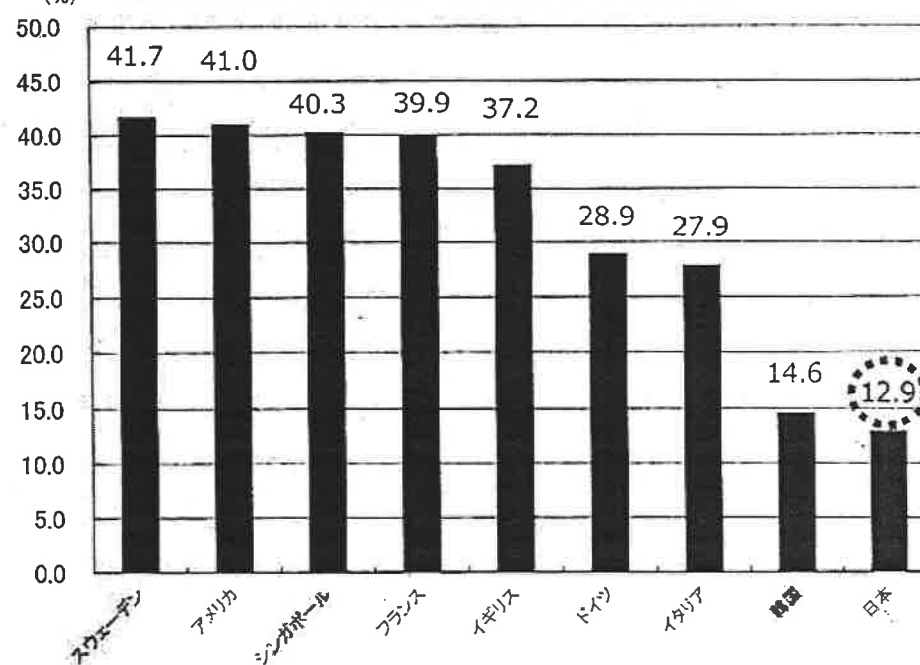
(%) 役職別管理職等に占める女性割合の推移(企業規模100人以上)



(資料出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和5年)を用いて厚生労働省雇用環境・均等局作成

- 注1) 平成30年調査から、常用労働者の定義が変更されている。
(変更前: 1か月を超える期間を定めて雇われている者、変更後: 1か月以上の期間を定めて雇われている者)
- 注2) 平成30年以前は、調査対象産業「宿泊業、飲食サービス業」のうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除外している。
- 注3) 令和2年から、推計方法が変更されている。
- 注4) 平成18年～令和元年分については、データの一部に遡及推計値を用いている。

(%) 管理的職業従事者に占める女性割合の国際比較



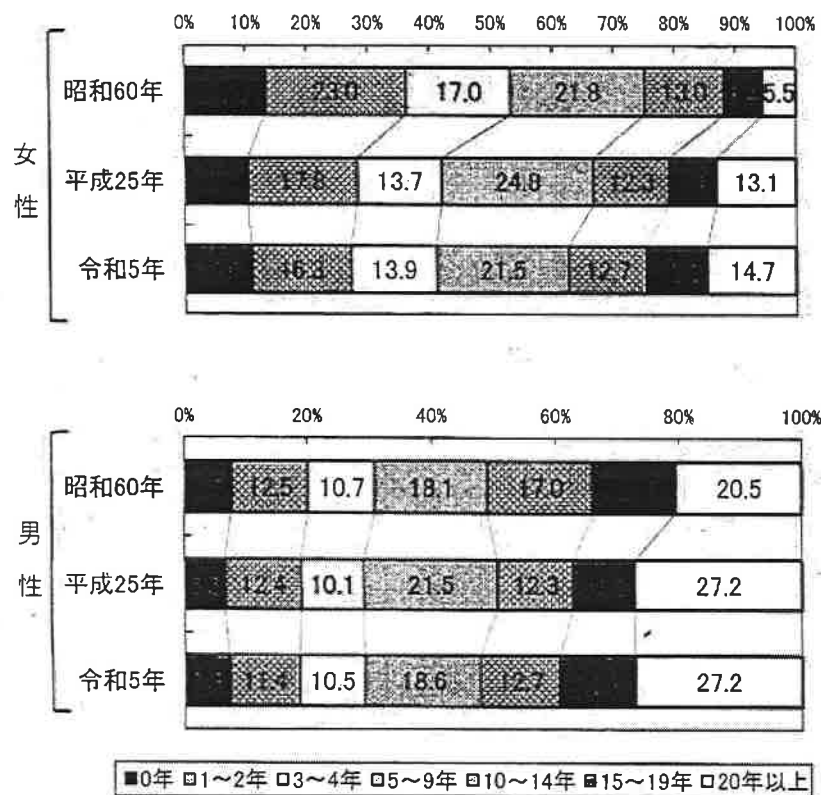
(資料出所) (独) 労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2024」
いずれも2022年値

- 注1) 日本の分類基準(日本標準職業分類)とその他の国の分類基準(ISCO-08)が異なるので、単純比較は難しいことに留意が必要。
- 注2) ここでいう「管理職」は、管理的職業従事者(会社役員や企業の課長相当職以上や管理的公務員等)をいう。
- 注3) 割合は、管理的職業従事者のうち女性の占める割合。

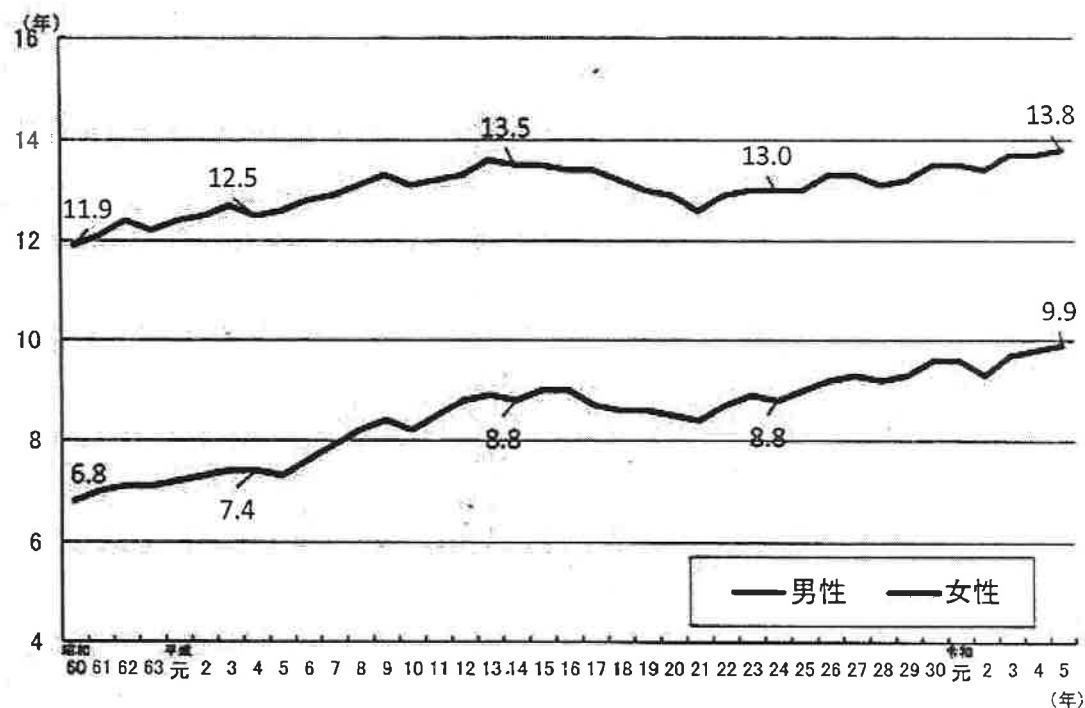
勤続年数

- 女性一般労働者の平均勤続年数は延びているが、男性よりいまだ短い（令和5年の平均勤続年数は男性13.8年に対して女性9.9年）。

勤続年数階級別一般労働者構成比の推移



一般労働者の平均勤続年数の推移



（資料出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和5年）

注1）平成30年調査から、常用労働者の定義が変更されている。

（変更前：1か月を超える期間を定めて雇われている者、変更後：1か月以上の期間を定めて雇われている者）

注2）平成30年以前は、調査対象産業「宿泊業、飲食サービス業」のうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除外している。

注3）令和2年から、推計方法が変更されている。

注4）平成18年～令和元年分については、データの一部に遡及推計値を用いている。

女性活躍の状況に係る各種指標の推移

- 女性活躍推進法の主要部分が施行された平成28年と直近の令和5年における女性活躍の状況に係る各種指標を比較すると、全体的に上向いていると言える。

項目	平成28年	令和5年
男女賃金差（※）	72.9	74.8
部長相当職に占める女性の割合	6.3%	8.3%
課長相当職に占める女性の割合	9.9%	13.2%
係長相当職に占める女性の割合	18.6%	23.5%
女性一般労働者の平均勤続年数	9.24年	9.94年

（※）男性労働者の所定内給与額を100としたときの、女性労働者の所定内給与額の値

（資料出所）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注1）平成30年調査から、常用労働者の定義が変更されている。

（変更前：1か月を超える期間を定めて雇われている者、変更後：1か月以上の期間を定めて雇われている者）

注2）平成30年以前は、調査対象産業「宿泊業、飲食サービス業」のうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除外している。

注3）令和2年から、推計方法が変更されている。

注4）平成18年～令和元年分については、データの一部に遡及推計値を用いている。

注5）役職別管理職等に占める女性の割合は企業規模100人以上の企業が対象

第5次男女共同参画基本計画の目標値の進捗状況

- 第5次男女共同参画基本計画の策定当時と令和5年の、女性活躍の状況に係る各種指標を比較すると、一定の効果がみられるが、その上昇ペースは緩やかである。

項目	目標値 (令和7年)	策定当時 (令和2年)	最新値 (令和5年)	等速で目標値を 達成する場合、 令和5年時点で 到達すべき数値
部長相当職に占める女性の割合※1	12%	8.5%	8.3%	10.6%
課長相当職に占める女性の割合※1	18%	11.5%	13.2%	15.4%
係長相当職に占める女性の割合※1	30%	21.3%	23.5%	26.5%
25歳から44歳までの女性の就業率※2	82%	77.4%	80.8%	80.2%
えるぼし認定の企業数※3	2,500社	1,209社	2,534社	1,984社

※1 (資料出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

※2 (資料出所) 総務省「労働力調査(基本集計)当該年平均」

※3 厚生労働省雇用環境・均等局調べ

（参考）企業規模別企業数及び従業者数

- 300人以上規模の企業等数の総数に占める割合は0.5%、その従業者数の総数に占める割合は42.9%。
- 100～299人規模の企業等数の総数に占める割合は1.2%、その従業者数の総数に占める割合は13.2%。

	企業等数（企業等）	企業等数_割合	従業者数_男女計（人）	従業者数_割合
総数	3,684,049	—	56,805,611	—
300人以上	19,320	0.5%	24,351,298	42.9%
100～299人	44,035	1.2%	7,501,878	13.2%
0～99人	3,620,694	98.3%	24,952,435	43.9%

（出典）令和3年経済センサス活動調査

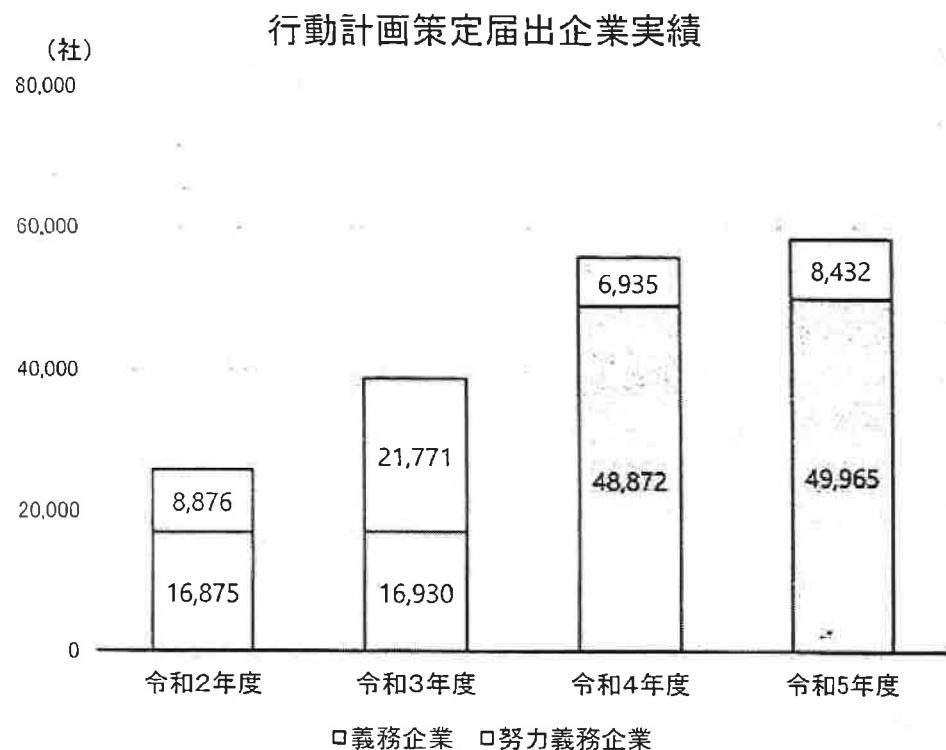
注1：全産業（公務を除く）が対象。「企業等」は法人及び個人を含む。

注2：企業規模の別は、企業常用雇用者規模（国内及び海外の常用雇用者の規模）による。

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届出数の実績

○ 一般事業主行動計画策定の義務対象企業の届出率は98.4%。

※特例認定企業は行動計画の策定・届出義務が免除されるため届出率は100%にはならない。



	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
①行動計画策定届出企業数	16,875	16,930	48,872	49,965
②行動計画策定届出企業数	25,751	38,701	55,807	58,397
企業規模				
大企業 (届出率)	16,875 (98.9%)	16,930 (95.5%)	48,872 (97.8%)	49,965 (98.4%)
努力義務企業	8,876	21,771	6,935	8,432

※義務企業：R3年度までは301人以上企業、R4年度から101人以上企業

（資料出所）厚生労働省雇用環境・均等局調べ

女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の作成理由

- 事業主行動計画を作成した理由を見ると、「法律に定められているから」が高いものの、それに次いで「企業イメージの向上につながると考えたから」や「採用・育成・登用等に課題があり、それを解消したかったから」が高くなっており、特に30～99人規模の企業において、これらの数値が上昇している。

図表 2-1-3 企業規模別 行動計画作成理由の経年比較（行動計画作成企業のみ）

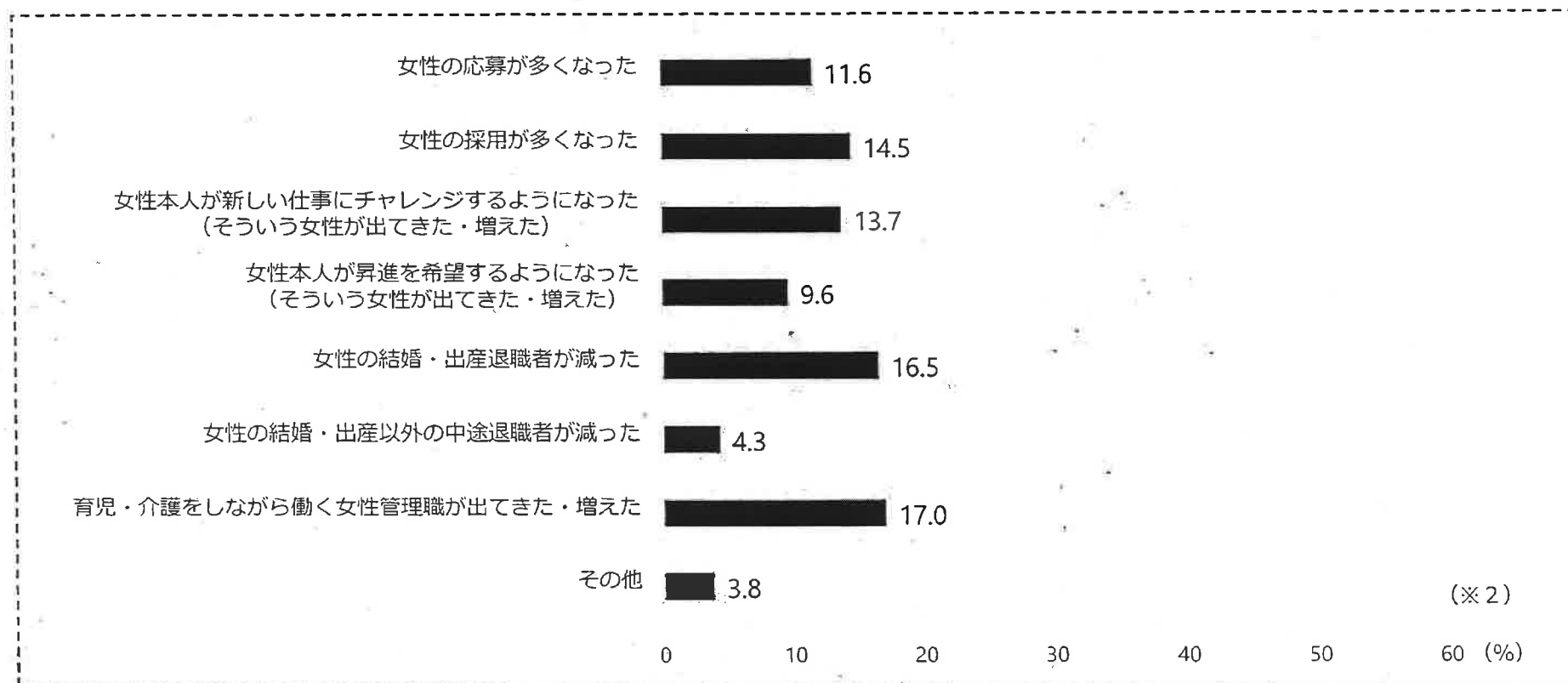
	30～99人			100～299人			300人以上		
	2018年	2023年	差分	2018年	2023年	差分	2018年	2023年	差分
計(n)	69	118		386	706		1133	966	
1 法律に定められているから	55.1%	37.3%	-17.8%	83.4%	89.0%	+5.5%	93.9%	92.4%	-1.5%
2 女性の活躍推進に関する一般事業主行動計画の策定が企業イメージの向上につながると考えたから	39.1%	53.4%	+14.3%	35.0%	38.5%	+3.6%	44.4%	45.3%	+0.9%
3 女性の採用・育成・登用等に課題があり、それを解消したかったから	7.2%	18.6%	+11.4%	11.9%	16.6%	+4.7%	26.0%	23.0%	-3.1%
4 一般事業主行動計画の策定および実施に関して、国や自治体による支援あったため	14.5%	11.0%	-3.5%	8.3%	6.9%	-1.3%	2.6%	4.5%	+1.9%
5 他社も一般事業主行動計画を策定していたため	1.4%	6.8%	+5.3%	6.5%	5.4%	-1.1%	5.0%	5.0%	-0.1%
6 「えるぼし」認定取得のため	2.9%	12.7%	+9.8%	3.4%	6.5%	+3.1%	5.0%	11.3%	+6.3%
7 学生が就職活動の際に参考にしていて聞いたから	7.2%	13.6%	+6.3%	6.2%	8.5%	+2.3%	13.2%	13.9%	+0.6%
8 投資家にアピールできるから	-	-	-	0.8%	1.1%	+0.3%	2.1%	3.3%	+1.2%
9 消費者にアピールできるから	-	-	-	-	1.3%	+1.3%	-	2.7%	+2.7%
10 取引先企業にアピールできるから(2023年調査)	-	2.5%	+2.5%	-	1.8%	+1.8%	-	4.0%	+4.0%
11 国や自治体による公共調達加点があったから	14.5%	11.9%	-2.6%	2.3%	2.0%	-0.3%	1.1%	3.1%	+2.0%
12 国の助成金申請のため(両立支援等助成金(女性活躍加速化コース))	13.0%	14.4%	+1.4%	3.4%	1.8%	-1.5%	0.8%	1.0%	+0.2%
13 労働者や労働組合から求めがあったため	-	-	-	1.0%	0.6%	-0.5%	0.9%	0.8%	-0.1%
14 その他	4.3%	4.2%	-0.1%	3.1%	1.1%	-2.0%	1.3%	1.2%	-0.1%
無回答	-	-	-	0.3%	-	-	-	-	-

注：項目 8 と 9 は 2018 年調査で「投資家・消費者にアピールするため」としてまとめたはずなので、表中にはその結果を掲載。項目 10 は 2018 年調査ではたずねていない。

女性社員の活躍への影響や手応え

- 女性活躍推進法のための施策に取り組んだことにより、女性社員の活躍にどのような影響や手応えがあったかを見ると、半数程度は何らかの影響や手応えがあったと回答している。

女性社員の活躍への影響や手応え



※調査対象：女性活躍推進法のための施策に取り組んでいる企業 (n=2,336)

(※1) 「いずれもない」と回答した企業が48.1%であることを踏まえ、減算したもの (※2) 複数回答
258

(資料出所) 厚生労働省「女性活躍に関する調査」(令和5年度)



民間企業における女性活躍促進事業

令和7年度概算要求額 2.4 億円 (1.9 億円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	○			

1 事業の目的

事業主、特に中小企業を対象として、女性の活躍推進に関する自社の課題を踏まえた取組内容のあり方、男女の賃金の差異の要因分析、定められた目標の達成に向けた手順等について、個別企業の雇用管理状況に応じたコンサルティング等を実施し、我が国における女性活躍の一層の推進を図る。また、女性の活躍推進の観点で特に課題とされている女性の正規雇用におけるL字カーブの解消のための施策として、アンコンシャス・バイアス緩和に関する啓発、および学生等を対象としたキャリア形成支援等に関する周知・啓発事業に取り組む。
加えて、女性活躍推進法の周知・広報に取り組む。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

事業の目的・実施の趣旨

- 女性活躍推進アドバイザーによる、個別企業の雇用管理状況に応じたコンサルティングの実施
- 女性活躍推進センターの運営

事業の概要・スキーム

- 女性活躍推進に係る周知・広報
- アンコンシャス・バイアス緩和に関する啓発
- 学生等を対象としたキャリア形成支援等に関する周知・啓発
 - ・学校への出前講座
 - ・令和6年度事業において制作したガイドブックの継続配布
 - ・SNS、雑誌等の媒体を活用したキャリア形成支援に関する広報

事業の実施体制

- 事業主や人事労務担当者等を対象とした女性活躍推進法に関する説明会の開催
- 女性活躍推進法に係る説明、問い合わせ・相談対応等を行う指導員の設置 (0→10人) ※拡充内容

実施主体

国、都道府県労働局、委託事業（民間企業等）

事業実績

コンサルティング件数：1,255社
(令和5年度)



領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名

山口 典子

使 途 項 目	事務・事務所費
整 理 番 号	6 /
領収書等貼付欄(複数枚の貼付は、不可)	

領 収 証

山本 典子 様

¥77,000-

但し、堺ドリームビル201号室 4月分賃料・共益費

として金額正に領収致しました。

内訳

税率	税抜金額	消費税額
10 %	¥70,000	¥7,000
8 %		

2025年3月31日

株式会社ヒューマンドリ

大阪市中央区安土町2

TEL:06-6210-3169(代)

登録番号:T1120001131698



按 分 率 (按分による支出の場合に使用)

80 % 61,600 円 (按分率の根拠)

事務所(使用)状況報告書に記載のとおり

(その他)

事務所家賃 4月分(共益費・水道代含む)

事務所所在地 堺市堺区熊野町東3-2-27 堺ドリームビル201号室

〒590-0946

大阪府堺市堺区熊野町東3-2-27
堺ドリームビル 00201

(株)タイセイシュアーサービス

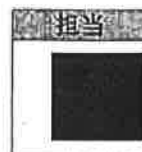
534-0021

大阪府大阪市都島区都島本通1丁目4-20

山口 典子 様

タイセイビブル8階

TEL : 06-6921-8111



御請求書

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
 平素は弊社管理物件をご利用頂き誠にありがとうございます。
 今回の御請求内容は下記の通りとなっております。
 過不足のないようにご入金下さいますようお願い申し上げます。

敬具

物件名	堺ドリームビル	部屋番号	00201
御請求対象者様	山本 典子 様		

繰越請求金額	当月請求金額	御入金金額	当月請求合計金額
0 円	77,000 円	0 円	77,000 円

費 目	摘 要	本体金額	消費税	請求額
家賃	月次(2025年4月分)	65,000 円	6,500 円	71,500 円
共益費	月次(2025年4月分)	5,000 円	500 円	5,500 円
合計		70,000 円	7,000 円	77,000 円

銀行名	りそな	支店名	船場
口座種別	普通	口座番号	
フリガナ	カヒューマントリーム		
名義人	(株)ヒューマンドリーム		